

第六十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 四 号

昭和四十四年二月二十八日(金曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長代理 理事 浦野 幸男君

理事 宇野 宗佑君 理事 小宮山重四郎君

理事 藤井 勝志君 理事 武藤 嘉文君

理事 中村 重光君 理事 堀 昌雄君

理事 玉置 一徳君

天野 公義君 内田 常雄君

遠藤 三郎君 小笠 公昭君

大橋 武夫君 海部 俊樹君

神田 博君 嶋田 宗一君

黒金 泰美君 坂本三十次君

島村 一郎君 田中 榮一君

橋口 隆君 増岡 博之君

石川 次夫君 岡田 利春君

加藤 清二君 佐野 進君

田原 春次君 中谷 鉄也君

古川 喜一君 武藤 山治君

塚本 三郎君 近江日記夫君

岡本 富夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 大平 正芳君

出席政府委員

公正取引委員会 委員長 山田 精一君

公正取引委員会 事務局長 柿沼幸一郎君

通商産業政務次官 藤尾 正行君

通商産業省通商局長 宮沢 鉄蔵君

通商産業省貿易振興局長 原田 明君

通商産業省企業局長 大慈彌嘉久君

通商産業省重工業局長 吉光 久君

委員外の出席者

公正取引委員会 委員 梅田 孝久君

公正取引委員会 委員 龜岡 康夫君

厚生省環境衛生局長 橋本 道夫君

農林省農政局參事官 田所 萌君

農林省農地局計面部資源課長 上田 克巳君

農林省畜産課長 千野 知長君

農林省振興課長 椎野 幸雄君

農林省振興課長 専門員

二月二十六日
委員勝澤芳雄君及び佐野進君辞任につき、その補欠として高田富之君及び山内広君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員高田富之君及び山内広君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員坂本三十次君、勝澤芳雄君、佐野進君及び中谷鉄也君辞任につき、その補欠として野呂恭一君、阪上安太郎君、角屋堅次郎君及び柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員野呂恭一君、角屋堅次郎君、阪上安太郎君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として坂本三十次君、佐野進君、勝澤芳雄君及び中谷鉄也君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員勝澤芳雄君及び佐野進君辞任につき、その補欠として北山愛郎君及び高田富之君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員北山愛郎君及び高田富之君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君及び佐野進君が議長の指名で委員に選任された。

とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 主務大臣は、政令で定めるところにより、第五條の第二項の承認を受けた商工組合等の構成員たる中小企業者であつて特定業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行なうものに対し、その者が当該承認に係る構造改善計画に従つて、指定事業を行なう他の法人である中小企業者と合併し、又は特定事業を行なう他の法人である中小企業者に対して出資し、若しくは指定事業を行なう他の中小企業者とともに出資して特定事業を行なう法人（会社又は企業組合に限る。）を設立し、かつ、それにより当該特定事業を行なう中小企業者の事業の生産性が著しく向上することと認められる旨の承認をすることができ、特定事業以外の指定事業を行なう中小企業者が同項の承認を受けた商工組合等の構成員たる中小企業者であつて特定事業を行なうものと当該承認に係る構造改善計画に従つて合併する場合であつて、その合併により当該特定事業を行なう中小企業者の事業の生産性が著しく向上することと認められるときにおける当該指定事業を行なう中小企業者に対して、同様とする。
- 第十七條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
- 3 主務大臣は、第五條の二第一項の承認を受けた商工組合等に対し、構造改善事業の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十九條第一項中「第十七條第一項又は第二項」を「第十七條第一項から第三項まで」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

中小企業の構造改善を促進するため、構造改善を図ることが国際競争力を強化するため緊急に必要であると認められる業種について中小企業構造

改善計画の承認制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○浦野委員長代理 まず、本案の提案理由の説明を聴取いたします。 大平通産大臣。

○大平通産大臣 ただいま議題になりました中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

最近の中小企業をめぐる経済環境は、対外的には、発展途上国の追い上げと特恵関税制度の実施、資本自由化措置の進展等により国際競争が激化し、対内的には、賃金コストの上昇、労働力需給の逼迫を見る等一段とびしさを加えつつございます。中小企業はわが国経済に占める重要性にかんがみ、わが国の中小企業が、これらの激動する内外の経済情勢に対処してその競争力を強化していくためには、企業の合理化、近代化とともに、業種態様に即した構造改善を進めてまいることが緊要であります。

政府といたしましても、かねてからかかる見地に立ちまして中小企業の構造改善を促進するための施策の実施につとめてまいりましたが、この際、中小企業近代化施策の根幹となつてくる中小企業近代化促進法に、中小企業の構造改善に関する所要の規定を加え、これに関する施策を総合的かつ重点的に講じようとするものでございます。次に、改正の要旨につきまして、御説明申し上げます。

第一は、中小企業近代化促進法の指定業種のうちから、その構造改善をはかることが国際競争力を強化するため緊急に必要であると認められるものを特定業種として指定することといたしていることであります。

第二は、この特定業種に属する事業を行なう中小企業者を構成員とする商工組合等は、その構成員たる中小企業者の事業にかかると生産規模の適正化、取引関係の改善等の構造改善に関する事業に

つきまして、自主的に構造改善計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その計画が適当である旨の承認を受けることができるものとしていたすることとあります。

第三は、この承認を受けた計画に従つて実施される構造改善事業につきまして、政府は、資金の確保と融通のあつせんにつとめるとともに、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特別措置を講ずることといたしていることとでございます。

以上が今回の改正の主要点であります。

何とぞ慎重に御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○浦野委員長代理 本案の質疑は後日に譲ることといたします。

○浦野委員長代理 通商産業の基本施策に関する件及び経済総合計画に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。 武藤山治君。

○武藤（山）委員 いま毎日、新聞に出ないことはないほど国民の関心が寄せられて八幡、富士の合併をめぐる諸問題について、通産省あるいは公取それぞれ担当局にお尋ねをしたいと思ひます。

最初に、今度の取り扱ひをめぐって、どうも私たち理解に苦しみ点がございいます。昨日も社会党は正式に公取委員長に政審会長を通じて申し入れをして、委員長のお答えも新聞にけき出ております。

まず最初に梅田さん、法律の専門家のようでありまして、あなたにお尋ねをいたしますが、合併しようとする場合には公正取引委員会に届け出るなければならぬということが十五條二項に書いてある。今回の合併をめぐって八幡、富士から公取に届け出があったのですか、なかったのですか。

○梅田説明員 まだ正式な届け出はございません。

○武藤（山）委員 正式な届け出ではない。しかしらばどういふ正式でない届け出があったのですか。

○梅田説明員 公正取引委員会におきましては、独禁法に関する相談業務を行なっております。現に独禁法相談所という表示を掲げて、官房がその業務を行なつておるのでございますが、その精神は、違反になったものを見つけたらして是正措置を命ずるといふ仕事のほかに、違反にならないようにする。もしこれが違反であるかどうかということとを相談してきた場合に、それは違反の予防という意味でいろいろ相談業務を行なつておるのでございますが、やはりその一環として本相談があったものと私は理解しておる次第でございます。

○武藤（山）委員 梅田委員のおっしゃる相談所ではいろいろチェックしたり指導するという場合は、再販維持価格なりあるいは過度の集中なりという現実に行なわれている姿を、国民から不満や苦情があつたり、あるいは当事者からこの程度のことはいかがだろかという相談があつた場合ならいざ知らず、これからどういふ被害が起るかわからない、また国民にどういふマイナスを与えるかわからない大企業の合併の富士、八幡の問題について、その相談所を設置した精神と同じ精神で届け出のないものを公取が先に協議をするということとは、私は違法行為だと思ふのです。こういう合併の問題を届け出がないうちに審査をするという法律の根拠は何ですか。法律上の何に基づいてそういうことができるのですか。明らかにしてください。

○梅田説明員 法律上の根拠というまことに鋭い御質問と思ひます。それは直接の条文は、私、ないと思ひます。しかし、公取の行政事務として違反を予防するという仕事は、これは公取の職務の中に属すると私は考えております。そういう意味におきましての相談、こう私は理解しておる次第でございます。

○武蔵(山)委員 法律的根拠がないのにこういう大合併の問題を事前に協議するということは、これはしろうと考案というならどういふことじやないですか、梅田さん。大学受験生がいよいよ試験が明日だ、その場合、前の晩暮夜ひそかにあしたの答案はこういう中身だぞと教えてやるにひしひしという行為じやないですか。今度の場合はそのじやないですか。やみ取引じやありませんか。あなたはどう思いますか。

○梅田説明員 入学試験の前に問題を漏らすという場合と本件の場合とは同じではないかという御趣旨と思いますが、予防という意味で、こういうことをやりたいのだけれども、全部資料を添えまして、これが違反になるかどうかということをお教えしてもらいたい、公取といたしまして、違反であれば違反である、違反であるものを違反でないというふうにお答えするわけではございませんので、おあげになりました例と本件の場合とはいささか違うのではないかと、こう理解するわけでございます。

○武蔵(山)委員 私はその精神のことを言っているのです。それはものごとの性質が全く違う問題ですから、違ふという答えは正しいと思う。しかし、そういう場合のケースに当てはめて国民は判断しますよ。たとえば届け出が正式にないのじやない。ないのにもかかわらず、こういう点とこういう点とこういう点をこうすれば合格だよということを事前に教える、事前に教えるわけじやない、新聞を見ていって。しかも二十四日に公取委員長は、事前に教えた内容を国民に明らかにした。しかもそれはあなたのいまの答弁では法的に別に基づいていない。それではやみ取引じやないですか。しかも事は小さな問題じやないのです。とにかく日本の産業界あるいは国民の生活、物価の問題、いろいろな角度から国民が関心を持っている大問題なんです。そういう大問題をそういう軽率な取り扱いで一体的にいいのじやないかという事です。あなたは検事正までやった人で法律の専門家だが、経済の問題を全く無視した形で

この問題が委員会の中で議論されたいへんから私は聞いてるわけなんです。法律の専門家が法律上きちっとした根拠がないのにこういうことで委員会をどんどん進めていっているというこの態度は私は間違いだと思ふのです。あなた全く間違いないとここでもって大みえを切るのですか。先ほどは法律的根拠は、はっきりしたものは説明できないわけじやない。だからこれはどうもやみ答案を指示している。これは公取として自殺行為です。やるべきでない行為です。どうですか。

○梅田説明員 当委員会が内相談の結果に基づきまして直ちに合併ができるわけではございません。合併をするためには、御承知のように届け出を必要といたします。届け出がありますれば、これは正式の独禁法の手続にのるわけでございます。それで、三十日以内に公取が何らの意思表示をしなければ合併が有効に成立するわけでありまして、その際に公取といたしましては、各種の手続を経まして結論を出すわけでございますから、それが正式の公取の決定ということになるわけでございます。ですから、ただいまの内相談に対する内示と申しますか、答えは、これはあくまでも合併してもよろしいという最終的な決定ではないのじやない。

○武蔵(山)委員 そんな形式論は、私は法律を見れば、届け出を出して審査を正式に受けなければ最終決定でないくらのことはわかっております。そういう最終決定が出る前に一定の予見を持って、合併を認めていくんだという方向で、しかも事前審査でもってそういう結論を国民に明らかにするやうな態度は、公取としてはとるべきではないと思ふのです。今後もうこういう方向をとるのですか。こういう方針は間違いない、こういうやり方は間違いない、という反省の気持ちは全くないのですか。今後もうこういう方向で、事前審査で、君のところはこれとこれをこうやってくればこれは審査で通るよと、そういう答案を教えるのですか、今後合併の審査は。

○山田政府委員 先ほど来お尋ねでございますが、入学試験と比較してお話ございましたが、入学試験の問題とは本質的に違ふ問題である、私にはかように考えております。と申しますのは、もしもかりに公正取引委員会におきまして、何かカルテルの疑いがあることを探知いたしました場合、それを立ち入り調査をいたす前にこういう問題点があるというように、それを前に漏らすようなことがございまして、それは証拠を隠したりするやうなことになるまいでしょうか、入学試験のたとはこれと合致したところから、入学試験のたとは、これが合併の申請、これはいわば――車近な例で必ずしも適当でないかもしれませんが、環境衛生立法によりまして、ある一定の飲食店などを営みます者はこういうやうな調理場の設備がなければならぬというように定められております場合に、初めから認可の申請をいたすという、設計や何かすつかりやつてしまつてから法律に触れるということでは困るので、事前に、大体こういうやうな設計では触れるでしようか、触れないでしようかと、こういうやうな相談があるのに対して回答を与えるというものは、これは行政上自然なことでありまして、それで私も内相審査ということを考えておりますのは、そういうやうな行政相談の意味合いと、それからもう一つは、法律上の、第四十条に、公正取引委員会は、法律に抵触するおそれがあるというところを探知いたしました場合には、積極的に調査をいたします権限及び責任を持つておるのでございます。この二重の意味合いにおいて内相審査なるものをいたしておるのでございます。それから何か予断を持つて、こういうこととをなにしてくれば合併を認めてあげまじやうなというやうな気持ちは全然ございせん。正式な届け出があったときにだけ、正式な手続において判断をいたすというたてまえでございます。何ら予断を持つておるものではないということをはっきり申し上げておきます。

で語った問題についてまた少し質問いたしますから、あとでひとつやります、今度行政上のそういう相談に入つたのだというが、要請があつたわけですね。いつ幾日どこから要請があつたか、またどういふ要請があつたか。

○山田政府委員 日付は忘れましたが、八幡、富士の両社長が公正取引委員会に参りまして、こういうやうな合併をいたしたいと思ふがいかがであるうか、こういう相談を受けたわけでございます。

○武蔵(山)委員 そうすると、その要請を受けて以来、先ほどの梅田さんの答弁ではあまりはつきりしないのでありますが、八幡、富士の両社長から資料の提出を求め、資料を提出させたのか。それから四十三三年八月の何日でしたか、「合併について」という文書を八幡、富士で発表しております。この文書程度でそれ以上詳しい資料というのは事前審査の段階では両社長から何も取り寄せていないのですか、それとも資料を取り寄せて検討したのですか。

○山田政府委員 昨年の六月二十四日に両社に対してしまして関係資料の提出を申しつけました。その資料が提出されたのが七月二十五日でございます。なお、両社からの資料にとどまりませんで、私どものほうでは関連競争業者、それから当該商品に需要するところのユーザーの意見も徹底的に調査をいたしたわけでございます。

○武蔵(山)委員 通産大臣、この合併問題をめぐつていろいろ新聞に論評や、あるいはききうあたりの夕刊では、鉄は国家なりということばがいまでも通用するやうな今回の取扱いの態度だという皮肉の記事も出ておりますが、通産官僚で八幡、富士関係に再就職している人数はどのくらいあります。

○大平国務大臣 ちょっと調べまして御報告いたします。

○武蔵(山)委員 いろいろ話によりまして、八幡、富士に通産官僚でいままで行つて居る役員のかなりの数があるやうに承つておりますが、これ

はあとで一覽表にして、どういう役職についていて、通産省ではどういう地位におったか、それをひとつ明らかにしてもらいたい。

それから大臣、この問題については通産省がかなり合併させようという既定方針で会社側にもまた公取に要請をしておるのではないかと、同時に、大会社であるために公取がどうも気がねし過ぎて必要以上に会社側のベースでものを考えておるのではないかと、ある新聞などでは、単なる圧力だけではないんじゃないかとまで報道しておるものもあるが、そういう誤解をこの際解かないでそのまま結論を出すということは、国民に非常な疑惑を与えらるゝと思うのであります。通産大臣は、そういううわさについて、新聞で書いておるようなことについてどういふお考えを持っておりますか。

○大平国務大臣 独占禁止法の運用は公正取引委員会の御所管でございます。私もよく言ふべき筋合いのものではありません。私も、仰せのように八幡製鉄、富士製鉄と産業行政をやっている立場で關係を持っておりますがゆえに、もしこの問題について私も何かの発言をするというふうなことになるかと、いま武蔵さんのおっしゃる通りに、あらぬうわさや誤解を招くおそれがありますので、私をはじめとして通産省は、非常に神経質なまでに注意をいたしまして、こういう問題につきまして一切意見を申し上げない、それがほんとうの礼儀でもあります。そのように終始してきたつもりでございます。その点非常に慎んできたつもりでございます。もしそういう厘毫たりとも誤解がございますならば、それはひとつお解きをいただきたいと思うのであります。

○武蔵(山)委員 通産大臣は、二十五日の新聞に報道されておりますように、二十四日の午前九時次のような談話を発表された。この前堀先生もちょっとこれを指摘しましたが、その中で、公取から指摘された問題点について考えるべき点は何かを「至急検討し、」——至急検討する、もう四、五日たっていますから至急の中に入っている

と思うのです、きょうは、さらに「前向きに取り組んでいきたい。」この場合の至急というのはいつごろまで、前向きとは何を意味しているのか。前向きというのは合併ができるような姿勢でという意味なのか、それとも消費者やいまの価格の問題に悪影響を与えるか否かという点について、与えないという意味が前向きなのか、この「前向きに取り組んでいきたい」という意味がよくわからないのであります。それとも一つは、至急に検討するというのですか、どういふ検討をなされたか、ちょっとその結果を発表してください。

○大平国務大臣 御指摘の日に公正取引委員会から一つの判断がもたらされた、そういう通告も私どものほうへ受けました。そこで指摘された問題点につきまして、第一は、まず当事者である八幡、富士両社が指摘された問題点の解消策をお考えになるべき性質のものであらうと思つて、そうしてそれを行なう上におきまして、通産行政にかかわる面があるかないか、つまり私がそこで申し上げているのは、あるかないかを至急検討し、というのは、指摘された問題点について両社が解消策をいろいろお考えになる場合に、当然のこととして、私どもの産業行政にかかわるものがあるかないかを至急検討するという意味でございます。それから前向きということでございますが、うしろ向きに検討することはないのでございまして、すべての問題は前向きでございます。それは、どういふ意味かと申しますと、私の気持ちには、公取から示された判断に対して両社がきびしく解消策を講ずることを期待しております。で、こういう独占禁止法という基本の秩序を守る法規でございまして、それからまたこれだけ世上問題になっておる問題でございまして、したがって、両社も真剣に誠実に対応策をお考えになることとでございますから、私も、その対応策をお考えになるにあたりまして、もし通産省側で産業行政にかかわるものがございますれば、当然前向きに誠実に考えるのが私どもの責任であらう、そ

ういふ考え方を談話で発表したわけでございます。

○武蔵(山)委員 そうすると、産業行政の中でかわるものがあるかないかという点の検討は、いつごろまでに一応結論を出すのですか、調査が終わるのですか。

○大平国務大臣 当日事務当局にそのように命令をいたしておきましたから、せつかくいま検討しておることと思つて、目下私は、もう国会に全部の時間を吸収されておりますので、まだ報告を受けていないのでございますが、いつごろまでのめどで考えたいかという点については、いまの時点では私はまだはっきりとした判断を持っておりませんで、報告を受けた上でひとつ判断をしてみたいと思つております。

○武蔵(山)委員 大臣は両社がきびしく解消策をとることを期待してあつたという談話を発表したのだという。そうすると大臣の御判断は、公取が指摘したあの三つの品目について、あつた解消策がとられれば、鉄鋼のいまの業界の状態から見て大型合併したほうがいいのか、そういう個人的な見解でしようが、八幡、富士が合併したほうが鉄鋼業界のためによいのかという御判断なんですか、大臣個人の見解は。

○大平国務大臣 個人の見解と申しますよりは、通産行政をあくまで責任者としてしまして、いろいろな面を考慮しておかなければいかぬと思うのでございまして、率直に申し上げますならば、一般論としてたがが私ども本委員会でも申し上げておるのでございましてけれども、わが国の企業の体質強化、これは私どもが鋭意努力していかねばならぬ政策目標でございます。これは合併ばかりでなく、分離もありましようし、いろいろな形の、構造改善、協同化、共同化、あるいは業界ぐるみでやる場合も、個々の企業でやる場合も、非常に多面的な、そしてメーカーばかりでなく流通界におきましても、そういう体質の改善強化、これが私どもの任務であらうと思つておるわけでございます。ただし、こういう産業の体質改善政策を推進して

まいりますためには、いまの独占禁止法をはじめ、その他わが国の法制的限界の中でやらなければいかぬわけでございます。野放図にやつていいというわけでもないで、その点は十分心得て、そのワク内において鋭意やつてまいらねばいかぬわけでございます。したがって、この両社の合併が、そういう意味で独占禁止法の秩序の中で許されまことは、私として望ましいと思つております。

それから第二点といたしまして、合併をするにしても分離をするにいたしまして、どうするにいたしまして、産業界は産業界として自主的にいろいろな考え方があつたらうと思つてございまして、自分のほうは合併したらいとか、自分のほうは分離して専門化していったらいいとか、各産業界にはいろいろな自主的な創意があつて、私は、行政の基本はやはり産業界の創意を尊重して、ダイナミックな展開を保障するような産業行政であつたと思つておりますから、そういう意味で、両社の意見がたまたま合意して、そういう方向にみんなで行くというふうな機運に向いたならば、それが与えられた法的規制の中で許されるものでありますならば、それが実りある結果を見ることは望ましいことではないかというふうに考えております。

○武蔵(山)委員 そうすると、大臣の論理を進めていくと、業界が大型合併しようという希望があればそれを支持していく、尊重する、業界の自主的判断というものに通産省はあまり差し出がましいことはしたくない、尊重するということとはどういう意味なんですか。そうすると、八幡、富士が合併をし、やがて川鉄や住金がそれぞれ合併をして、日本には超大型製鉄会社が二つくらいになるほうがよいのか、こういう議論にまで発展をしていく、いまの大臣の見解を推し進めていくとそういうことですか。そういうことでも、業界が望めば通産省としては尊重する、こういうことですか。

○大平国務大臣 なかなかそういうぐあいにはならぬと思つてもいいですね。合併に踏み切るなん

というのは容易ならぬ決断であるし、それだけの固有の条件がそれぞれのケースにおいてあると思うのでございまして、武蔵さんがおっしゃる通りに、この合併がかりに認められた場合に、せきを切ったようにとうとうとそういう傾向が出るのかという議論も、この委員会でも、そういう懸念がありはしないかというのでありましてけれども、私は、そんなに甘く見ていない。私は、そんなことはないだろうと思ひます。

それから、私がいま申し上げたのは、業界の自主的な創意を原則としてできるだけ尊重する、それは、与えられたいまの法制的な枠内におきまして、また私どもの産業政策上の見地から申しまして、公益を守つていかなければならぬわけでございまして、産業行政上いろいろ制肘を加えなければならぬ場合もそれは当然あるわけでございましてけれども、そういういろいろの条件はありますけれども、基本的には業界の自主的な創意というものには尊重して考えますことが、経済の効率を維持していく上において賢明な策である、そういう考えを申し上げたわけです。

○武蔵山委員 あとで占有率の問題には論及しますから、いまこういう手続的な大ざっぱな質問をしていくわけでありますが、もしこの富士、八幡が合併を認められるというふうな事態になると、もしアメリカのGMなりフォードなりの大会社が日本の大企業と合併をするというふうな希望が出てきた場合、また業界もそれを望んだ場合は、もうそれは、八幡、富士の合併と同様に、大型化は国際開放経済体制の中では当然なんだから、こういうことでチェックできない、こういうことになりませんか。それとも、それはチェックする法律は別にあるのですか。

○大平国務大臣 直にはそういうことにはならぬのでございまして、外資法という法律によりまして外資が日本に入ってくる場合を規制いたしております。そこで、その関門をくぐりまして日本に入ってきた外資等につきましては、これは日本の内資と同様に国内法規の規制を受けることにな

ると思ひます。

そこで、合併が体質強化のために望ましいからというて、それじゃ沖繩は外資がどんどん入ってくるのを認めるのがよいと思ひつか、おまえはそう思ひつかというのですが、私はそんなに乱暴には考えておりませんで、日本の産業の実態をよく見ながら、外資の提携は認めてもいいという種類の、そして程度のものであれば認めていいと思ひますけれども、これは外資法の堅牢な関門がございまして、十分そこで吟味すべき問題であらうと思ひます。

○武蔵山委員 しかし、その外資法の規制も、やがて完全資本自由化になつてくれば、そういうものをチェックするということがだんだん許されなくなつてくる。それで、八幡、富士のようなシェアの高い企業が合併することを国内法でチェックできないということになるのではしようから、私はこれはたいへんな前例をつくることになると思ひます。そういう点で、この合併というのはほんとうに慎重を期さなければならぬ。大体大臣の判断が間違つてゐるのですよ。八幡、富士が合併すれば体質が強化される、改善される、こう一口に言うのでありますが、それはどういふ具体的な見通しがあるのですか。どういふ点からそういうことが言えるのですか。

○大平国務大臣 それはまあ両者が合意して合併という意向を固めたと思ひますのでございしますが、それはおそろく一つには、技術開発力の強化、あるいは重複輸送を整理するとか、あるいは管理コストを下げるとか、設備投資の効率を上げるとか、いろいろなことを彼らとしては頭に置いてそういう決意を固めたのではないかと思ひますのでございまして、その限りにおきまして体質の強化につながるというところは、私だけでなくて、武蔵さんも御理解いただけるんじゃないかと思ひます。

○武蔵山委員 いや、それは八幡、富士の出した「合併について」という四十二年八月の文章ではそう書いてある。しかし、この文章を一つ一つ

中身を吟味したら、そんな簡単にその会社が言うようなことをのみに承知するわけにはいかぬ項目ですよ、これはみんな。それについてはもうすでに経済学者も何人も一つ一つこれに対する論証をしていましてよ。反証もあつていましてよ。かつてそれだけの大型化になることによつて非常にロスが起き、しかもいまの八幡、富士という規模で十分国際競争の中でも太刀打ちできるんだ。局長にひとつお尋ねしますが、八幡、富士は世界じゅうの製鉄会社と比較して何番目ぐらいにあるのですか。八幡は何番で富士は何番目ぐらいにあるのですか。

○古光政府委員 統計の比較が非常にむづかしいわけでございますけれども、日本の場合は最近の統計によりまして、なおアメリカ、ヨーロッパ等の場合におきましては入手し得た一番近い時期といたうところと比較していただきます。八幡が全粗鋼生産の順序でいまして世界の中の第四位でございます。それから富士が第五位でございます。

○武蔵山委員 通産大臣、八幡、富士は合併をしなくとも世界の四位、五位の企業ですよ。たとえば電機メーカーにいたつて、東芝や日立やナショナルや、日本独自のそれぞれの企業で十分とにかく採算ベースに合ひ、体質も強化し、非常に合理的な経営をやつて、収益率も非常に高い。現実に日本にそういう企業はあるわけですよ。日本企業のうちで、世界四位、五位の規模を持ち、生産量を持ち、そういうものがさらに合併をすれば、さらにさらによくなるんだという保証はないんですよ。今度の合併の動機でこの会社が書いてある文章というのは全く矛盾の多い文章で、最初のほうで言つてゐることとうしろのほうで言つてゐることは全く矛盾撞着してゐる。前のほうでは、合併を決定した背景の中では、国際競争にたえらる大型化が国際上のいふ要請なんだ、趨勢なんだ、だからやるんだ。今度はうしろのほうで、管理価格が生まれやせぬかという心配については、川鉄や住金があるから心配ないんだ、これ

が十分われわれと競争する相手なんだ。小規模ですよ、二つの合併した企業からいへば非常に小規模ですよ。そういう自分たちの都合のいいような文章にしてこの「合併について」というものがつくられてゐる。こんなものをこのまま検証しないでうのみにするような通産省であつたら、私はもう通産省の存在意義はなくなるのじゃないかと思ひます。そこで極論したいのです。だから、これは一つ一つ十分実態を検討して、この文章が事実と合致するのかわからないかということ十分ひとつ見通されて通産省の見解を出してもらいたいのです。これがなるほど会社の言うこととおりならとおりで、そういう証拠を一応文章にしてこの委員会に出してもらいたい。これから公取でもって審査をされる段階が長く続きますから、われわれの討議材料にひとつお出しいただきたいと思ひますが、いかがですか。

○大平国務大臣 言論、報道の自由が保障されてゐるわが国でございまして、この問題につきましても論議でいろいろ議論がかわされておることを承知しておりますし、それはまたいいことだと思ひます。活発に議論されて、武蔵さんの御指摘のようにいろいろな批判があることは、これは非常に有意義なことだと思ひます。われわれは産業政策の上からどのように評価するか、その答えを出せということでございますから、それは私として用意いたしてみたいと思ひます。ただ、武蔵さんに私申し上げておきたいのですけれども、あなたのお話を聞いておきますと、大型の合併は悪である、よくないことじゃないかというようなお考え方がどこかにひそんでおるのじゃないかかと拝察するわけです。しかし、日本のいまの法制のもとで、大きな合併はいけな、小さいのだったらいいというような法制はないのでございまして、お互いが了解して、いまその秩序の中で生きておるわけでありますから、したがって大きからうが小さからうが、いまの法制に触れない限り、合併の権利はあるのだと思ひますのでございまして、その最終的な判断はやはり株主總會その他

企業を所有した機関がいろいろ判断すべきものでございまして、官庁にいたしましてもまた論壇にいたしましても、いろいろな評価を加えたり論評をしたりいたしませんけれども、いまの許された法制の中での最終的な決意は、やはり株主總會がきめられるというのが私は秩序じゃないかと思ひます。

○武藤(山)委員 それは大臣、程度の問題です。なぜ八幡、富士の問題をこれほどわれわれが問題にするかという、やはりシェアの問題なんですよ。大臣、一体八幡、富士のいまの生産品のシェアなんというものは幾らか頭に入れてあるのですか。それからもう一つ、私は、委員の中の梅田さんは法律家として出ておるようですが、これは法律的な立場だけでこの合併問題を審査するとしたら、たいへんなあやまちをおかすと思うのです。シェアのことなんかは幾らかあなた自身の頭の中にあるのですか。八幡、富士が合併すれば、いまのシェアよりさらにずっと高くなるということをあなたは頭に置いてこの問題を考へておられますか。

○大平国務大臣 シェアの話がございましたが、幾ら幾らのシェア以上であると合併がいけないとかいいたくいうようなことがないことはあなたよく御承知のとおりで、これはあなたが程度の問題だというその程度は、結局の判断の基準は、独占禁止法十五条の判断に待たなければいけない。そのことがまさに公正取引委員会がいま衆知をしぼって判断をしておるところだと承知をしておるわけでございます。どの程度かという基準というものは、いまの法制のもとではそこにあると私は承知しておるわけでございます。どの品目がどれだけのシェアであるか、幾ら幾らの、何%以上のシェアはいけないというような法律はどこにもないわけでございます。これは法治国家でございますから、論議は公明にやらなければいかぬと思ひます。

○武藤(山)委員 法律で何%という規定はないけれども、公取というのはいままでの指導の判断の基準は大体三〇%をこえるものくらいをややめどにしておいて議論してきた。しかしこの間山田委員長は、必ずしも三〇%にこだわるものじゃないと言われた。その幾らかの上が下がりはあるでしょう。しかし八幡、富士がいまの状態で合併した場合のシェアはどうなるかということ、私が言うより局長に言わしたほうがいいと思うのであります。局長、主力製品のシェアが合併した場合にいまよりもずっと上がる。かりに四十二年度ベースでもいいですから、どういふことになるか、ちょっと明らかにしてください。

○吉光政府委員 粗鋼生産全体でのシェアで御説明申し上げたいと思ひます。四十二年度におきまして、八幡の粗鋼生産シェア一八・六%、富士が一七%でございます。日本鋼管が一・四%、川鉄一一・六%、住友金属一一・六%、神戸製鋼五・四%、以上一貫メーカー六社の合計で七五・六%でございます。あとは他のメーカーがつくっておるものでございます。したがって、全体の中で八幡、富士の粗鋼生産に占めますシェアは三五・六%というのが四十二年度の実績でございます。

○武藤(山)委員 粗鋼では三五・六%ですね。それでは従来の、四十二年度の生産実績で見た場合——資料はありますね。鋼矢板、冷延電気鋼帯、ブリキ、レール、大型形鋼、これは一体どういふシェアになっていきますか。さらにそれが合併した場合はどうなるかも聞きますから、それもちよつと発表しておいてください。

○吉光政府委員 まず重軌条ということになっておりますが、重軌条という統計の中で八幡が六六・八%、富士が二〇・一%、合わせまして八六・九%、ただしこれは重軌条という範疇でございますので、そのうち国鉄、私鉄向けの本もののレールにつきましては、両社で一〇〇%生産しております。

それから鋼矢板でございますが、八幡が六一・二%、富士が三四・八%、合わせまして九六%のシェアでございます。

それからブリキでございますが、八幡が三九・五%、富士が二四%、合わせまして六三・五%でございます。

鋳物鉄でございますが、鋳物鉄につきましましては、両社計の資料だけ持っておりますから、両社計だけ御披露させていただきますが、五一・五%でございます。

○武藤(山)委員 いまの数字を聞いただけでも、大臣、これはたいへんな占有率ですよ。レールに至っては一〇〇%、鋼矢板が九六%、さらに鋳物が五一・五%、それ以外に大型形鋼というものをずっと見ると、みんな六〇%以上です、これも独占といわぬかどうか。

さらにこれに下請、系列の会社ですね。系列の会社を含めて富士、八幡の独占率、これは発表できますか。現在系列会社をも含めた占有率はどうかというのを調べてあります。

○吉光政府委員 私どもでいまの系列ということをごとまで判断するのかわいふような点もございまして、むしろ今回の審査にあたりまして公正取引委員会のほうで詳細な調査をお持ちだと思ひます。通産省と公正取引委員会が数字の突き合わせをやっておりますので、したがって、最終的に判断されるに至りました数字等につきましては、私のほうでは私の独自の立場の数字でございまして、必ずしも一致しない点があるかと思ひます。

○武藤(山)委員 公正取引委員会では、系列会社を含めたシェアはわかりませんか。

○山田政府委員 現在まだ正式の届け出が出ておりませんので、はつきり申し上げるわけにはまいらないと思ひます。

○武藤(山)委員 それでは系列会社と思われる会社の名前をちよつと言いますから、それは系列に入っておらぬというのだけ指摘してください。それであとでほくのほうで数字を申し上げます。日新製鋼、大阪製鋼、愛知製鋼、大谷重工、大谷製鋼、トピー工業、昭和製鋼、中部鋼板、東海鋼業、日本砂鉄鋼業、三菱製鋼、関西製鋼、国光

製鋼、大同製鋼、大鉄工業、大阪造船、大日鋼板、大洋製鋼、東洋鋼板、淀川製鋼、この中で系列会社でないと思われるものがございまして、ちよつと指摘してください。

○柿沼政府委員 何を系列会社と申すかということにつきましては、系列会社を判定する各種の指標があらうかと思ひます。ある場合は、資本金、ある場合は役員派遣、ある場合には原料の供給というふうな各種資料があるかと思ひわけでございますが、今回の合併審査にあたりましては、ある程度そういった関連の調査もいたしておりますけれども、これは先ほど委員長も申しましたように、当社会社の任意に提供した資料、ないしは好意をもって他の関連企業から提出された資料でございます。中には非常に営業上の秘密に属する資料が含まれておるわけでございますので、現段階において私どもから申し上げるのは適当ではないというふうに考へております。

○武藤(山)委員 これは通産省でもわかるわけですから、あとで富士の系列会社、八幡の系列会社、資本金、生産高を一覧表にして早急に作成して委員会に配付を願ひたい。事務当局どうですか。シェアもその一覧表に入るようにしてください。

○吉光政府委員 資料は取りまとめまして御提出いたしますけれども、ただ、いまの御質問の中の系列というのを出資会社というふうにいたしました。と、実は出資会社は八幡につきましては三百九十二社あるわけでございます。これはもちろん銀行なんか入っております。これは富士にありましては三百三十五社出資をいたしてございまして、その出資会社のうち出資比率が五〇%以上のもの、これが八幡につきましては二十八社でございます。それから富士につきましては十八社でございます。系列会社というのをどういふふうな形でつかまえてお出しするかどうか点につきまして、後ほどまた御指示をいただきたいと思います。

○武藤(山)委員 それはあとでひとつ資料の項目は相談をしてお願ひしますから、ぜひ出してもらいたい。

大臣、いま私が読み上げたわずか二十社がかりに系列会社だと学者の調査で明らかにしている数字でいっても、この系列会社を含めると、冷延鋼板とコイルは六三・二％、大型形鋼が七五％、厚板が四三・六％、レールに至っては一〇〇％だ。こういう状態では独占的製品をつくる会社になるというところはあり得ませんか。独占的製品をつくる会社になつてしまふということだけは言えるでしょう。どうですか、大臣。

○大平内務大臣　そういう問題であるからこゝにま公取のほうで御審査をいたしておると承知しております。

○武蔵(山)委員　したがって、これほどの大きな合併、八幡、富士の問題が、初めから合併が好ましいんだという前提に立つて審議をするということとは非常に危険だということを私は最初から言わんとしているわけですが、大臣は何か業界の自主的な意見で、それは尊重して産業行政をやつていけばいいんだ、こういう判断のようだけれども、それよりか、こういう実態がわかつていけば、必ずしも山高きがゆえにというのとかわらなく同じように、企業大なるがゆえにいいのだという単純な判断で合併を認めるようなことは間違ひなんだ。とにかくこういう独占的製品をつくる会社になることは明らかなんだ。しかも二位以下のメーカーとの差が非常に大きくなる。二位以下の差が非常に大きくなりすぎね。それは認めますね。二位と、今度の八幡、富士の格差は非常に大きくなるということは大平大臣認めますか。

○大平内務大臣　それは当然そういう数字になると思ひますが、それが実質的に競争の制限になるかならぬかということについて公取の御審査をいただいておりますと承知しております。

○武蔵(山)委員　そうならば、一位と二位の差が非常に大きくなれば、価格に対する管理能力というか管理力というか、その大会社のほうが価格を決定する管理力というものを持つということには経済の原則だと思ひますが、大臣それはどうですか。

○大平内務大臣　その点はこの前から予算委員会

でもずいぶん議論しておるところでございすが、もともと管理価格理論というものが確立したものでないことはあなたも御承知のとおりだと思ひますし、それから現実には日本の経済の実態の中で、あなたが言う傾向がそのままの姿にあらわれて働いておるかどうかという実態の究明がまずなされなければならぬじゃないか。われわれは科学的な実証精神をもって、この問題委員の指摘されたように、やらなければいかぬとするならば、実態究明を手間をかけてやらなければいかぬのではないかと私は思ふのでございまして、私どものほうでもいろいろそういう点を勉強した者がおりますして、必ずしも寡占形態になると管理価格になるという傾向は読み取れないばかりか、皮肉にも寡占形態になればなるほど、超寡占形態に移れば移るほど価格が下がつておるといふような傾向が――これはそれがお気に召すかどうかは別として、事実ですからそういうことを申し上げておるの、現実にはそういうことで実質的に競争の制限になるかならぬかという実質的な判断がなされるべきじゃないかというふうに考へるもので、賛成とか賛成でないとかいうのではないのです。

○武蔵(山)委員　公取のほうと大臣と、あとでそういう科学的な調査の結果をまた委員会に出してもらつて、堀さんがこの前ここで自然科学的な究明方針と社会科学のものの把握のしかたに触れられて、大臣は、自然科学的な把握のしかたが少々足りなかつた、今後はそういう方向でやらなければいかぬと思うという見解をここで述べた。堀さんの言うような自然科学的な調査をしたい。その調査の結果をわれわれは待つて十分ひとつ大臣とは論争したいと思ひますが、きょうは時間がありますから、公取のほうにその次にお尋ねします。

梅田さん、法律家として、独禁法第一条に書いてある事業支配力の過度の集中を防止するという法のねらいはどういう意味だと理解されますか。

○梅田説明員　「事業支配力の過度の集中を防止して」ということは、結局その次の「結合、協定

等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、云々」というところにつながるものと私は理解いたしております。

○武蔵(山)委員　それは確かに法律上の解釈が、刑法でいってあなたも専門家でですから、かりに犯罪が起つても犯罪がなければこれは免責されるというように解釈で、純粋の法律の解釈だけでいけば、法律の目的の理解のしかたというものは、私は非常に曲がった解釈が行なわれると思ふのです。問題は、これは経済的な側面から合併の問題というものを、この法律を忠実に生かすという観点でものを見ないと、大きな誤りをおかす。そこで私は、この第一条の「事業支配力の過度の集中を防止して」とのこととにかく一つの目的なんですよ。同時にそれが結果として、その次のあなたがいま言う「生産、販売、価格、技術等の不当な制限」になるかならぬかということとセットになつて解釈するのが法の解釈でしょう。しかし、いま私が指摘し、局長が答えた筋から見ても、事業支配力というものが非常に集中されることだけは明らかでしょう。この点はあなた、認めますか。

○梅田説明員　集中されるかどうか、これは判断の問題でございしますが、ただいまお話のありましたように、いわゆるシェアでございしますが、それがかなり高くなつておるといふことは歴然たる事実でございします。

○武蔵(山)委員　そうすると、シェアがべらぼうに高くなつて二位との間に非常な格差が生まれると、経済学的にあるいは経済の実際の動きから見ると、価格に対する管理力というものがつくことはあなたも認めますか、認めませんか。やる、やらないうちやないですよ。管理価格をつくつて操作している、していないという事実の問題ではなくて、管理力というものが八幡、富士につくことは認めるか認めないか。

○梅田説明員　管理力がつくつかないか、管理ということにつきまして、その管理をどう見るか、

どう位置づけるかによつて私のお答えが変わつてくると思ひますが、一般に管理価格と申されておるのを、私の理解によりますれば、価格が自然と動かない、そういう状態を管理価格、こういうふうに読み直しておるんじゃないか、私はこう理解するわけでございます。それにはいろいろ原因がございましていろいろけれども、そういう状態ができるかできないかということにつきましては、これは公取といたしましては、価格を管理するといふ観点では考へはいたしませんので、やはり実質的な制限になるかという、そういう角度から考へておるわけでございます。その結果、実質的な制限になるその状態、それが一種の管理価格かもしれない。ちよつと考へ方が違ひてございしますが、その程度で……。

○武蔵(山)委員　問題は、たとえば高位安定的価格、低位安定的価格、価格にいろいろありますね。ところが、いままで八幡製鉄の製品は非常に価格の変動が少ないのです。いわゆる安定しているわけですよ。労働生産性が非常に高くなり、コストダウンができるにもかかわらず、生産費が下がつたにもかかわらず、値段の点は非常に動きが小幅である。いわゆる安定的に推移している。これはやはり管理力があるからじゃないですか。これがもし競争がうんとあるなら、そういう変動幅というのは非常に大きくなるわけですよ。だから、たとえば二十五日の新聞に八幡、富士の需要業界の意見がずっと出ています。たとえば自動車業界あるいは製鉄、かん詰、鉄道、みななこう出ております。あなた、おそろしくお読みになつたと思ひます。これを読んだら、いづれにしてもみなとにくく少しく心配している。たとえば製鉄かんメーカーに対する食かん用ブリキの販売価格がいまの輸出価格より国内のほうが高い現状だ、これはつきりいつている。これをますます改善してくるのか。その価格差はまだまだ縮まっていけない。それからレールの場合も、私鉄協会では、二社が寡占の状態にある現在――寡占の状態にあるとつきりこうきめつけている。問題

は、価格に急にこの問題が合併したからといって影響することはないかもしれないが、一社独占になつてくるといろいろレールの価格が上昇するような場合も考えられる。そのときには公取に提訴することなどの対抗手段を講じたい。これは私鉄です。提訴する、こう言っている。それから機械屋のほうは、長期的に見ると高位安定になるおそれもあると思う。一時はそう変動はなくても、長期的に見ていくと高位安定という値段で鋼材を買わなければならぬようになるだろうという心配をそれぞれみなしている。ということは、価格に對する管理力というものが一社が非常に強くなるわけですよ。だからそういう心配が出てくるわけです。単なる法律だけの見地での合併問題を、法に違反しなければいいのだというように解釈で法律専門家の委員がこの合併を論じたとしたら、大きな禍根を將來に残すと私は思うんですよ。あなたはどう思いますか、梅田さん。

○梅田説明員 先ほど申しましたように、私も独禁法の合併に關します十五条第一項を中心に考へておるわけでございます。もちろんその中に單なる法律的な解釈だけか、それとも経済的な理論と申しますか考へ方も入つておるのかという点が御質問の中心と私は理解してお答え申し上げるわけでございますが、われわれが解します十五条の合併の規定は、条文を見ますと御承知のようににはなだ簡単でございます。「合併によつて一定の取引分野における競争を實質的に制限することとなる場合」は合併してはいかぬ。結局問題は、實質的に競争を制限するということは何かということになると思ふのでございますが、それにつきましても、単にこの文字だけを讀むわけではなく、できるだけ経済的な考へ方をこれに取り入れなければならないということも私は當然だと思ふのでございます。ただ、それにつきましても、これはちよつと話が先になるかもしれないけれども、十六条において營業の譲り受けあるいは貸貸借、それと合併と似ておる場合の規制をする条文がございますが、それにつきましてもかつて

東京高裁及び最高裁におきまして競争の實質的制限ということについての判例が出たことはもう先刻御承知のところであらうと思ふのです。それによりまして、その後やはり同趣旨の判決が二件、合せて三件出たおるわけでございます。それをいろいろ検討いたしました結果、やはり相当、判決全体を通讀いたしますと、この中にも経済的な考へ方をしなければならぬということが懇々と書いてあるわけでございます。それによりまして、あとう限り経済的な観点に立つてわれわれはこの条文を解釈したつもりでございます。もちろん経済的に考へると申しましても、これは私専門家でございせんから、経済実務家あるいは経済の學者の言つておられるそういうものをいろいろ委員として考へ合わせた結果、一応の考へをまとめ上げたわけでございます。具体的に關連事業者あるいは需要者に対しては合併が成立したならばどういふ影響があるかということ、これは當然この實質的制限の解釈の際に入つてくるわけでございます。これは十分考へしたつもりでございます。それで、合併がかりにでございしますが、成立したとして、なおそういう需要者あるいは關連事業者いろいろな不利益をこうむらせるといふ場合はどうするかという、さらに仮定の問題になるわけでございますが、そのときにはやはり獨禁法の不公正な取引方法を禁止する条項がございます。その活用というようにによつて、ある程度防止、その結果経済的に優越した会社の地位乱用を規制することも不可能ではございません。以上でございます。

○武蔵(山)委員 不公正な取引があったからといって、八幡、富士が合併した大企業に公取が勇氣をもつて斷固処置するなんということは、いままでの例からいってこれはできませんよ。そこまですぐと力の問題なんですよ。だからそういうおそれが出た場合にはこうするのだからといううな手当てを先に考へて合併を承認するということは、最初私が言つたように、予見をもつてこの問題を協議することになる。だからそういう考へ方

は、國民が心配している独占禁止法の精神というものをじゅうりんをし、公取みずからがみずからの権能というものを放棄する道に將來つながら。だから職組までが、皆さんの部下までがこの問題は反対だといって決議文を委員長に出しておるでしょう。そういうことをやはり委員は將來の長い展望にも立つて、獨禁法ができたそのときの情勢や趣旨も十分頭に入れて、五人の委員がただ単に多数決で決めて、この合併問題で不公正な取引が行なわれたら、あとでチェックできるのだというなまやさしい問題ではない。鉄は國家なりという、相手はとにかく強い立場に立つておるのです。だから私は、そんな甘い考へでこの問題を審議する梅田さんのような委員がいるということ、これは公正取引委員会が骨抜きにされてしまふと思ふのです。それを非常に心配しておるのです。あなたにはそういう点とつしかり、経済問題についていまだ占率の問題についても、あるいは一位と二位の会社の格差が非常に大きいときには経済的にどういふことが起り得るのか、そういう可能性についても、専門分野でないことだけれども、あなたは法律のことだけでこの問題を議論すればいいという立場を放棄して、もっと國民的な広い視野に立つて審議に臨んでほしいと思ひますが、あなたのその決意のほどはいかがですか。

○梅田説明員 私は、ただいま法律専門家とおっしゃいましたが、私が先ほど申しましたように、ただ法律の条文上文字の解釈とかあるいは隣りの条文と合わせてこれはどうかといううな解釈をするべきものではない、やはりそれはこういう法律でございしますから、できる限り経済的な考へ方というものを取り込んで理解すべきものであるということ、私は先ほど申し上げた次第でございます。ただし、ある経済理論が、こういう場合はこうなるといった場合、もちろんこれは學說でございしますから、それは當然學說として尊重すべきでございします。しかし、それだからといって、その考へ方をすぐ十五條の實質

的制限の解釈の中に入れるということはなほ私は危険であると思ふのであります。やはりどなたが考へても、これは學說の違ひはございしましうけれども、しかし経済実務に携つておいでの方、あるいは一般社會通念に照らしまして、こういう考へえならばまああつたという何か線があると思ふのです。そういう線を取り入れるというならば、まあ具體的の適用におきましてそう実情に離れたことではないだろうと私は思ひまして、そういう意味におきまして、私は、ただいま御指摘になりましたように、単に法律だけではなしに、あとう限り経済的な知識を吸収いたしまして、それと十五條の實質的制限との融合をはかる、そういう態度で前々からおります。また今後をもつとめたいと思つておるわけでございます。

○武蔵(山)委員 私の割り当てられた時間が迫つてきましたから、残りはまたあとでやることにして、公取委員長、まず第一に、今回の合併問題で届け出が正式にあれば、公取として強制調査、職権調査ですね、こういうものをきつとやりになりますか、どうですか。

○山田政府委員 法律の手續に従ひまして成規の手續をいたしたい、かように考へております。それから、なお一つふえんさせていただいてよろしうございしますか。

○武蔵(山)委員 ええ。

○山田政府委員 先ほど來の御意見を承つておりますと、シェアと、それから企業問題の格差といたことで數學的に価格管理力とおっしゃいましたかが出てくるといううな御意見のように拝聴いたしましたのでございしますが、私どもの立場からいたしましては、なるほどかつて横田元委員長が國會において、三〇%を一応の警戒ラインとする、こういうように申し上げたと記憶いたしておるのでございます。私も三〇%を一応の警戒ライン、三〇%にならなければそう詳しく調査をしないでもよろしいという考へは持つておりますが、それはどこまでも一応の警戒ラインでございまして、三〇%をこせばすぐいかぬとか、こうい

う算術的、機械的には判断をいたさないわけでございます。同業者の競争業者の牽制力と申しますか、チェック・アンド・バランスの關係に立ちます牽制力の大小、それから新規に参入いたしましたります蓋然性、それから当該品種の特質、あるいはその当該品種の需要の伸び方、こういうような点を十分総合的に勘案いたしまして判断をいたしておるわけでございます。ことにわんやと一定の年度、四十二年度だけのシェア、こういうものをとることは非常に危険である、過去におけるシェアの消長、伸びてまいってきてもおるのか、あるいは全く固定いたしておるのか、あるいは低下いたしておるのか、こういうような要素を十分に勘案いたしまして判断をする、こういう立場をとっておりますので、御了解をいただきたいと存じます。

○武藤(山)委員 私のきよう述べたことは、四十二年度を基準にしてやつたのです。何か難くせをつけられたようですから、ひとつ局長、資料として過去十年間くらいのシェア表をずっと出してください。いいですね。もし公取で出せるなら公取で出してもらいたい。いいですね、その資料……。

それからもう一つ、公取委員長、その審査を通じて公聴会のような、十分専門家からも関係者からも意見を聴取する機会は持ちますか、持ちませんか。

○山田政府委員 これは委員会の決議によって決定いたすこととございます。法律に従って処置をいたしたいと考えております。

それからなお、先刻大企業に対しては不公平な取引方法でも手が出せないではないかというようなおことばがございましたが、私どもは、大企業であろうと中小企業であろうと、これを差別する気持ちには全然ございません。法を厳正に適用いたしてまいりたい。一流大企業でも審判に付されておる例が現にあるわけでございます。私どもはどこまでも法を厳正に運用してまいる決意でございます。ことをはっきりと申し上げておきます。

○武藤(山)委員 委員長は、顔は柔和だが心の中は非常に剛毅で、勇気と決断のある男のように私は見受ける。しかし公取というのはあなた一人で動かないのです。そういう大きなものが目の前にくると、どうも腰抜けさむらいがいのんじやないかと思うのです。それがやはり一番問題なんですよ。これはあなたにここで言ったところでしかたがないけれども、個人個人の持ち味があるものでしょうがないのだけれども、やはり公取としては国民が期待するようなき然とした態度がとれる、しかも公平無私、重役が暮夜ひそかに家庭を訪れずらつといなければならぬと思うのです。そういう者がいないために職組がこういう文章を出さざるを得ないのだ。これを国民で読んだらどう思うでしょう。おそらく、どうも委員の中に怪しいのがいるという疑問を持つんじゃないでしょうか。

「ところが昨年から審議で各種の不当な圧力があり、公取委の公正な判断が妨害されるおそれが生じている。これは何を意味するか。やはりこの裏には、委員長のようにき然とした態度をとる委員ばかりでないというのを意味しておると思うのです。国民はそう思います。やはり公取が圧力に、あるいは大資本に屈服したんだという印象を与えてはいかぬ。それは日本の今後の消費行政にも、今後の国民の経済に対する信頼度にも、非常に大きな影響を与える問題になる。そういう国民的立場でものを捉えてほしいということでは私はいまの問題を例に出したんです。それからあなたが八幡富士に指摘した、こういう点とこういう点を競争制限にならないように手当てすれば合併ができるという新聞記者会見のときの意味は、今度正式に届けられたら、全く新しい角度から、三品目以外にも、占有率と管理価格の問題や、寡占化における価格の問題や、過去における価格の推移や、全く白紙にして、この合併問題が価格問題にどういった影響を与えるかというのを一歩から全部洗い直して審査をいたしますか、どうですか。

○山田政府委員 ただいまの御発言の中に、こういう点を問題点をなすれば認めるというように、私を私が新聞記者に申したようにおことばがございましたが、さようなことは全然申しした覚えがございません。むしろ逆に、いままで内相談のあったのと全く同じ内容で届け出があれば、これは認めるわけにはいかないというふうに申ししたわけでございます。

それから次の、新しく届け出があった場合において、初めから審査をやり直すか、こういうお尋ねでございましたが、いままで相当の期間をかけて事前審査をいたしております。したがって、新しい届け出があるかどうか私の関心するところでございますけれども、かりに届け出がございました場合に、前と同じ内容のものであれば、新しく調査をいたす必要はないと思います。違つております点がございましたら、十分厳正に調査をいたしてまいりたいと思ひます。

それから、なお一言つけ加えさせていただきます。いのでございますが、組合の決議のことについて御指摘がございましたが、これはこの合併を認めるか認めるなとか、そういうようなことは一言も言っておるのではありません。ただ職員が心配をいたしまして、何か不当な圧力があつては困るということで私に申してまいりましたので、さような事実は全くないということを説明いたしました。よく理解をしてくだいておるわけでございます。

○武藤(山)委員 そうすると、事前審査の経過などについても、決着がつけば公表するわけですか。事前審査の内容を公表するというのは一切しないのですか。

○山田政府委員 いずれにいたせ、決着がつけば、その理由はおそらく申し上げることになると思ひます。

○武藤(山)委員 そうすると、事前審査の審議内容、審議経過というものは一切秘密ですか。

○山田政府委員 これは事前審査だから正式審査だからというわけでございます。たとえば需要業界、これの営業上の機密に属することもござ

います。そういうことは発表するわけにまいらないと思ひます。これはかりにでございますが、かりに審判を開始いたしましたも、法律の条文にはつきりと、関係者の業務上の秘密に属することの場合には傍聴を禁止するということになっております。したがって、その法律の範囲内において申し上げることになるかと思うのでございます。

○武藤(山)委員 法律の範囲内で審判のときには傍聴は認められる、こう理解していいわけですね。原則的には公開なんですね。

○山田政府委員 審判云々というのは、かりにということを上上げたことを御了承いただきたいと思ひます。

○武藤(山)委員 局長のほうに少し資料を要求しておきたいのでございますが、先ほどのシェアの問題については、ここ十年間くらいは、グラフでも数字でもけっこうですから、ひとつずつと出していただきたいと思います。二位の会社についてもひつと出していただきたいと思います。それから今度の「合併の背景と動機」というこの文章はどうもこじつけであるという私の断定ですが、それは論じてもしかたがありませんが、八幡製鉄がなぜ収益率が低いのか。この前の決算の状況を見ると、ここに八幡製鉄が出ておりますが、各社のずっと見てみますと、八幡製鉄の場合は増減収率が一・〇です。富士の場合は二・四、住友が四・八、これは四十三年の上期です。こういう数字をずっと見て八幡のほうが少しあわて出したのじやないですか。自分のところの収益率がどうも落ちてくる。これは他社と比較しても、どうも経営自体をこの辺で直さないと八幡はたいへんなことになるというあせりがあるんじゃないですか。通産省はどう見ていますか。

○吉光政府委員 いろいろ見方はあると思ひます

けれども、少なくともそういう理由から合併を決意したというふうには了解いたしておられません。

○武藤(山)委員 動機の中の一つにそういうものがあるとは思ふ。そこで、過去の会社の業績、生産量、収益率、労働生産性、これらを各社別にひとつ資料として御提出を願いたい。

○吉光政府委員 各社別のいまの非常に詳細なものになりますと、各社の機密に関するような事項もあるかと思われまして、事項等につきましては後ほど御相談をさせていただきます。そこで整理された形で御提出申し上げたいと思います。

○武藤(山)委員 しかし、これは上場会社ですからね。大蔵省の証券局に全部公表して出ているわけですからね。ですから私は、その中から拾えば簡単にできると思うんですよ。

○吉光政府委員 いまの有価証券報告書で提出されておる限りにおきましては、これは調べまして御提出申し上げます。

ただ、この際一言お断りしたいのでございまして、専業高炉メーカーの四社についてのみに限定的にいたしたいと思うのでございます。他の兼業をやっておりますところは全部ごっちゃになっております。機械部門とか造船部門とか、いろいろなものが全部ごっちゃになっておりますので、専業の鉄鋼一貫メーカー四社だけ、そうすると全部専業でございまして、はつきりした比較ができるかと思ひます。

○武藤(山)委員 割り当て時間になりましたからやめますが、八幡の収益率の動向、これはどうも経営者の責任なんですね。経営者があまりにもずさんな経営をしており、内部の体質改善も、あるいは近代化も合理化も、ほかがとにかくきつとやれることを八幡がやれないということ、経営能力の問題だと思ふのです。その責任を合併によって転嫁し、経営者としての責任を果たそうという内部における努力が欠けている。こういう点について私は、通産省としても行政指導としてきちんとやろうというならば、もうちょっと八幡について経営者の姿勢をきちんとさせる必要があ

ると思ひますが、最後に大臣の見解を聞いて終わりたいと思ひます。

○大平内閣大臣 八幡製鉄ばかりでなく、そういう緊張した企業経営精神で終始していただかなければならぬと思ひます。

○武藤(山)委員 終わります。

○浦野委員長代理 本会議散会後直ちに再開することとし、この際休憩をいたします。
午後零時十一分休憩

午後二時五十一分開議

○浦野委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

通商産業の基本施策に関する件及び経済総合計画に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について質疑を続行いたします。塚本三郎君。

○塚本委員 先日来、鉄鋼の両社の合併に対する公取の具体的な表明がございましてから、が然大きな反響を呼んでおりますこの問題につきまして、私も質問をしてみたいと存じております。

私も民社党は、この両社の合併につきまして、条件をつけて賛成の立場をとっております。これは御承知のとおりでございます。しかし、それにもかかわらず、公取のほうからの見解が出されますと、新聞論調等におきましてはきわめて大きな反響を呼んでおりますが、その反響のおもなるものは、公取のこの態度は独禁法そのものをあまりにも広く解釈し過ぎたのではないかと、あるいは極端な表現を用いますと、この両社の合併が許されるならばは独禁法はなきにひとしい、こんな意見さえも新聞の論調の中にちらほら見えておるような次第でございまして、もしそのような事態が真実でありますならば、私もはきわめて遺憾なことだといわざるを得ません。しかし、察しますところ、これは新聞の一部の論調にも出ておりましたように、独禁政策と独禁法とは幅があつてしかるべきだということを委員長

の口からも述べられておるようでございます。しかし素朴な国民大衆の立場からいいますと、独禁政策と独禁法に幅があるとは一体どういうことなのかということにつきまして、もう少し説明を試みる必要があるのではないかとふうに考えるわけでございます。したがういまして、この点につきまして山田委員長のほうから具体的にどう幅があるのか、説明願ひたいと思ひます。

○山田政府委員 お答え申し上げます。新聞紙上などで、これが認められれば云々という記事が載つておるわけでございますが、これは認められただけではございせん。これから正式の手続をしますということでございます。私どももいたしましては、あくまでも独禁法の規定に従ひまして厳正に判断をいたしてまいりたい、こういう考えにおいて少しも妥協をしておらないわけでござい

それから、独禁法と独禁政策の間に幅がある云々ということが出ましたわけでございまして、これは理念として理想としての独禁政策というものと、それから現実の法の運用というものの間にはある程度の差はある、こういうふうに申しましたわけでございまして、それはほかの政策でもいずれも同じかと存じますが、他のことを申し上げても何でございまして、労働政策におきましても、理念として理想としての労働政策、それから現在の法律としての労働政策に多少の差はあるかと存するわけでございまして。

○塚本委員 理想的な独禁政策の立場からいって、もし今日の法とに相当の開きがあるということとがあるとするならば、それは法改正をする必要が出てくるのではないかと裏面からも受け取れる節があるわけでございまして、それほどもに必要はないか、あるいは現在の法のもとにおいてはある程度、これだけの解釈しかやむを得ないので、独禁政策としては理想的にいづくわけにはいかないという見解があるのか、その点はどうか。

○山田政府委員 政策は、そのときの客観情勢に

適応して常に具体的、妥当でなければならぬと考へますので、御承知のように昨年末から学界、業界、消費者、各方面の方にお願ひいたしまして独占禁止懇話会なるものをつくりまして、当面のいろいろな政策の対象になる問題について各方面の御意見を十分に承つておるわけでございまして、それによりまして常に独禁政策はそのときの情勢に適合したものにいたしてまいりたい、こういう努力をいたしてまいりつゝでございます。

○塚本委員 先ほど委員長から、まだ許可したわけではない、そのとおりでございます。しかし、事前審査の段階におきまして、これこれの三品種にかつて大抵なされたようでございます。そうであるといひますならば、この三品種及び〇・五と表現されております鋼矢板でございまして、この三・五に對しての対処さえすれば認められるという可能性は当然のこと、一覽したただけではなくて、実際にこまかい検討をなされた、そうした相当な時日を重ねられたという経緯からいひますと、判断をなされた委員会のメンバーは同じであり、かつまたその申請をしようとしております両社の首脳部も一致しておると思ひます。三・五品種に對してはいわゆる対応策が講ぜられたならば認められるということは大抵常識として受け取られておる。したがって、両会社におきましても直ちに対応策をとるといふような空気も紙上に発表されておるようでございまして。そうであるとするならば、まだそうではないけれども、ということではなくして、おたくのそういう結論からいひますと、もはやそこに導き得られる結果だと私は思ふわけでございまして。そういたしますと、やはり世間では、先ほど表現いたしましたような、独禁法はなきにひとしいというような表現が推定されるわけでございまして。万が一そういうようなことが結果としてあらわれたら、私もは独禁法がなきにひとしいような結果になつたらたいへんなことだと思ひます。そのことは新聞における無責任な表現というふうにも打ち消すわけに

はいかないのではないか。そうだといたしまするならば、やはり独禁政策というものと独禁法との間に於いて相当の幅があるということをご明瞭にしておかなければ、おたくの立場もそれは無責任になるのではなからうかという感じがいたしますが、どうですか。

○山田政府委員 たいまのお話でございましたが、むしろこれは当初いわれる内相談のごまいた内容の届け出がございまして、これは法律第十五条に抵触するというところでございまして、いわゆる対応策云々ということは、先方がいかに考へますのか、私どもの関知するところではないのでございまして。それが新しい届け出がございませうか、これもまた関知するところではございませんが、かりに内容の変つた届け出がございました場合には、その届け出についての内容にしたがいまして法律を厳正に適用してまいりたい、こういう考へでございまして。

○塚本委員 委員長の言われるのは裏から言われただけで、そういうことだと思ふのですが、そうだとすると、その三・五品種を除いては、いわゆるおたくのほうに相談がありましたその内容であるならば、それはこの法には抵触しないと受け取つておるわけでありまして。世間もそう受け取つておる。おそらく会社もそう受け取つておるだらうと思ふのです。そのこと自身、実は世間ではいろいろな風評が立つておる。それが新聞記事になつておるといふことだと思ふのです。その点はどうでしょう。

○山田政府委員 私どもは独禁法を忠実に厳正に適用してまいり、これに尽きるわけでございます。

○塚本委員 私も、この委員会におきまして委員長が実に厳正な態度で臨んでおられることを個人的にも敬意を表しております。そのことは、今後とも厳正に運営していただくことであらうと、私はそういう意味では非常に期待をいたしておるわけでございます。にもかかわらず、これまた私どもも懸念をいたしておりますのは、新聞紙上等にお

きまして、公取の事務局員の中で、おたくのほうから結論が発表されましたとき反抗的な態度で臨んだような、だれだれ事務局員がやけ酒を飲んだ、もうこれでおしまいだとか何とかいうような表現まである新聞には載せられておりました。そういったしますと、せっかく委員長が厳正な態度でとおっしゃつても、あなたの方の中からそういうことが漏れてくると、何かしら黒い取引がなされたのではないかと――委員長に限って絶対そんなことはあり得ないと思ふし、今後、いづれのほうからの圧力が来ても、それをはねつけられぬ人柄ではないという確信を持つておりますが、にもかかわらず、そういう事務局の内部の反抗的な態度が新聞記事に載るといふことは、やはりわれわれの立場からいって釈然としないものがある。これはおたくにとつても、やはりある程度の責任を感じて、そのような問題に対しては、やはり五人の委員だけではなくて、事務局に対する委員長としての態度からいって責任ある統括をしていただく必要があるといふふうに判断をいたしますが、どうでしょう。

○山田政府委員 事務局の職員から云々というお話がございました。この内容は、決して本件合併を否認せよとか、あるいは肯定せよとか、こういうことは一言も含まれておらないのでございまして。ただ、世上とかくいろいろのことがいわれるものでございまして、外界からの圧力に屈しないやうにやってくれという趣旨の私どもに対するいわば激励があつたわけでありまして。私がこの職員の代表に会ひまして、何らの圧力の事実はないといふことを十分説明いたしまして、納得したわけでございます。

○塚本委員 納得したという表面的な形ですけれども、事実、結論が出されたときにやけ酒を飲んだとか何とかいうようなこと、事務局員の一部の中で捨てぜりふを残してうさを晴らしておるといふ記事を読んだおるわけでありまして。まさか今日の権威ある新聞の中で、そういうようなことが単なるやじ馬的な記事として出されたわけではな

い。独禁法に対するこの全国的な注視の中に、ある程度のいわゆる事前審査の結論が発表になつた、その同じ報道記事の中に並べ立てられておるといふことではございませぬ。このことは、私は、あなたが厳正な態度にもかかわらず、公取の中における統括者としての態度でこれを留意していただかないと、その判断自身も疑われるような形になつてくる。このことはきわめて残念です。だから、そうなる、国会においても何していらっしゃる、というふうな声が多々出てくると思つております。そういう意味で、再度そういうことに對する見解を聞かしていただきたいと思います。

○山田政府委員 相当長期間にわたる非常にへビーな作業のあとでございまして、それは酒を飲んで何かのことを口走るということもあつたかもしれませぬ。しかし、私はかねがね、事務局と委員会というものは相互に信頼関係がなければいけないのだということを強調いたしておりました。その努力はさらにいまだで――いままでもいたしておりましたに、さらに一そう統括する決意でございましてを申し上げておきます。

○塚本委員 十五条の解釈でございまして、競争制限という問題になりますとき、今度も二社が合併になった、またその意思表示をおたくのほうは受けてこれを事前審査をなさつたわけですが、一位が巨大になる。そうすると、その競争制限というのは、一位になったものについて好むと好まざるにかかわらず追隨させられるという結果が出る場合、ようございませぬ。それからもう一つの見解では、そういう好むと好まざるではないけれども、いわゆる一位の巨大な会社がプライスリーダーとなつて独占的な価格を設定をいたしますとき、二位以下が自由意思でもって安く売ればそれでもないんだけれども、しかしそんなことをする必要はない、利潤幅を確保するために一位に二位以下が追隨するといふこと二つの場合が一店に二位について好むと好まざるにかかわらず追隨せざるを得ないといふときは、当然競争制限という

ことは、これはもう客観的にも主観的にも見られるわけでございます。しかし、私は、あとで申し上げた、追隨したほうが二位以下も得なんだといふことですね。客観的にいわれる競争制限になつておつても主観的には自由意思があつたんだけれども、受け取る消費者から見るとこれは競争制限になつてしまつておる。こういう二つの場合がありませぬ。ここが私は一番大きな独占禁止の問題の分かれ道になつてくると思つてございまして、追隨したほうが得だといふ自由意思に基づいて高い価格を独占的に形成される場合、これは競争制限になると消費者は受け取るだらうと思つたのです。この点、どうでしょう。

○山田政府委員 経済合理的に考へまして必然的に追隨することになる、経済合理的に考へました場合に追隨することになる、これが市場支配といふふうに理解をいたしております。

○塚本委員 そうすると、経済合理的にという表現は、自由意思でもってでも、第一位に二位以下が追隨していったほうが得だということによつて、結果的にいわれる市場支配という結果が生まれるといふようなことは、経済合理的な立場でこの形が導き出されるのではないかと。そうすると、私が後段で述べたような、いわゆる二位以下が自由意思で一位に追隨するといふ結果も、これは競争制限になると判断してよろしいものでしょうか。

○山田政府委員 全く自由意思で追隨するといふお話でございまして、全く自由意思であれば、追隨することも追隨しないことも自由であるはずでございまして、これは競争制限にはならないかと心得るわけでございます。ただし、両者の間に意思の疎通がございましてカルテルになる場合、これは当然独禁法の対象になるわけでございます。

○塚本委員 私、微妙な問題だと思ひますので再度お聞きいたしますが、経済合理的といふことは、追隨を自由意思でもつてしたほうが、だれだって利幅は大きいほうがいいにきまつておりますから、そういう意味でいわれる自由意思で追隨

をするということが、すなわち経済合理性のため
にということ、委員長の見解から言いますなら
ば、これは競争制限になるように私には受け取れ
るわけでございますが、その場合、追いつきざる自
由意思もある、そのとおりですね。その場合で
も、経済合理性という形からいくなれば、やはり
将来のシェア拡大のためには、追いつきなくとも安
売りでもってシェア拡大をするという方法もある
とは思いますが、しかし経済合理性という表現
だけの場合には競争制限になる心配を私は持つ
ますが、もう一度お答えいただきたいと思います。

○山田政府委員 これは抽象的には持てないと思
います。各業界の競争者の牽制力と申しますか、
お互いのチェック・アンド・バランスの関係、そ
れらの状態を十分慎重に検討いたしませんと、に
わかた結論は下せない。どこまでも考え方は、経
済合理的に行動する場合、これに追いつきざるを得
なくなるかどうか、こういう判断をいたすわけで
ございます。

○塚本委員 この議論はやめにしておきます。追
随せざるを得ないということが基本になっている
わけですね。

それではもう一つお尋ねいたしますが、この独
禁法の十五条の中に規定してあります競争制限と
いうもの、私は公取の皆さま方がこの事前審査に
入られる直前にお尋ねをしたことがございます。
その当時は委員長は明確なお答えを避けておつた
と存じますが、いわゆる独禁法のできた当時は、
資本取引の自由化という要素は全く考えられない
ときでございました。にもかかわらず、今日は資
本取引の全くの自由化、けた違いの外資が入って
くるということをやはり競争制限の一つの要素と
して考慮すべきではないかということ、開放経
済体制下における日本経済の宿命という立場で私
は提起をしてきたわけでございますが、今回の事
前審査の段階で、公取におきましては、この十五
条を解釈なさる場合、この資本取引自由化という
今日の国際的な経済体制を加味なさったかどうか

か、このことを、うしろ向きのような意見でござ
いますけれども、ひとつお聞きしておきたいと思
います。

○山田政府委員 私どもは、第十五条を適用いた
しますにあたりましては、いわゆるシェアのみ
ならず、各種の競争者、同業者の牽制力でござ
いますと、ユーズ、需要者側、それから代
品の関係、新規参入の有無あるいは輸入の関係、
これらを総合的に勘案いたしまして判断をいたす
わけでございます。したがって、資本自由化
という現状を踏まえていま申し上げましたような
諸点を勘案する、こういう形になっております。

○塚本委員 今度は通産大臣にお尋ねいたします
と、いまも公取の委員長のほうから資本自由化
という意見が出てまいりました。おそらく通産省
におきまして、そのようなことはより痛切に強
く意見が出されてきたのではなからうかと私ども
は推察をいたします。ところが、特に鉄鋼業界
は、逆にアメリカの業界に、俗に表現いたします
るならばなぐり込みをかけておるといふ。アメリ
カにおきましては、ニクソン政権において再び鉄
鋼に対する輸入制限をすべき雲行きが出ておる。
それほどまでに、今日の六社は、国内における自
由競争の中におきまして、すでに世界における最
も生産性の高い、いわゆる力を持つておるはずで
ございます。にもかかわらず、強い上にもなおよ
けい強くという考え方は、経済には際限はないと
思いますが、この与える影響力からいいます
るとき、それを進めることについて、もはや必要
性を持たないような感じが事鉄鋼に関する限りい
たすわけでございますが、その点はどうでしよ
う。

○大平国務大臣 いまの時点で常識的に判断すれ
ば、塚本さんのおっしゃったようなことも一応う
なずけるのでございます。ただ現在、なるほど日本
鉄鋼業は強い競争力を持つておりますけれども、
アメリカにいたしまして、E E C諸国、英国に
いたしまして、設備の更新、近代化、大型化と
いうのが非常に進んでおりますということ、それ

からこれからの勝負はどうしても技術水準を競う
ということになると思えます。技術開発力の強弱
ということがたいへん大きな課題になるんじゃない
かと思えます。そういう意味で、英国でも国有
化ということになってみたり、独仏におきまして
も二、三のグループにまとまるという傾向が見ら
れる趨勢の中でいろいろ考えますと、日本の鉄鋼
業もいまのあり方で安住しておつていいかとい
うと、必ずしもそうではないという判断でござい
う企てがもたらされたのではないかと判断します。

○塚本委員 公取の事前審査の内容を新聞等で散
見いたしますと、個別品種についてのいわゆる
審査がなされたようにうかがいます。ところが、こ
れは通産大臣にお尋ねいたしたいと思いますが、こ
なるほど個別においては確かにそういう見解が出
ることは、数字の上では過去の実績から私どもも
納得がいくわけであります。にもかかわらず、八
幡、富士という両社の総合力という点になります
と、また他の四社とは比較にならない巨大な重圧
感を与えておるということに受け取れるわけで
ございます。法律の適用としては、公取の見解で
ございますので、私もこれは避けていきたくと思
います。しかし、個別品種になりますとそう
ですが、やはり何といたしても、国民の素朴な受け
取り方の中には、鉄全体に対する総合的な実力、
こういう立場になったときに、この八幡、富士の巨
大な合併というものは、何としてでもやはり競争
制限になると受け取られることは素朴な国民感情
だと思つてございます。それを進めるという
ことは、法律のたてまえからは阻止する道がある
いはないかもしませんが、しかし、何かしら通
産省はそれを推し進めることに對してうしろめた
い気持ちがありはしないか。われわれ素朴な国民
感情からいいますと、やはり巨大な圧力を国
民に与えた気がいたすわけでございます。通産大
臣、そうは思いませんか。

○大平国務大臣 私はあまりそういうことを感じ
ないのです。
○吉光政府委員 日本とヨーロッパあるいはアメ
リカ等の最近までの需要の伸びでございますけ
れども、またその需要の伸びに對応いたしました
生産力の伸びの関係でございますが、格段の差が
あったわけでございます。日本は、過去十年間の
平均の伸びは、年率にいたしまして一七・七、し
たがいて、過去十年間のうちに五倍の大きさに
なっております。ところがアメリカにおきまして
は、過去十年間の年率の平均の伸びは一・四%で
ございまして、したがって、十年前に比べま
して粗鋼生産が一・二倍ということでございます
。それからE E C五カ国につきましては、年率
の伸び率が四・二%でございまして、したがって
生産全体で一・五倍、五割くらいでございます。
イギリスは一番伸び率が低くございまして、年率
に換算いたしますと〇・五%、約一・一倍、十年
前に比べまして一割だけ増加があるというふうな
状況でございまして、結局、日本の鉄鋼業をさ
えております需要が非常に旺盛であった、それが
日本の鉄鋼業の今日をもたらしただけの非常に強
い要因ではないだろうか、こう考えるわけでござ
います。

また、これらの伸び率の関係をここの当分の間に
限って考えてみますと、実は現在の一人当たりの
消費量あるいはまたストック量等から判断いた
しまして、従前ほどの大きな伸び率はもはや期待
できないというふうに考えますけれども、ただ
ヨーロッパ、アメリカあるいはイギリス等の伸び
に比べますれば、まだかなり大きな伸び率が将来
予想されるのではないであらうかというふうに判
断いたしておるわけでございまして、したがって
て、設備の大型化等を通じて、いろいろとま
だ鉄鋼各社間には激しいシェア争いが依然として
続いているのではないだろうかというふうに実は
予測いたしておるわけでございまして。と同時に、
日本の大型設備は、実はどちらかといいますと、
借入金に依存してつくつておるわけでございま
す。そうなりますと、こういう装置産業でござい
ますので、各社とも自分の持つておる設備で
ただフル操業させたい、こういう衝動にかられ

ることは当然予想されるわけでございまして、過去のシェア競争も実はそういうところに根拠があったと思いますが、こういう傾向というものはさらに続いていくのではないであらうか。要するに、全体で見ました場合の鉄鋼各社間の競争要因というものは、依然として需要の成長の中に相当部分残っておりまして、これは、このように判断しております。

○塚本委員 現実には、私も、いまの局長の説明で、そうだとおもうのでございまして。しかし一面考えてみなければならぬことは、確かに設備産業でございまして、設備産業であるならば、もう少ししっかりしたものをつくっておけばいいんだけれども、次から次へと、またこれも無限のいわゆる技術革新の波の中に立たされるというところば返ってくることは私も思います。しかし、いずれにいたしましても、金もなくて、とにかく借金をどんどんとし、そして設備をするというふうな形になってきておる。これは私、調べたわけではございませんが、製鉄会社などは人件費といわゆる銀行に払う利息ととんとんくらいじゃないかというふうな表現さてもしうとなり、にすれば資本ではなくて、借り入れの金によっている。だからまるきり製鉄会社というものは銀行屋さんに利息を払うために営業しておるようなものになる。もしもそれはわれわれ消費者のもとに返ってくる。価格となって利息を背負われる形になる。それでは設備をしなくていいわゆる古い設備のままでいいか、利息を背負うのか、利息を背負って新しい設備でいいか、利息を背負うのか、この問題が論点になろうと思ひます。しかし、私は、過去の歴史を見ておるとき、通産省が、何らかの意味で、もっともこういふうたをなくするような指導が今日にもあつてしかるべきじゃないか。しかも、ただいまの局長の言に従いますと、今後ともその競争はなくなるんだというふうなことになる、まるきり消費者は利息を背負わされて、そして銀行屋さんだけ町のか

どにりつばなビルをつくらせるといふような形のためにこれもなされておるのだというふうな受け取り方までされてしまふわけでございまして。この設備競争に対する指導という点では、通産大臣、見解はどうでしょうか。

○大平国務大臣 ところが非常に日本的なところで、それがあつたからこそ日本がここまで伸びてきたと思ふのです。一たん設備をいたしたから、それを大事に十分に償却して、次の投資を考へるまでに時間をおいて、十分のリザーブを持つて自己資金でやるという手があるやうな方、それは一面非常にいいところもあると思ひますけれども、日本は、鉄鋼ばかりじゃないのです、ほかの産業もおしなべて非常に若い成長力を持つておるというものは、いまあなたが御指摘のやうな手法で設備投資を果敢にやつてきたわけでございまして、それだからこそこのやうな異例な成長が記録されたのだと思ひます。そして、そのことは消費者のためによかつたか悪かつたかという判断、あなたも利息の負担が製品にかかつてくるんじゃないか、それは仰せのとおりでございましてけれども、そういう設備の投資によりまして生産性がうんと上がつて、そういう装置産業、大規模産業になるが、その製品の価格がほかのものに比べて下がつておる、あるいは上がり方が少ない、そういう状況にあることは、やはり過去のたくましい設備投資のもたらしたものだと思ふのです。ですから、一つのことばは、いいことばばかりがないので、光があれば影があるやうなもので、それは設備投資につきましても、メリットもあればデメリットもあると思ひますけれども、私は、それだからとて、いまデメリットがあるからとて、何で、設備投資について権力が介入していつて、何らかモデルトな程度で押えて調節をしていこうというやうなことはやるべきでない、そういうことをやりますことは賢明でない、日本の経済のためにも消費者のためにも、国際的な経済の伸長を期するためにも賢明でない判断しております。

○塚本委員 けがの功名というところばございまして、通産大臣おこりになるといけませんけれども、通産省がりつばな指導、きつとした鉄鋼に対するむだな投資をさせないやうな指導方法があつたならば、価格も安定して、そしてこんなことをせずに、むだな投資をせずに済んだであらう。にもかかわらず、通産省のきつとした、歴代通産大臣の指導がなされておらなかった。きつめてルーズであつた。そのために乱立して、そして借金をした。そのことがおかげでよかつた。アメリカの場合は実にそういうことがなくて安定したし、そしてまた自己資本率も高いというところから乱立もせずに済んだ、借り入れ金の返済には追われなかつたというやうなところから、設備に対する四〇%の稼働率でも、なお価格を動かさずに済んだというやうな形、日本の場合は八〇%から八五%稼働しておかなかつたならば、それ以下は損をしてでも乱立をしなければならぬから、金が回つていかないのだというやうなところから、お互いに競争を刺激して、そしてむだな競争のために技術革新ができた、こういうふうな言ひ人さしもあります。まさに、そんな表現は通産大臣としてはおこられるかもしれないが、けがの功名で日本経済が伸びてきた。しかしそんなことは、いわゆる経済政策の立場からいふならばいい話ではない。だからこの際、過去にそういうやうなむだな能率をあげる方法について考えていただかなければ困るのじゃないかというふうに思ひますが、どうでしょう。

○大平国務大臣 政府というものは、何をやるか何をやらぬかが非常に大事なんです、やらぬという判断が大事なんです。いつも何かやつて、いろいろ文章を書いて、いろいろな報告をこつて、気のきいた政策を発表しておるというやうな政府がいいかという、私はそう思ひません。

「浦野委員長代理退席、小宮山委員長代理着席」

日本画を見ても、木や鳥をいれてありますけれども、白地のところがあつて初めてくつきりと絵が出てくるやうなものでございまして、やることはやる、やらぬことはやらぬとはいへないものでありまして、私はけがの功名というのではなくて、私どもの政策の理念からいまして当然のことであると考へておるので、いまこういふん伸びてきたから、このあたりで一服して政策的な調整を、整合のとれた調整をやるべきじゃないかというあなたのせつかつた御提言でございましてけれども、私はまだそんなことをやるべきじゃないかと考へます。

○塚本委員 私は調整せよと言つてゐるわけではございませんが、何らかの形で今日までの設備のむだというものをもう少し少なくする方法はないか。たいへんな競争によるむだというものは、設備競争を各社がしておるやうに見受けられるわけでございまして。そしてあつた五社なり六社なりの設備と能率を見てみましても、どうしてもあつてつきたほうが格段に、飛躍的に能率の高い、生産性の高い設備をこしらえていきつたやうなものでございまして。そういうものを比較してみますと、き、これだけ人手不足のときには、だれだつて新鋭設備をつくりたいという形がわれわれもこれからはもつていくと見なければなりません。そうすることが国際競争力としてはますます大きな実力になることは私たちも一面において認めてつても、何らかの形でそういうものを制限するといふ結論を私は提案しておるわけではございまして、自由経済というものは設備力にすべて帰するんだという結論を導き出されるやうなものが製鉄の実態になつておるといふ統計を見るに、こんなのは、いつまでも強いものだけにいふやうな投資をさせておくという形は、何かこころで再検討——そのことが即設備調整だとか、そういうことに結びつけられると、私もまだ結論を持っておりませんから残念ですけれども、何か手を打つべきじゃないかと思ふ。この姿は、ちょうど中小企業が全く同じやうな姿になつておるわけでございましてね。ある企業でございましてけれども、もうこのあたり

で、もうかる部分だけにして、全製品にして売り出すよりも、工賃かせぎの一つの分野だけにしたほうがどれだけでもうかるかしれないというふうな中小企業者は思つておつても、工賃かせぎの一分野では受け取る金額がきわめて少ない。だからもうからない全製品にしてでも売つて、そして多額の金を手に入れることによって手形の期限に支払ひをしておかねばならぬんだ、こういう形が中小企業の中にもうずいぶんたくさんあるわけでございます。結局のところ、中小企業の場合には、そういう形で仲間同士がいわゆる過重設備によつて、手形を落とすために、またより大量の生産をすることに、みずからの利幅を少なくし、そしてみずからの首を締めておる。中小企業者の立たされた宿命という立場から言いますならば、この点は私はある程度やむを得ないというふうに思ふのでございますが、全くこの巨大な製鉄会社や、私たちが中小企業が悩んでおるのを見ておると同じようないわばぶざまな姿、これが大企業の中に、今度は逆に自由に金融界から金が借りられるといういわゆる安易感のために、このようなむだとぶざまがあるのではないかと、このうな全くふしぎな片一方は金がないためにむだな設備、そしてまた生産の増大という形を中小企業においてやつておる、大企業においては、金が自由に銀行、金融機関から引っぱり出せるがためにこのむだをしておるといふことでございまして、これを何とか通産省のほうでもう検討なさるべきじゃないか、こういうふうには私は着想を申し上げただけでございます。どうでしょうか、その点の見解は。

○大平国務大臣 たがたびのお話でございますけれども、そこは私と考え方がちよつと違ふのでございまして。私は、あなたがむだだと言ふ、何がむだかということが究明されなければいかぬと思ふのです。私はいまのような状態のほうに設備調整を、政府も介入しながら、むだでないように調整をとりながらやつたほうが資源の配分のあり方としてむだがないようにあなたは考えられる。

私はそのほうがむだだと思ふのです。そういう一つの計画性をつけるということ、神さまがやれば格別でございますけれども、計画当局がやるという場合、もうわれわれの経験でいろいろやつてみて、なかなか、各部門にいろんなアンバランスが起き、そこにいろんな非効率も起き、いろんなモラルのコラプションも起き、いろいろな経験をしたわけでございます。しかし、できるだけ自由にやらしておくほうが非常にむだがない。確かにむだもございましてけれども、相対的にどちらがより少なくむだがあるかということになると、私は、へたなことをしないで活発な競争にさらしておき、経済はきびしいと思ふのでございまして。大企業であらうと中小企業であらうと、ほんとうに真剣に対処していくには主體的な真実性をきりぎり込められて運営されていくところに、ほんとうの経済のダイナミックな成長があるわけでございます。なるべくならば、政府が介入するというようなことは私はやりたくないという気持ちでございますが、これはものごとの考え方でございます。て、塚本さんの場合と私の場合とのフィロソフィーの違いでございますから、私に聞かれれば、私はそう答えざるを得ないと思ひます。

○塚本委員 どうしても大臣は、設備の調整という形をいわゆる設備制限のほうの形にまで気が走つてしまひますが、私もいまその点で大臣と同じように、これを設備を制限してみたり、あるいは規格をつくるというやり方はよくないというふうな思つておるのです。しかし私も中小企業対策という立場からしますと、確かに大企業の今日の国際経済の中に立たされておる産業界のきびしさというものは、これは私も全く同感でございます。にもかかわらず、中小企業の諸君は全く金がないために、みずからその日の手形を落とすために実はこのような乱売合戦もしなければならぬ。それは、利潤よりも、つぶれないための、いわゆるあすへ生き延びるための乱売をし、安く売ることによつてお金を得て、その金でもって手形を落とすという形になっておる。ところが、この

鉄の場合には、反対に、設備の金が容易に入ってくるものだから、どんどん設備競争がで、そのことが需要の伸びをはるかに上回る生産の伸びとなつてくる。したがつて販売シェアを獲得するために熾烈な競争が行なれておる。いわば、あまりにも気の毒な競争と、あまりにもぜいたくな競争なんだ。同じ国家の中で、同じ政府の中におきましてこの違いがある。しかも、そのことがお互いに自由経済の中だから許されるということに、きわめて大きな矛盾を感じるわけでございます。

合併することによつて両者の一番得策なるものは何かといふと、それは販売に對する力が出てくるということではないかということ、私どもは集めた資料の中では、第一に合併におけるメリットは、販売の力が大きくなつてくるということなんです。実はいま製鋼業界が熾烈な争ひをしております。先ほどから大臣が説明しておられるように、一にも二にも、競争することによつて生産が高まり安いコストになる、そのとおりだと思ふのです。そうなるがゆゑにこそ、需要の伸びをはるかに上回るところの生産になつてくる。そのことがシェア拡大のためのあらゆる競争となつてきておる。だからそういう意味では、私は公取の委員長の出されたような競争制限になつておると思ひます。だけれども、このことによるむだというものが、同じ政府の中における中小企業の苦しさ、大企業——大企業といつてもこの場合は鉄でございますが、ぜいたくな苦しさとの違い、同じ政府の中で、同じ通産大臣の管轄のもとにおいて、結果としてプラスになつたとしても、やはり同じ産業界をあずかる立場から、これに對しては向うの形の手が下されてしかるべきだ。そのことは決して競争制限をするための具体的な設備調整をせよと私は結論申し上げるわけではございませんが、通産大臣はこの際そういうことに對して何らかの対処なさる道を検討していただきたい。

これは私は具体策を持つておるわけじゃございませんから、問題を投げかけるわけではございませんけれども、どうでしょうか。

○大平国務大臣 先ほどの答弁、まあ考え方を述べたのでございます。現実には、それじゃ政府が全然手を考えていないかということ、そうではないのでございまして、相当の調整は現実に行つておられます。産業構造審議会ですか、鉄鋼部会によつちゅうはかりました、そこで調整をやつておりますけれども、私どもはそれを強化していこうというような頭はないわけで、しかし、それを全然はしつてしまつたといふとは考えていないので、そういう調整は、景気調整の立場もありまして、全体の資金、これは蓄積の乏しい日本といつたしまして、あなたが仰せのようにどこも金がほしいところでございますから、そのあたりの見当はつけてハンドルのとつていかなければいかぬ、そういう意味の調整は現実に行つておるわけでございます。

○塚本委員 常に引き合いに出されるのは、USスチールの問題が出されるわけですね。飛び抜けた巨大な会社になつたために有力な競争相手になつた。そのことによつて、いわば独占的な形の上にあぐらをかいておるうちに、いつしかその中身は日本に追い越されつたところという状態になつておる。最近ではヨーロッパにまで追いつかれる形になつてきたといふことがいわれております。今度の場合、富士、八幡が国際競争力に勝ち得るといふ大義名分のもとにこれがもし実現したといふしましても、そのことはかえつてその力を弱めてしまふような結果になりはしないか、これは八幡、富士に對しても決してあたたい措置ではない、きびしい状態の中に立たしておいたほうがいいのではないか、こういう意見も、これはこの議會の中でもかつてそういう発言をなさつた同僚議員もございまして、新聞紙上においてもしばしばこの例が引かれておるわけではございます。私もそういう記事等を読んでみますと、なるほど私も産業経済を担当する者としては、せつかくの親心が結果としてかえつてその企業をして弱くしてしまひはしないかという危惧が一まつ残つておるわけではございます。この点どうでしょうか、重

工業局長。U S スチールの例も今回の場合大きく他山の石として見るべきだという声があります。が、いかがでしょうか。

○吉光政府委員 確かにいろいろの角度から研究してみることがあると思うわけでございますけれども、先ほどお答え申し上げましたように、日本とアメリカとの鉄鋼の需要構造と申しますか市場構造が相当異なっておりますこと、あるいは将来の需要の伸びと申しますか、そこらの生産力の増強の伸び率というふうなものにおきましては相当大きな開きが現にございまして、したがって、そういう競争すべき余地と申しますか、アメリカと日本とは相当大きな開きがある、このように考えるわけでございます。したがって、アメリカにおけるそういう停滞的な鉄鋼生産を前提に置きまして中でのU S スチールの動きと、日本のように伸び率の激しい中での六社間の競争というものは、必ずしも平面的に比較できないのではないだろうか、このように考えております。

○塚本委員 巨大企業ということで私たちが頭を浮かびますことは、国鉄、専売公社、これはもちろん性格は全く違っております。国鉄は、その販売、売り上げ金額からいいますと、おそらく両社を合併した売り上げよりもはるかに多い数字が出ておるのではなからうか。専売公社もそれと似たくらいの金額になっておるのに私たちは考えております。巨大になればなるほどずうたいが大きくなって、そうしてその中身が云々されるような形になってくる心配がある。だから国鉄を私鉄に比べたとき、サービスの悪い全く役所仕事だという表現を無責任になさる方もいふあるわけでございます。専売公社も民間に移行したらばどうなんだ、そうして品種ごとに会社を分けてやったらどうなんだというような声等もかつて聞かれたことがございます。私は、こういう巨大な企業というものと比較してみると、全く世間さまたから言われるような非難が、同じ形で、実はこの巨大な製鉄会社でできたときにまた言われるような形になってしまつて、かえって大臣が先ほどか

ら言つてみえる国際競争力に対する最も大きなメリットというものがそのことにより失われてしまはしないかという点がいよいよ心配されるわけでございます。もう一つは、逆にそれとよく似たところで分かれております私鉄であるとかあるいは九電力であるとか、こういうものがやはりこれを契機にして合併を進めてきて、もちろんこれは半ば私企業とは違いますが、そう簡単にはいかぬでしようけれども、これを突破口として、これに誘われて、そんな機運になつて独占的な体系に進むことがありはしないか。この二つの危惧があるわけでございますが、重工業局長どうでしょう。

○吉光政府委員 確かに企業が巨大になればなるほど管理能力につきましている問題が生ずるであろうということは想像されるところでございます。ただ、最近経営管理能力につきましても、その経営技術というものがだんだんと進歩いたしております。したがって、そういう意味から、過去に比べまして経営管理能力の限界がだんだんと引き上げられておるといふのが現状ではないだろうかと思つてございまして、もちろんこれは、将来の世界になつてまいりますと、コンピュータが全面的に採用されるというようになつた場合には、相当大きな経営組織でございまして、経営技術的に経営を改善する道というふうなものがそれをカバーいたしますから、したがって、そういう意味では、ただ単に規模が大きくなったということからくる経営管理上の限界というものもだんだんと変化していくのではないだろうか、こう考えるわけでございまして。したがって、むしろこれは経営者の経営態度いかんというものが相当大きく作用してまいるのでないだろうか、このように考えます。

○塚本委員 私は、経営態度いかにかわらず、そういうふうないわゆる政府が意図したものあるいは会社が意図したものと違つた形が出てきはしないか。企業というものは一面そういう要素を持つておるような気がいたすわけでございま

す。といひますのは、たとえば巨大な五つの会社の中を調べてみても、それは会社の指導者でも聞かれたらたいへんまゆをひめられるかもしれないが、最も大きな八幡がだんだんと能率が落ちてきつた。その次が富士鉄というような形で、順番に大きいところほど生産性が低くなつてきつた。利益率も悪くなつてくる。投下資本に対する売り上げも低くなつてくる。いわゆる現在ある五社の中でさえもそういうような形で、大きいものは生産量や販売量は大きいけれども、その率からいいますとだんだんと悪くなつてきておる。統計を見ますと、そういう状態が出てきております。もちろんそれはどここの新鋭工場がこれから稼働するとかいふことをいわれるでしようが、しかし、やはり大きいということは、能率が、ある限界効用といひますが、ある一定まではつと伸びるが、しかし一定過ぎると伸び率が非常に悪くなつてくる。私はかつて鐵維の諸君と話し合つたときに、一工場当たり七百人だ、それより少いと能率が悪い、それより大きいとまた管理者が二人、三人ふえてくるというやうなケースから、一定の限界というものが伸びにある。こんないわゆる基準というものの製鉄関係に当てはめられて、だからこそ、一番大きな八幡が最も悪く、その次に大きい富士が次によくないというやうな、もちろんあの工場が稼働し出したら、この工場が閉鎖したという説明はいろいろなさるでしようが、結果、二つがこうなつてみたら、もちろん相対的には大きいでしようけれども、率からいつたらかえつてよくないという形があらわれてしまつて、せつかくのやうなやうな外資に対抗する能力といつてみたものの、中身はどんながら形になりはしないかというやうな、素朴な受け取り方を私はしないでもございせん。そういうやうな見解はいかがでしようか。

○吉光政府委員 いろいろのお考えがあると思うわけでございまして。ただ現実には八幡が一番悪い一番大きな原因と申しますのは、新しくこの企業に参加しましたいわゆるニューカマー等と比べまし

て、古い設備をたくさん持つてゐるということが一番の大きな要因ではないだろうかと思つてございまして。特に三十年から四十年、最近までの間の技術の進歩というのは非常に激しいものがあります。古くから鉄鋼業をやつております企業、特に八幡でございましてか富士でございましてか、いろいろの、旧式の設備を相当かかえておるのでございまして、もちろんその後の需要増に対応いたしまして新しい高炉も建てておりますけれども、その後新しく一貫メーカに加入いたしました各社は全部新しい高炉、要するに非常に技術の進んだ高炉だけで仕事をやつておるといふやうな、基本的な差がその中にあるのではないだろうか、このように考えておるわけでございまして。

○塚本委員 その点はわかるのでございまして、そういうやうな説明をなさつておられても、このことは今度もつとつと合併が進んでまいりますと、そういう要素がまた深まつてくるのじやないかというものを切り捨てて、新しい生産体制中心にいくのだ、富士においては名古屋製鉄所ができ、八幡においては君津が今度秋には動いていくというやうな形で、彼らに負けない能率をあげるという説明を聞かれると思つております。にもかかわらず、こういう大きな企業になればなるほど、たとえば古い工場を整理しようといひますと、たとえ委員の中でも、参考人として稲山さんと永野さんがおいでになつたとき、同僚の議員から質問いたしました。たとえば釜石が廃止になるのではないか。古いのを何とかやめて新しいのにいかうといひますと、もちろん巨大な企業としては、単なる経済問題だけじゃない、社会的な責任が伴つてくるわけですね。だからそんなことできやしない。だからいたしません、こういうやうなことを稲山さんも言われたはずでございまして。そんなことはおそろくできないだろう。そうすると、そういうものをいつまでも引きずつていかなければならない形が出てくるということでございまして。逆にまた、いわゆる中小の製鉄会社ある

いは製鋼会社等で経営不振になったものを、これは社会的に責任があるから、どうにもならないからだいてやってくれと政府に言われる。また政府も、指導の責任上どこかにだかせたい、そうして倒産のところがいいような、何かの始末をしていきたいというふうな思われるでしょう。そうすると、それもやはり国家的責任上というて、最も大きいこれがかかえてしまうというようなことから、もちろんそれは必要なことではあります。が、小さな他社よりもこの両社のほうが公共的な必要性に迫られて、その地方行政からの協力関係等で、いわゆる直接生産に必要な資本の投下もしていかなるを得ない。やはり社会的な国家的な責任を持つことになると、いつまでもこういうものがこの企業自身の中には背負わされていく宿命をこの新会社は持つことになるのではないかと申すわけでございます。それはいいないしと申し上げるわけではございません。私たちが、この際、開放経済体制下における日本の産業のあり方からするならば、最も高い能力、そういうもので外資には負けないというものをわれわれは期待をするわけでございます。だが、しよせんそういう目的とははれた形になってしまつて、それを補うべきものは販売の能力だけということになってしまふ。販売だけは実力ができてくると思う。結局販売の実力とは何だといったら競争制限というような形になってきて、すべて競争制限をして価格を独占するということにおいて、それぞれのいろいろな非能率なものも何とかがかえていられるという形になって、一方においてはいいことであります。一方においては社会的には非常に非難を受けなければならぬ結果を生み出しなにか、こういうふうなことが想定されるわけでございます。この点は通産大臣と公取委員長、双方から見解をお聞きしたいと思います。

○大平国務大臣 大きくなりまして、ぼんやりしておいたら競争に負けまうから、あなたが御指摘のように、規模が大きくなったことに安住しておつたらいいんではないかと思ひます。それからまた、

大きくなりまうと、管理上いろいろな不経済、非能率が起ころしはしないかという御指摘でございます。そういうことは十分考えられると思ひますが、先ほど局長からお答え申し上げましたように、コンピュータイングパワーなどの導入によつてそういう点は補えるのではないかと申すことと、八幡富士が合併して永久に王座を占めるといふのでなくともいいのでございまして、次々と新鋭の業者がみずからメリットでの上がつてくるということは望ましいことと申すから、問題は、結局生き生きとした競争力がその経済の中にありたいという状態が根本的に何より大事なのではないかと。合併がそういう競争力を制約するものになりはしないかという点が、まさにいまの問題として御審議が行なわれておるものと承知いたしております。

○山田政府委員 ただいま御指摘のような競争制限がございせんように、一定の取引分野における競争が実質的に制限されることがないように、十分審議いたしておるわけでありまふ。

○塚本委員 今度は乙竹長官にお伺ひしますが、もしこの合併がなされた場合、中小企業に対する影響力はどういう形になってくるのかということと申す。と申すのは、前に私申し上げたと思ひますが、いわゆる鉄工場の人たちに、いま景気はどうだと聞きますと、いま鉄が安いからもうかつておると、こう言うのでございませう。というところは、中小企業の諸君は原材料の安いということが一つの大きな魅力になってきておるといふこともなつてくるわけでございます。ところが、合併することによつて高くなるというふうな——いまはならぬでしようけれども、そういうふうな心配等も実は新聞紙上でも出ております。この点はどうでしょう。

○乙竹政府委員 大型企業が合併をいたしました場合に、中小企業がいろいろの影響を受けると思ひます。いま先生の御指摘は、中小企業が大型企業の製品の購入者である場合のお話だと思ひま

す。具体的な問題については、重工業局長が責任をもつて中小企業者には迷惑をかけない、いろいろ指導してくれということと、われわれ安心しておるわけでございます。特に鋳物の問題等もあるようでございませうけれども、それ以外に、いままで非常に競争が行なわれていたことは事実でございます。今後競争は行なわれると思ひますが、一面安定した供給を受けられるというメリットもあるだろうと思ひます。

なおこのほかに、大型合併が起きますと——それ以外にこの会社に原料や設備を納めておつた非常にかたくなの人もございませう。またそれから、特に下請関係で工場にくつついておる零細な中小企業者がたくさんあるわけでございます。何しろ大型合併というのは、その及ぼす影響というのは非常に大きいと思ひますので、私たち中小企業行政を担当しております者としては、この成り行き、影響については十分に注視をいたさなければならぬというふうな考へております。

○塚本委員 私も、これも事前審査に入られる前に論じたことと申すますが、中小企業にとつては、まさに工賃がせき、だから安定した工賃が得られるということが最も必要なことだと思ひます。その場合、価格変動が非常に大きい鉄鋼業界においては、まず安定させてくれということは一歩の大きな願いであらう。この点、これが合併されることによつて安定されるということは一つの救いにあるいはなるかもしれないと私は想定されますが、一面において、そのせいかくの安定が高位安定であつてはならないと思ひます。

実は私の友だちで、ある小さな鉄屋さんが、塚本さん、今度の合併は反対と出るだろうな、こう言うのです。反対と出れば乱売をするから実は値が下がる、だから、いまのうちに売っておいたほうがいいからおれは売っておいたぞ、間違ひなくこれはノーと出るだろうな、こういうことを小さな鉄屋が言つておるわけでございます。わからね、私はともかく安定したほうがいいんで、君たちみたいになんか、いわゆる投機的に商売をし

ておるようなやり方は反対だぞ。高い安いということは、安いにしたことはないが、しかし中小企業界においてはまず安定するということがよつて——これだけ人手不足ですから、工賃だけは大体は最近の中小企業はとることができると申す。にもかかわらず、この原材料のほうが高くなる比重が大きいから、これが動くことが一番困るということがいわれておるわけだ。だからそういう意味で、事前審査にお入りになる前も、むしろ合併することに賛成だ、そうして今日もその基本的な考え方は変わつておりませう。にもかかわらず、そういう小さい鉄屋さんたちの受け取つておるの、合併ができれば値が上がる、でなければ乱売になつて値が下がるから、いまのうちに売つておいたほうがいいからおれは売るといふ、だから、これがノーと出るとトントン当たり三千円ずつ損をするだけだ、こう言つておつたわけです。だからそのことは一零細な、いわゆる小さな業者の素朴な声として私たちは聞いて、政治の上に反映させていかなければならぬというふうにも、高位安定になる心配はありはしないか、こういうことを私は心配をいたすわけでございます。長官どうでしょう。

○乙竹政府委員 先生の御指摘の点、私たちも非常に関心と申すますが、大事なポイントとして考へておる点でございます。中小製造業者が価格変動によりまして、特に原材料の価格変動によりまして商業利潤と申すか、こういうものを当てにするということではほんとうの体質改善にならないで、どうしても製造技術、製造コストという面で競争をして体質改善をしていくという面で努力を傾けていかなければならぬと思ひます。そういう立場から申しますと、大型合併によりまして価格が低位に安定することとを私たちは期待をしておるわけでありまふ。特に公取で御審査がございませうので、御審査の結果もし合併とならば、これはおそらく実質的に競争制限にならないということで合併になると

いうことでございましょうから、高位に安定することはあり得ないと思っております。

○塚本委員 通産大臣にお尋ねしますが、いま低位に安定するというふうな長官の考え方で、そうしなければいへんということですが、しかし一面、私どもの心配をいたしますことは、これは中小企業者の例を一つ申し上げただけですが、中小企業だけじゃない。たとえば大企業においても、やはりこのことは大きな問題になってくると思うのです。造船会社で言ってみますと、三十二万トンというような巨大な船は、全く船を売るのでなくして鉄を売っているのだという印象を前回も申し上げたのでございしますが、すべての工賃は、原料価格の安定がなければ投機的な仕事になってしまふのではないかと、思うように思うわけ

でございます。この際、この巨大な、いわゆるトップクラスの二社が合併することに、他の三社ないし四社が賛成をして、反対をしていないというところ、これは悪く解釈するならば、これがプライスリーダーとなって高位に値をつけることによって、おれたちも一緒にそのいわゆる管理価格らしきものの恩恵を受けようとしておる現物で彼らは反対しないというふうな疑義を持つわけでございます。いや、そうじゃない、そういうことをしたときに、そのすきにおれたちが安く売って、シェアを拡大して足元を脅かしてやるのだという意見もあります。しかしいづれにしても、普通ならば反対の声が上がっていいと素朴な私たちは思うわけでございますが、これが黙っておるだけじゃない、むしろ賛成のようなそぶりに見えるというところが、実は高位安定ということに対する疑念を抱くわけでございます。そういう心配はないでしょうか。通産大臣、どうでしょうか。

○大平国務大臣 これは先のことでありまして、実績してみればいけませんけれども、われわれが考える以上にいままでの競争が激しかったし、もう少し安定してもらいたいと願っても、なかなかそのように市況はならないほどのけ

わしい競争力を鉄鋼業は持っておったと私は思います。今度の合併によってにわかにそういう競争力が減退して、高位安定的な方向に固まってくというように私は甘く事態を見ておりません。

○塚本委員 そうしますと、逆にプライスリーダーとして少しでも高く価格を上げていくとすると、そのすきにシェアを拡大して、いまに追いついてみせると、住金でしかたかどこの社長がそんなことをおぼいたということをちらつと私は耳にしたことがあるのでございします。そのすきにおれたちはシェアを拡大して、五年か十年先には追いついてみせるのだというような放言まで私も耳に入っておりますが、そうならば、これは公取が御心配なされるようなことにはならぬと思うわけですが。しかしその反面、何がために合併なさったのであろうか。合併というものが、そんなに両社が大躍進をしなければならぬような、国際競争力というふうな重大な問題という状態の中において、そんなことがあつたら来たところのものにすぐ追いつかれてしまふというふうな、いつてみればすうたいだけ大きいという形ならば、あえて会社がそんなことをする必要がないのかかわらず、どうしてもこんな御苦勞をなさるのであろうかというふうなことも考えられるわけでございます。心配がないというところは、他の会社がそういうときにこそシェアを拡大するという意味で高位安定にはならないという見解に落ちつくものでしょうか。その点はどうか。

○大平国務大臣 依然競争力は強いと私は思います。この点は、公取委員長、どうでしょうか。

○山田政府委員 同業者の牽制力、これは十分検討、審議してまいりつものであります。

○塚本委員 もう一つ最後に、これはあまり大きな金額ではないようでございますけれども、鉄鋼の場合にわけて波が大きいのです。これを商品取引の舞台に乗せて、民間の資金を導入して安定

をはかるというような声は出ないのかどうか。中小の鉄鋼屋さんというものは、実は問屋さんとしてのいわゆる供給の仕事、流通の仕事に携わるよりも、今日の場合にわけて大きな投機的な仕事になつてしまつておる。だから、もはや大きなそういう在庫をかかえて資金力を持つものはそれだけでもうかるんだというふうな形になつてしまつておるといふことで、それは鉄全体から見るとおぼた、自動車や造船や電機産業や、こういうものが安定してありますからいいようなものの、にもかかわらずこれがあまりにも変動が激しい。この変動の波に中小企業があふられてしまつておるといふことでございします。だからそれならば商品市況にでも出まして、そしていわゆる民間資金を入れることによつて、ある程度の変動をならすということも一つの方法ではないかというふうに考えられますが、この点はいかがいでしょうか。

○大蔵省府委員 御指摘いただきました鋼材を商品取引所の対象の上場商品にするかどうかというところでございしますが、これは非常に基礎的な資料でございします。取引所の対象の商品としては適当なものではないではあるまいか、こう考へます。取引所に上場いたしますことが価格安定になるか、上下の幅を大きくするか、いろいろ問題がございします。どうもあまり適当でないのではないかと、いふふうに考えます。

○塚本委員 中小企業庁の長官にお尋ねします。これが市況を安定させるような、何らかこれはというふうな具体策でもございしますか。中小企業、諸君の立場としては、まずとにかく価格安定、こういうことがきわめて大きな叫びになつておると思ひますが、どうでしょうか。

○山田政府委員 具体的な鉄の問題になりますと、私の立場としては重工業局長にお願いをするというところでございまして、重工業局にはあらかじめこういう動きがありましてから密接に連絡をとつてお願いをしておるわけでございます。重工業局としてはその点は自信があるというところでございします。安心をしておるわけでございます。

○小宮山委員長代理 中谷君。中谷委員、委員長にお尋ねをいたしたいと思ひますが、行政相談としての事前審査ということでございますが、これは行政相談という非常に軽やかなことばですが、軽やかにしてはいふん不眠不休の努力をされたということでありまして、そこで、行政相談としての事前審査ということとは一体どういう法根拠に基づくのか、そのあたりからひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○山田政府委員 いわゆる内審査は二つの面から考えることができるかと存じます。一つの面は、ただいま御指摘のありましたいわゆる行政相談、これはどこのお役所でも、窓口でもって一般国民から相談がございすれば懇切丁寧にその相談に答へます。現に私どもの役所の中にも独占禁止相談所という窓口を設けておまして、そこでこういうふうな計画は法律に抵触するおそれがあるうかなかろうかという相談に応じているわけでございます。

もう一つの面から申しますと、独占禁止法第四十條により、公正取引委員会は法律に触れるおそれのある事実を察知したときには進んで調査をいたす権限及び責任があるわけでございます。この両面からいわゆる内相談、この内相談に基づく審議をいたしたわけでございます。

○中谷委員 そうすると、行政相談というのは、全体の奉仕者である公務員が、その公務員としての仕事をやりこなす上であつたまえのことなんだ、そして国民だれでも気軽に相談にいらつしやいというところでございします。そうすると、公正

取引委員会の行政相談というのは、先ほど委員長特に御答弁がありました。法律相談も含むんだというところは、別に公正取引委員会の姿勢としては、合併申請をした人だとか、何か不当表示で現に訴えを受けている人だとかいいうのでなしに、独禁法のあり方その他について相談をしたというふうな人、教えてもらいたいという人も行政相談の権利があるわけなんです。

○山田政府委員 いただいた御質問の意味がよくわかりかねましたが、たとえば学生などが独占禁止の勉強をいたしておりまして相談に参ることがございます。必要な参考になるようなものがあれば教えてあげ次第でございます。

○中谷委員 私は、この合併の論議というのは、委員長自身が事前審査だということをおっしゃっているし、かなり長くこの委員会でも続くと思うのです。そうすると、行政相談という非常に軽やかなことばの中で十月近く、四十条との関係もありましたが、たいへんな審査をされた。そして特に昨年の四月十七日からこの二月二十四日までにおけるおのものできることの一つの中には、いろいろなことがずいぶんたくさんありましたけれども、いわゆる近代経済学者グループの諸君が大型合併には反対だという声明を出したことは、私は一つの着目すべき事実だったと思っております。国民もそのことを注視しました。ところが、結局公正取引委員会はこの問題については別に特別の反論をされるわけでもなし、だから結局国民は、近代経済学者グループ、いうてみれば体制内の学者の人たちのそういう意見が発表されたときに、どちらが正しくてどうなんだろうということについてすれ違ひになっていて私は思うのです。そうすると、私はこういうことを言っている近代経済学者の諸君にしかられるかもしれないし、公取委員長の方でも迷惑に思われるかもしれないけれども、行政相談ということは非常に軽やかなものだけれども、実際は非常に力を入れておやりになった。そうすると、いわゆる富士、八幡の合併について、これこれの点について問題が

あるのという点について、独禁法上の見解を承りたいということが、近経グループの諸君のほうから行政相談の形式で、しかしあるいは国民はそれを論争と受け取るかもしれないが、内容は行政相談ですね、ということでも詳細なものが出てきた場合には、十月月もおやりになったんだから、これはひとつそれについての詳細な法律的な行政相談、国民のほうから見れば一つの論争ですが、論争の反論あるいはそれについての受け答えということ、公取委員長としては当然公務員であればやらなければならぬことだということに相なります。

○山田政府委員 これは仮定の問題でございますが、いずれにいたせ、これから正式の届け出がございましてかございせんのか、私どもの関知するところでございますけれども、かりに正式の届け出がございまして、法律に従った審議をいたしまして一つの結論に到達した、そのときにはその結論の理由、これは当然説明をいたすことに相なるか、かように考えております。

○中谷委員 そのことじゃないのです。行政相談としての事前審査をおやりになりましたね。そして二月二十四日に問題点を申し出になりました。それが四十条の規定に基づいて調査をおやりになった面もある。国民は注視しているわけですよ。そうすると、それらの論点について、問題点等について二月の二十四日公取委員長は発表されたけれども、発表されていない点について問題点を指摘している人たちが多いいわけですね。問題点種じゃないといわれておるものについて、問題だ、公取の見解について納得してない人たちがいるわけですね。それは形式的には行政相談、あるいはそれは公取に対する行政相談という公開質問になるのかもしれない、どんなにかこうだって行政相談ということに集約せざるを得ないと思うが、そういうことがあった場合に、届け出があれば見解を示すということ、十月月お調べになったことについて、法に規定されて、言ってはいけないこと以外のことについて行政相談という論争

が別個にあった場合には、公取としてはそれを拒否することはできません。それは、行政相談というものはそういう非常に軽やかなものだと思わしていただければ、軽やかであるといいたが、十月月も不眠不休でおやりになったその実績があるのだから、当然そういうことはおやりになります。私はきょうこの一点をお聞きしたかった。いかがでしょう。

○山田政府委員 非常に長期間審議をいたしましたのは、先ほど来申し上げましたごとく、第四十条の規定に基づきましてやっておるわけでございます。

窓口相談というのは先ほど来御指摘のように、窓口で国民に対する親切という意味で相談にあずかっております。したがって、もし具体的にどういう点に疑問があるというふうな御質問がございまして、でき得る限りお答えを申し上げたいと存じます。ただし、たゞいま御指摘のございましたように、法律によつて公開することと適当としないこととございまして、その辺のところは御承知おきいただきたいと思います。

○中谷委員 そういうふうな委員長の御答弁があれば、学生について親切にということなどから、学生じゃない学者の諸君が、公取の見解を法に許された範囲内において聞きたいということであれば、委員長もそういうふうにお約束になったわけだから、当然そういうふうな論争が行なわれるだろう、私自身も国民の一人としてそのことを期待いたします。

そこで、第二の点についてお尋ねをいたしたいのですけれども、率直に申し上げて、私は、独禁禁止法の構造の中で、次のような点について、これは一体どういうふうな理解したらいいのだろうかという疑問と申します。納得のいかない点を持つて申しますのは、私の非常に印象に残っていることばですが、前回の中村先輩の質問に答えて委員長は、とにかく俯仰天地に恥じない下調査、事前審査をやったのだと言われました。私そのことばは非常にうらやましいと思つた。た

かし法律の構造上、届け出をして合併が認められなかった場合には、合併申請者は裁判所へ持ち込むことができます。そうすると、公取御自身がかりに合併を認めないという判断をしたら、裁判所においてさらに二回目の審査を受けるわけですね。いうてみれば、五人の委員ごりつばな方だろうと思つてもいいけれども、合併を認めれば、国会において批判を受け、国民からその点についての批判を受けることはあつても、どんな資料とどんな材料に基づいて合併を承認したのであるかということについて、公取はその判断を示されるというけれども、詳細、微細に公取自身が判断あるいは批判をされることがない。逆に言うと、合併を認めたときにおいては、もう公取はオールマイティー、合併を認めないときに限つて批判の対象になる、そういうふうな法構造になっている。これは行政委員会というものはそんなものなんだよと言つてしまえばそれまでですけれども、私はどうもそれが納得いかない。

それで公取委員長、今後いろいろな点で御努力いただいて、かりに合併を認めないというのなら、当然公取の判断が正しかったか正しくなかったかについては、われわれはさらに別の機関においてそれを判断すること、見ることもできるけれども、合併がいいんだということについてはもうそれっきりになつてしまふ。こんなことについて公取委員長、非常にお仕事については御熱心だし、自信をお持ちなんですけれども、謙虚に御反省いただいたことはないのでしょいか。こういう言い方は非常に失礼ですけども、私こわいと思うのです。いうてみれば、自転車どろぼうだつて三回裁判を受ける権利がある。しかし逆に被害者の立場から言うと、自転車をとつたんじゃないよとかか言つてしまふ、自転車をとられたんだと言ひに行くところはないというふうなかつたこの問題でもあります。そのあたりを国民としてどう理解したらいいでしょうか。法律がそうなつてゐるんだからしかたがないじゃないかといえはそれまでです。そこで私は、届け出があつていつの間

にか合併承認になってしまったらおかしいんで、審判を開いてくださいという国民の要求はきわめてもともとだと思うのです。いかがでしょうか。

○山田政府委員 御指摘のとおり、私どもの判断というものは非常に影響が大きいのでございませう。そのためにこそ、ほかの官庁と違ひまして、一人の長官が決定するということになし、日本では例の少ない行政委員会の制度を設けて、十分慎重に厳正に合議をして結論を出すということになっております。したがって、それだけに私どもの責務はきわめて重大である、かように存じておるのでございます。

○中谷委員 これは何べんも委員長の決意としてお伺いしたのですけれども、しかし逆に言うと、私率直に申しまして、一人でやられたんじやたまったものじゃないですよ、五人でおやりになるのはあたりまえなんというくらいに思っているのです。しかし、法律にはそうなっているからといって、何らかの形において利害関係人が異議申し立てできるような制度があるべきじゃないか、これはそういう制度としてはあり得ないのです。委員長としては五人一生懸命に審査するんだとおっしゃるけれども、行政委員会が俯仰天地に恥じない審査をやったけれども、みずからの審査について誤りがあるかもしれないという一歩下がった、より謙虚な、よりごりつばな態度をもつてされるならば、一体チェックするものは何なのか、公取の御判断について、合併を認めた場合に、それについてチェックできるのはどんな方法があるのか。制度的にないとしたら、どういふ方法が考えられる可能な方法だろうか。たとえば公聴会の問題とか、それもひとつ大々的に公聴会をやるとか、いろいろの方法があると思うのですけれども、何か午前中のお話では法に従つていうことですけれども、これは委員長の決意のほどにも関連して私はその点をお聞きしたいと思うのです。

○山田政府委員 午前中も申し上げましたごとく、法の定めるところによりまして厳正に判断をいたします。

いたしたいと存じます。

ただいま御指摘のございました公聴会、これも委員会において開くことを適当と認めますれば、当然いたすことになる、こう思います。

○中谷委員 ずいぶん委員長十九日御勉強になりました。四月二十四日、私が委員長に合併の問題が起ったところに質問をさせていただきましたが、そのときには「当然公聴会を開く必要があるかと想像をいたしております。」という御答弁でございします。いまの御答弁の趣旨、ちよつとお聞きしますと、昨年の四月二十四日の御答弁のほうに聞こえるでしょう。この点いかがでしょうか。

○山田政府委員 四月二十四日のときには、私個人の考えとしては従来からの例に照らして開くことになってございまして申し上げたと記憶いたしております。

○中谷委員 次に、梅田委員さんと亀岡委員さんにおいでいただきましたので、私一つだけ非常に疑問に感ずる点があるのです。あるいはこの点は疑問でも何でもないのであることにはなるのかも知れませんが、一体どういふことなのかお尋ねをいたします。と申しますのは行政相談の受理というのはいったいどうなるのか。これは午前中御答弁があったようですが、お答えをもう一度いただきたい。梅田さんのほうにひとつお尋ねをいたします。行政相談なんですね。そうして二月の二十四日に、午前中通産大臣の御答弁の中にありましたか、公取からとにかく通知を受けたという御答弁がございました。通知を受けたというのはいったいどういふ根拠で公取が通産省に通知をなさったんですか。いうてみれば、通産省というのは八幡、富士の応援団みたいだと国民は思っています。そこへ通知をされた根拠は一体何か。梅田さんにひとつお答えいただきたい。

○山田政府委員 二十四日に御通知申し上げたというところはございせん。ただ二十四日でございまして、両社長が見えましてのは四月の三十日でございます。

日でございます。

○中谷委員 失礼しました。私の説明が悪かったのです。二月の二十四日に事前審査の指示をして、結論を出して両社に通告をして、そしてそれを通産省に通知をした。大臣は午前中通知があったとおっしゃったというふうに私聞いたのですが、それは一体何なんですか梅田さん、どう聞いていますか。

○梅田説明員 二月二十五日に、内相談の結果、その時点における公取の判断を通産大臣に連絡をしたという事実はございしますが、これは単なる政府機関同士連絡にすぎないと私は存じておる次第でございます。

○中谷委員 亀岡委員にお尋ねをいたします。そういう通知をしなければならぬ法律上の根拠はあるのでしょうか。それからその通知は、では委員会のいつの合議に基づいてその通知をおやりになったのでしょうか、まずこの点。

○亀岡説明員 いまの御質問の点ですが、通産大臣に御通知申し上げる法律上の根拠というのはございせん。ただ通産大臣は産業行政の主管大臣でいらっしゃるのです、われわれの決定について御連絡申し上げた、こういうことでございます。それから委員会のどの段階の決定かというお尋ねでございますが、これはたしか二月の二十四日の委員会最終決定をいたしました。その結果を通産大臣に御連絡申し上げた。事実はこのようにございします。

○中谷委員 どうもそうすると私納得がいかなくなってきました。不当な圧力に屈しない、断じてそんなばかなことはありませぬよという。実は不当な圧力に屈したというようになことをみだりに私言うというようなことは、たいへん失礼なことだし、いけないことだと思うのです。私はそういうことを慎みたいと思ひます。そうして委員長が何べんも強調しておられるのは、公正取引委員会というのは独立の行政委員会なんだ。これはとにかく通産省の外局でも何でもありませんわね。むしろ、官庁名簿を見れば、総理府のところに出てきている。法律上の根拠もないことを、しかもこの点について通産省は国民の立場からいへば富士、八幡合併の応援団だといわれている。そこへ何で委員会が通知をしたのでしょうか。その経過は、そうすると、通知を早くしてくれよというふうな連絡がいつあったのでしょうか、それとも、そんな連絡はなかったけれども、通知をしたのかどうか。ひとつ事務局長、事務的な問題としてお答えをいただきたい。

○柿沼政府委員 公正取引委員会は、法律に基づく権限については、ただいま御指摘のとおり、独立して権限の行使を行なっている官庁でございます。ただ独立して権限の行使を行なっている官庁ということは、孤立して権限の行使を行なっている官庁ということはおのずから違つておる。関係官庁との間には常時事務連絡というかつこうで密接な連絡を保っております。

○中谷委員 私もういふ問題についてあまり不毛の議論をすべきでないと思ひますので、話を進めますが、そうすると、経済企画庁、運輸省その他考えられる官庁がありますが、二十五日に全部そういうところには御通知をされたわけでございます。

○山田政府委員 先ほど来のお尋ねでございますが、私どもは委員会としての意思を決定いたす前に通産省さんなんの御意向を伺つたという事実は全然ございせん。公正取引委員会においては二月の二十四日に意思決定をいたしました。そこではつきりきまつたわけでございます。それを直接鉄鋼の所轄官庁であるところの通産大臣にたて事後に御連絡をしたということでございます。そのほか関係のあるところには御連絡をいたしたわけでございます。こういうふうに委員会の意思を決定いたしましたというのを御連絡した、こういうことでございます。

○中谷委員 四月の二十四日の会議録には、通産

省の意見は十分に聞く、こうなっておりますが、これは別として、そうすると、鉄鋼の所管官庁が通産省だということはおわかりになります。そのことが、公取という独立した行政委員会がなす通産省が鉄鋼の所管官庁であることで通知をしなればならないのか。その点について所轄官庁から通知をした、通知をするのはあたりまえじやないかと、言わなければいけません。御答弁でございませうけれども、どうも私、その点については納得がいけないのです。何かしなくてもいいことをされたのではないのか。そういうことは法律上の根拠はないといふことは、先ほど何べんも御答弁をいただきました。そうすると、法律上の根拠がないことについて——大体行政相談というものが私は非常におかしいと思つてゐるのですけれども、行政相談の対象になつてゐるのは八幡、富士の両社ですね。そのことについて所轄官庁から通産省へ連絡したといふ、そのあたりの論理構成がよくわかりません。

では問題だという指摘をする。またそれを持つて帰る。今度はもう二つとも白になつたぞ、あとは一つだけ灰色だ。ではまたということを持つて帰る。結局、そういう届け出をせずに行政相談といふことは、届け出が出てくるか出てこないかわからない。行政相談にまた来るか来ないかわからない。行政相談にまた来れば長らく行政相談に申して、その点についての対応策なるものを持つてきたら、相談という形でそれをまた検討される、そういうことになるのでしようか。率直な感想を申し上げさせていただきます。とにかく、できる悪い子供が試験を受けてもなかなか合格しない、模擬テストのペーパーテストをやつて、とにかく五十点しかいかぬ、もう一べん試験をやりました、今度は五十一点までいつた、もう一度試験を君だけ特によつてやろうというふうなことで届け出をしたときにはもうとにかく何もかも終わらうというふうなことがあるのでございませう。

では修正をする、対応策をとる。そうしてあらためて行政相談ということを持つてくる。そうすると、公取としては行政相談に應ずるわけなんです。

審議いたしましたして、相談に應ずる、こういうこととございませう。

○中谷委員 次にお尋ねをいたしたいと思ひます。

どういふことに相なつていくのでしょうか。要するに、問題品種の指摘をなされたんですね。そうしてこれはあくまで行政相談としての事前審査の結果であると注釈をお加えになつておられる。そして委員長の従来までの答弁によりまして、届けが出てくるか出てこないかは、公正取引委員会の知つたことではないとおっしゃつてゐる。それでいいのですか。そうすると結局、対応策——対応策といふことも私よくわからないのだけれども、対応策なるものを講じて、そして届け出はしないで、あらためて行政相談に来る。そういうしからそでまた問題品種の一つは白になつたぞ、あと二つはまた灰色だ。さらにこの点について

○中谷委員 それはわかるのです。それは何べんも委員長の御答弁を聞きましたが、そうすると、届け出はさっぱり出さない、そうしてとにかくブ

○中谷委員 それはわかつてゐるのです。現在までは委員会でおやりになつたのですからわかつておるのです。新しいといふことは、従来問題品種として指摘されたことについて、こういうことに事情が変わりました、そういうことだつたらば結局相談に應ずることになるのですか。

○山田政府委員 所轄官庁であるのみならず、通産省の御所轄に属する産業構造審議会において、合併に関する御意見が出ておりますのです。したがって、私どもがある結論に到達したときに御連絡申し上げることは少しも差しつかえないこととだらうと存じます。

○山田政府委員 模擬テストのたとえをお引きになりましたけれども、これは本質的に違ふのではないと思ひます。たとえば、カルテルの疑ひがあつて、ある会社あるいは事業者団体に立ち入り検査をいたしますときに、事前にこういう問題点が、疑ひがあるのだというふうなことを漏らしませんでしたら、これは証拠を隠滅するでございませうから、とんでもないことでございまして、そういうことの絶対にあつてからさうすることは当然であると思ひます。しかしこれは模擬テストとは全く質的に違ふ問題ではないかと存じます。要するに、私どもが最終的に正式な法律に従つた判断をいたしますときは、届け出書に基づきましてその内容を審議をいたす、かようなことになつております。

○中谷委員 それは私、少しづつこいようですけれども質問の言ひ方を変えます。八幡、富士のほうから合併に関して届け出といふものがあるかないかはわからないけれども、行政相談といふかどうかで八幡、富士の合併についての相談があつても、これはもう相談には応じないわけなんです。

○中谷委員 それは私が最初にお聞きした点と同じになるのじゃないでしょうか。限界があるとおっしゃいますけれども、問題点を指摘した。新しい問題が出てきたら、さらに相談に應ずるとおっしゃるのだから、自分のほうはこういう新しい事情になりました、新しいか新しいか委員会の方で見てくださ、行政相談してくださいといつて持つてくれば、結局行政相談といふかどうの繰り返しで、私のたとえが悪かつたかもしれせんが、で、その悪いところがとにかく直つていって、そして結局正式の届け出を出したときには、全部白になつておる、こういうことに結果として当然なるんじゃないでしょうか。だからそんなことを一体独禁法の十五条が予想しておつたのでしようかどうかと私は思ふのです。それから結局、行政相談といふ名の合併をさしてあげるための——四十条といふことをおっしゃつていますけれども、合併をさしてあげるためにとにかく

○山田政府委員 新しい内容につきまして相談がございませうれば、それは応ずることがあると存じます。ただし、それはどこまでも委員会において

○中谷委員 それは私、少しづつこいようですけれども質問の言ひ方を変えます。八幡、富士のほうから合併に関して届け出といふものがあるかないかはわからないけれども、行政相談といふかどうかで八幡、富士の合併についての相談があつても、これはもう相談には応じないわけなんです。

○中谷委員 それは私が最初にお聞きした点と同じになるのじゃないでしょうか。限界があるとおっしゃいますけれども、問題点を指摘した。新しい問題が出てきたら、さらに相談に應ずるとおっしゃるのだから、自分のほうはこういう新しい事情になりました、新しいか新しいか委員会の方で見てくださ、行政相談してくださいといつて持つてくれば、結局行政相談といふかどうの繰り返しで、私のたとえが悪かつたかもしれせんが、で、その悪いところがとにかく直つていって、そして結局正式の届け出を出したときには、全部白になつておる、こういうことに結果として当然なるんじゃないでしょうか。だからそんなことを一体独禁法の十五条が予想しておつたのでしようかどうかと私は思ふのです。それから結局、行政相談といふ名の合併をさしてあげるための——四十条といふことをおっしゃつていますけれども、合併をさしてあげるためにとにかく

○中谷委員 それは私が最初にお聞きした点と同じになるのじゃないでしょうか。限界があるとおっしゃいますけれども、問題点を指摘した。新しい問題が出てきたら、さらに相談に應ずるとおっしゃるのだから、自分のほうはこういう新しい事情になりました、新しいか新しいか委員会の方で見てくださ、行政相談してくださいといつて持つてくれば、結局行政相談といふかどうの繰り返しで、私のたとえが悪かつたかもしれせんが、で、その悪いところがとにかく直つていって、そして結局正式の届け出を出したときには、全部白になつておる、こういうことに結果として当然なるんじゃないでしょうか。だからそんなことを一体独禁法の十五条が予想しておつたのでしようかどうかと私は思ふのです。それから結局、行政相談といふ名の合併をさしてあげるための——四十条といふことをおっしゃつていますけれども、合併をさしてあげるためにとにかく

○山田政府委員 新しき内容につきまして相談がございませうれば、それは応ずることがあると存じます。ただし、それはどこまでも委員会において

○中谷委員 それは私、少しづつこいようですけれども質問の言ひ方を変えます。八幡、富士のほうから合併に関して届け出といふものがあるかないかはわからないけれども、行政相談といふかどうかで八幡、富士の合併についての相談があつても、これはもう相談には応じないわけなんです。

○中谷委員 それは私が最初にお聞きした点と同じになるのじゃないでしょうか。限界があるとおっしゃいますけれども、問題点を指摘した。新しい問題が出てきたら、さらに相談に應ずるとおっしゃるのだから、自分のほうはこういう新しい事情になりました、新しいか新しいか委員会の方で見てくださ、行政相談してくださいといつて持つてくれば、結局行政相談といふかどうの繰り返しで、私のたとえが悪かつたかもしれせんが、で、その悪いところがとにかく直つていって、そして結局正式の届け出を出したときには、全部白になつておる、こういうことに結果として当然なるんじゃないでしょうか。だからそんなことを一体独禁法の十五条が予想しておつたのでしようかどうかと私は思ふのです。それから結局、行政相談といふ名の合併をさしてあげるための——四十条といふことをおっしゃつていますけれども、合併をさしてあげるためにとにかく

○中谷委員 それは私が最初にお聞きした点と同じになるのじゃないでしょうか。限界があるとおっしゃいますけれども、問題点を指摘した。新しい問題が出てきたら、さらに相談に應ずるとおっしゃるのだから、自分のほうはこういう新しい事情になりました、新しいか新しいか委員会の方で見てくださ、行政相談してくださいといつて持つてくれば、結局行政相談といふかどうの繰り返しで、私のたとえが悪かつたかもしれせんが、で、その悪いところがとにかく直つていって、そして結局正式の届け出を出したときには、全部白になつておる、こういうことに結果として当然なるんじゃないでしょうか。だからそんなことを一体独禁法の十五条が予想しておつたのでしようかどうかと私は思ふのです。それから結局、行政相談といふ名の合併をさしてあげるための——四十条といふことをおっしゃつていますけれども、合併をさしてあげるためにとにかく

○山田政府委員 新しき内容につきまして相談がございませうれば、それは応ずることがあると存じます。ただし、それはどこまでも委員会において

○中谷委員 それは私、少しづつこいようですけれども質問の言ひ方を変えます。八幡、富士のほうから合併に関して届け出といふものがあるかないかはわからないけれども、行政相談といふかどうかで八幡、富士の合併についての相談があつても、これはもう相談には応じないわけなんです。

○中谷委員 それは私が最初にお聞きした点と同じになるのじゃないでしょうか。限界があるとおっしゃいますけれども、問題点を指摘した。新しい問題が出てきたら、さらに相談に應ずるとおっしゃるのだから、自分のほうはこういう新しい事情になりました、新しいか新しいか委員会の方で見てくださ、行政相談してくださいといつて持つてくれば、結局行政相談といふかどうの繰り返しで、私のたとえが悪かつたかもしれせんが、で、その悪いところがとにかく直つていって、そして結局正式の届け出を出したときには、全部白になつておる、こういうことに結果として当然なるんじゃないでしょうか。だからそんなことを一体独禁法の十五条が予想しておつたのでしようかどうかと私は思ふのです。それから結局、行政相談といふ名の合併をさしてあげるための——四十条といふことをおっしゃつていますけれども、合併をさしてあげるためにとにかく

○中谷委員 それは私が最初にお聞きした点と同じになるのじゃないでしょうか。限界があるとおっしゃいますけれども、問題点を指摘した。新しい問題が出てきたら、さらに相談に應ずるとおっしゃるのだから、自分のほうはこういう新しい事情になりました、新しいか新しいか委員会の方で見てくださ、行政相談してくださいといつて持つてくれば、結局行政相談といふかどうの繰り返しで、私のたとえが悪かつたかもしれせんが、で、その悪いところがとにかく直つていって、そして結局正式の届け出を出したときには、全部白になつておる、こういうことに結果として当然なるんじゃないでしょうか。だからそんなことを一体独禁法の十五条が予想しておつたのでしようかどうかと私は思ふのです。それから結局、行政相談といふ名の合併をさしてあげるための——四十条といふことをおっしゃつていますけれども、合併をさしてあげるためにとにかく

○山田政府委員 新しき内容につきまして相談がございませうれば、それは応ずることがあると存じます。ただし、それはどこまでも委員会において

○中谷委員 それは私、少しづつこいようですけれども質問の言ひ方を変えます。八幡、富士のほうから合併に関して届け出といふものがあるかないかはわからないけれども、行政相談といふかどうかで八幡、富士の合併についての相談があつても、これはもう相談には応じないわけなんです。

○中谷委員 それは私が最初にお聞きした点と同じになるのじゃないでしょうか。限界があるとおっしゃいますけれども、問題点を指摘した。新しい問題が出てきたら、さらに相談に應ずるとおっしゃるのだから、自分のほうはこういう新しい事情になりました、新しいか新しいか委員会の方で見てくださ、行政相談してくださいといつて持つてくれば、結局行政相談といふかどうの繰り返しで、私のたとえが悪かつたかもしれせんが、で、その悪いところがとにかく直つていって、そして結局正式の届け出を出したときには、全部白になつておる、こういうことに結果として当然なるんじゃないでしょうか。だからそんなことを一体独禁法の十五条が予想しておつたのでしようかどうかと私は思ふのです。それから結局、行政相談といふ名の合併をさしてあげるための——四十条といふことをおっしゃつていますけれども、合併をさしてあげるためにとにかく

○中谷委員 それは私が最初にお聞きした点と同じになるのじゃないでしょうか。限界があるとおっしゃいますけれども、問題点を指摘した。新しい問題が出てきたら、さらに相談に應ずるとおっしゃるのだから、自分のほうはこういう新しい事情になりました、新しいか新しいか委員会の方で見てくださ、行政相談してくださいといつて持つてくれば、結局行政相談といふかどうの繰り返しで、私のたとえが悪かつたかもしれせんが、で、その悪いところがとにかく直つていって、そして結局正式の届け出を出したときには、全部白になつておる、こういうことに結果として当然なるんじゃないでしょうか。だからそんなことを一体独禁法の十五条が予想しておつたのでしようかどうかと私は思ふのです。それから結局、行政相談といふ名の合併をさしてあげるための——四十条といふことをおっしゃつていますけれども、合併をさしてあげるためにとにかく

○山田政府委員 新しき内容につきまして相談がございませうれば、それは応ずることがあると存じます。ただし、それはどこまでも委員会において

○中谷委員 それは私、少しづつこいようですけれども質問の言ひ方を変えます。八幡、富士のほうから合併に関して届け出といふものがあるかないかはわからないけれども、行政相談といふかどうかで八幡、富士の合併についての相談があつても、これはもう相談には応じないわけなんです。

○中谷委員 それは私が最初にお聞きした点と同じになるのじゃないでしょうか。限界があるとおっしゃいますけれども、問題点を指摘した。新しい問題が出てきたら、さらに相談に應ずるとおっしゃるのだから、自分のほうはこういう新しい事情になりました、新しいか新しいか委員会の方で見てくださ、行政相談してくださいといつて持つてくれば、結局行政相談といふかどうの繰り返しで、私のたとえが悪かつたかもしれせんが、で、その悪いところがとにかく直つていって、そして結局正式の届け出を出したときには、全部白になつておる、こういうことに結果として当然なるんじゃないでしょうか。だからそんなことを一体独禁法の十五条が予想しておつたのでしようかどうかと私は思ふのです。それから結局、行政相談といふ名の合併をさしてあげるための——四十条といふことをおっしゃつていますけれども、合併をさしてあげるためにとにかく

○中谷委員 それは私が最初にお聞きした点と同じになるのじゃないでしょうか。限界があるとおっしゃいますけれども、問題点を指摘した。新しい問題が出てきたら、さらに相談に應ずるとおっしゃるのだから、自分のほうはこういう新しい事情になりました、新しいか新しいか委員会の方で見てくださ、行政相談してくださいといつて持つてくれば、結局行政相談といふかどうの繰り返しで、私のたとえが悪かつたかもしれせんが、で、その悪いところがとにかく直つていって、そして結局正式の届け出を出したときには、全部白になつておる、こういうことに結果として当然なるんじゃないでしょうか。だからそんなことを一体独禁法の十五条が予想しておつたのでしようかどうかと私は思ふのです。それから結局、行政相談といふ名の合併をさしてあげるための——四十条といふことをおっしゃつていますけれども、合併をさしてあげるためにとにかく

審判いうことになって、審決といひますかお書きになる場合、その場合は委員の少数意見というのとは然るその審決にお書きになるということは、独禁法の禁ずるところではございませんね。

○山田政府委員　そのとおりでございます。

○中谷委員　少数意見をお書きになるかならないかは別に委員会の合議で縛ることはなしに、委員が書くと言へば少数意見は書けるわけですね。

○山田政府委員　そのとおりのためでございます。

○中谷委員　合議の次に、ちよつとこれもひとつお尋ねをしておきたいと思ひます。

公取委員会合議の結論といはれてゐるこの内示は、もちろん行政委員会としての公取委員会の合議に基つたものだと思いますが、合議は公開しないということが法に規定されております。合議を公開しないというのは、合議の場所を見せないという趣旨に承つていいのでしょうか。それとも合議が、どのような少数意見の保留者がいたかどうか、あるいは全会一致だったかというようなことは、合議は公開しないということとは關係ないことである、ということであれば、この公取委員会の公取結論の全容、要するに公取の事前審査の段階における結論というものは、少数意見の方があつたのかどうか、これはお答えいただけますか。

○山田政府委員　委員会の議事を公開しないと申しますのは、委員が一人一人独立して職権を行なうたてまえになつておるのです。したがつて、だれがどういふ意見で、かれがどういふ意見でということを申しますことは、その独立性を害するおそれがあるので、法がさうに定めておるものと考へております。

○中谷委員　審決については少数意見の記載が当然許されますね。そうすると、国民の立場からいいますと、もう十カ月もみにもんだ事前審査の結論について、どなたがどんな意見であつたのか、これは全会一致であつたか、くらしいことは知りたいと思うのです。要するに、全会一致であるということになれば、これはまあ、公取もそういう

ことだったんだろうということになるし、三対二というようになるとあれば、これじゃかなり問題があるんだなということにもなるでしょうし、そういうことも法によつて——そういうようなことも御答弁はいただけないのでしょうか。審決に少数意見が記載できるということとの関連においては一体どうなんでしょう。

○山田政府委員 先ほど来申し上げましたごとく、各委員が独立してその権限を行使いたしてまいります。それを保障いたす必要上、委員会の審議の内容は申し上げることができない、かように考えております。

○中谷委員 問題点を指摘していただきました。審決については、審議の内容ではなしに、だれがどんな発言をしたということではなしに、結論が出た場合に、自分はこのように少数意見を持っているというところは記載できますね。そうするとこれは一つの、審決ではないけれども、そういうふうな文章として出てきておられますね。それについて私はこういう少数意見を持っているんだと言うことは、独禁法の違反になるのでしょうかならないのでしょうか。

○山田政府委員 三十八条に「委員長、委員及び公正取引委員会の職員は、事件に関する事実の有無又は法令の適用について、意見を外部に発表してはならない。」という規定がございます。

○中谷委員 その規定は承知した上で聞いているのです。そうしたら、その審決の場合に少数意見を書けるということは、その規定との関係においてはどうかでしょうか。ひとつ梅田さん、お詳しいようですか。

○梅田説明員 三十八条のただし書きに「但し、この法律に規定する場合又はこの法律に関する研究の結果を発表する場合は、この限りでない。」

○中谷委員 「この法律」がどこへ飛ぶのでしょうか。審決に書けるというのはどこへ飛んでいくのですか。

から、審決書については少数意見を付することができ。しかし審決以外の意見については少数意見は言えない、これはどういうふうな立法根拠になっているのでしょうか。梅田さんにひとつ。

○梅田説明員 私、立法の経緯は研究しておりませんので、経緯は申し上げられませんが、おそれることは、たてまえは発表すべきものではない、おそれるけれども、最高裁判所の判決、それに従つたのではないかと一応考える次第でございます。

○中谷委員 質問は一回で終わりましたので、じゃ私のほうもよくこの点検討させていただきます。最後に、私、十五条の統一解釈についてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

問題は、私の見るところでは、この統一解釈というのが出された段階が、すでに今度の事前審査の内示に重大な影響があったと思うのですけれども、十五条の統一解釈の最後のほうからお尋ねをいたします。「こととなる場合」は、単に可能性があるだけでなく、合理的に予想できることが必要」とございいます。これは合理的に見てそうなるかと予想できるというふうに分けて読んでいいんだと私は思ひます。そうすると、この統一解釈の中でお聞きしたいのは、単に可能性があるということではないんだということですから、今度の事前審査の中で単に可能性があったという場合の品種というのとはかなり違ったことになるのでしょうか。その点についてはお答えいただけますか。ここに三品種の御指摘がありました。が、そうすると、単に可能性があるだけでなく、合理的に見てそうなるかと予想できることが必要なんだ、これは前回公取委員長は私に確実性、蓋然性というふうなおことばで御答弁いただきました。あのころはかなり公取委員長の御議論も荒つたかつたと思うのですけれども、今度はこういうことになってきたんですが、私がこの統一解釈の一番最後のほうでお聞きしたいのは、単に可能性があるということではなく、とあるのだから、

可能性があった場合というのは、今度の御調査の中でかなりあったのでしょうか。

○山田政府委員 単に可能性があるということでは、これは法律に申しますところの「競争を実質的に制限することとなる場合」には該当いたしません。したがって、その点の調査はいたしておりません。

○中谷委員 御調査というのは、合理的に見てそうなるかと予想できることの調査をされるんだから、当然にそこまで至らない、単に可能性があるという調査がまずあって、仕分けをされたとは私は思うのです。合理的に見てそうなるかと予想ができる場合というものを認定されたということは、当然可能性のある品種というものの認定も私はあつたと思うのです。そうではないでしょうか。要するに、三品種はとにかく統一解釈の項に触れるのですよ。それがすなわち合理的に見てそうなるかと予想できるという御認定をされたんだから、逆に言うところ、そうでないというものについてほとんど積み上げていかれたんだから、可能性があると

いう品種も御調査の段階では出てきたと思うのです。出てこなければ私はおかしいと思うのです。ですから、これはその点についての将来の集中度の調査なども公取はおやりになっているのですから、この合併承認とかいうことと別にして、可能性があるというこの品種は一体どの程度ありましたかというお尋ねなんです。逆に言いますと、学説とか一つの主張によれば、可能性があると十分なんだ、それで合併はできないのだという説もありますし、私は二つの観点から、そういう可能性のある品種は一体どれだったか、これをひとつ御答弁いただきたい。

○山田政府委員 私どもの基準は、どこまでも可能性には置いておらないのでございまして、経済合理的に見て蓋然性はつきりとある、こういうことを判断の基準にいたしておりますので、この蓋然性のある品目をピックアップした、こういうこととございいます。

○中谷委員 しかし、ピックアップされたとおっしゃるのですけれども、そういうふうに引き出される前提としては、仕分けの作業があるわけございましょう。AかBかCか、とあって、これがそういうふうとにかく一番黒だというふうな引くのは、灰色があつて、白があつて黒というものが出てくるわけで、ですからこれは黒じゃなかったけれども灰色でした、白でしたというのが私はあつたと思うのです。問題品種を指定されたということについては、その問題品種でなかったものについても、こういうふうな問題点はあつたけれどもというものは全部御調査になったわけでございます。だから、可能性があるという品種は一体何品種あつたのですか。

○山田政府委員 そのほかのものは蓋然性がなかったということとございいます。

○中谷委員 蓋然性がないということはお聞きしました。可能性があることと蓋然性とは違うということをお口がすっぱくなるくらい委員長からお聞きしたので、蓋然性はなかったけれども可能性があつた品種はあつたのですか、なかったのですか、どう聞いていますか。

○山田政府委員 その詳細になりますと、第三十八条によりまして、事実の有無について意見を外部に発表してはならないという規定がございますので、遺憾ながら申し上げかねるわけでございます。

○中谷委員 「委員長、委員及び公正取引委員会の職員は、事件に関する事実の有無又は法令の適用について、意見を外部に発表してはならない。但し、この法律に規定する場合又はこの法律に関する研究の結果を発表する場合は、この限りでない。」とすると、一体どうなるんでしょうか。にわかに独禁法第十五条に抵触しないとは言えないなというものでございまして、三十八条についての意見の発表になりかねないじゃないですか。蓋然性のあるものについては発表していいけれども、可能性については——集中度の調査などもおやりになっているのだけれども、いわゆる寡占問題とか価格問題とか、そういうことがわれわれに

とつては非常に関心があるし、そのことを知ることが大事だからという観点からお聞きするのですけれども、三十八条でどうしてくれらるののしょうか。梅田さん三十八条というメモをお渡しになつたけれども、納得できません。委員長答えていただきたい。

○山田政府委員 個々の品種につきまして申し上げることは「事実の有無」これに該当すると思ひます。

○中谷委員 次に、統一解釈の二番目ですが、合併した企業という問題でございますね。これは従来の判例の変更というふうにお伺いせざるを得ないのでしょうか。午前中梅田委員、判例をお引きになつて、判例の立場に立つて御答弁されたような気が私いたしますが、要するに、特定の事業者または事業者集団が、その意思である程度自由に価格、品質、数量その他各般の条件を左右することによつて云々という、この点の指摘、あとずつと判例を詳しく私のほうも申し上げなければなりませんけれども、このような点との関連において合併した企業が、とおくりになった点は、従来の判例の立場を変更されたことになるのか。統一解釈というものはそういうものかというのが一点。

それから、第二項についてもう一点お聞きしたい点は次の点です。要するに、好むと好まざるにかかわらずこれに追隨せざるを得ない状態をさすとして統一見解ではお述べになつています。そうすると、好んで追隨せざるを得ない、好まないけれども追隨せざるを得ない、いま一つは、先ほど塚本君もそういうことを言つていましたけれども、好んで追隨するのだという場合、要するに自由意思によつて追隨する場合はこの統一解釈の二項からははずれてるのであるかという点を、二項については二つだけお尋ねいたします。

○山田政府委員 第一点につきましては判例の考え方と少しも変わつていない、かように考えます。

それから、第二点につきましては、好むと好ま

ざるにかかわらずというものは、これこそ必然的にこれに追隨せざるを得ない、こういうことであると理解いたしております。

○中谷委員 もう最後、最後といつて、あまり続けてもいけませんので、もう一点だけいたしま

十五条の統一解釈の中で、一定の取引分野は、粗鋼のような中間製品では判断しない、これは特に統一解釈の中でお出しになつたわけでございますね。そしてこの統一解釈というものが出たのは一月二十七日でございますから、この点については粗鋼のような中間製品ではない、粗鋼がいわゆる中間製品であるのかどうかという問題も若干あると思ひますけれども、そういうふうなことは大体常識でいへばそういうことだと思つたのですが、特にこの統一解釈の中で、粗鋼のような中間製品では判断をしない、「一定の取引分野」というのはしないということ、一月二十七日になりました、統一解釈を繰り上げられた上でこういうふうにお出しになつた、その経緯ですね。要するに、そういうふうな粗鋼というものの占めてる位置が「一定の取引分野」ということに関連をして相対する見解があつたかと思ひますが、それらの見解について、結局統一解釈に至るまでのいろいろな見解についてひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○山田政府委員 ただいまお読みになりましたのは、おそらく新聞記事でないかと存じます。私どもは何も発表しておらないのでございまして、これが統一解釈だといつて発表したことはないのでございませう。

○中谷委員 そうすると、一月二十七日に、統一解釈だといふふうなことに、十五条についての見解ですね。これもとにかく委員長がお話しになつたことはいないわけですか。

○山田政府委員 私は全然話したことはございませう。

○中谷委員 そうすると、十五条の解釈については、われわれとしてはいままなお委員会がどんなふ

うにお考えになつてゐるのかということを知り得ないままで、とにかく十五条の統一解釈と出ているから、そういうことだと思つてこの問題についてどういふふうな解釈をお持ちになつたのだと思つてゐるけれども、委員会としては、十五条について有権的な解釈を示されたことはいまだかつてない。そうすると十五条について委員会がどういふふうにお考えになつてゐるかも、われわれとしては理解ができない。そうすると、あらためてこの機会にお尋ねをいたしたいと思ひますけれども、十五条については統一解釈なるものは発表されたことはいないというわけですが、委員さん皆さんの中で、十五条についての解釈を統一された事実はあるわけですか。もしあるとすれば、それを、ここに統一解釈というものが出て、これは公知の事実として私たちが理解してゐるわけですから、委員会としては十五条をこのように理解するという点を最後に御答弁をいただきたいと思ひます。

○山田政府委員 これは議事の内容にわたりますので申し上げかねると思ひます。何も事新しく解釈をきめたというわけではございませんで、従来の考え方、これをまとめたにすぎないわけでございます。

○中谷委員 従来の考え方をまとめたとおっしゃいますけれども、そのまとめられたものは、そうすると公正取引委員会としてはお持ちになつてゐる、それについてはしかし有権解釈としてでも外部には言えないということなんでしょう。法律の解釈について発表されることは当然のことであつて、この機会に、有権解釈として、十五条について有権的な解釈は資料としていたただけるわけですか。

○山田政府委員 これは正式の審査をいたしました結果を通じておわかりになることだと思ひますが、あらかじめ提出したというところは、これは議事の内容に属しますので、残念ながら申し上げるわけにまいらない、かように考えております。

○中谷委員 最後に一点だけ。私、いまの点について見解を異にするということを申し上げて質問を終わりたいと思ひます。

十五条についての有権的な解釈を示さるべきだと申し上げてゐるのです。いうてみれば、具体的事案についての十五条の適用を示せとは言つてゐるのじゃないのです。十五条についての有権的な解釈を示されたい。それでなければ公取が十五条についてどうお考えになつてゐるのかということがきまらなければ論議はしにくい。十五条については、従来のこの点についてはどうです、経済的合理性ですというところをいろいろ答弁しておられます。それをまとめておっしゃることは何も差しつかえないでしょう。十五条の有権的な解釈を示されたい。各委員のほうから、この点についてはどうだ、一体「一定の取引分野」というのは何かというふうなかつこの質問が出たり、またある議員のほうからは「こととなる場合」というのはどうなるのか、それとどう違うんだという質問があつたりして、かなり質問も多岐にわたるし、各所で質問もされておる。この機会に十五条の有権的な解釈を示されることは適切だし必要ではないか。何も鉄鋼合併との関連において示せというのではありませんというのを申し上げてゐる。そういう有権的な解釈は示されますか。

○山田政府委員 委員会でも合議いたしましたので、適当な方法でお示ししたいと思ひます。

○中谷委員 これはそうでなければ私のほうも次に質問ができませんから、いつ合議していただきますか。

○山田政府委員 できるだけすみやかにいたしたいと存じます。

○中谷委員 では終わります。

○堀委員 関連して。事務局長にお伺いをいたしますけれども、今度の事前審査の届け出があつたのは何月何日でしょう。

○柿沼政府委員 昨年の四月三十日に両社の社長が委員長のところに見えまして、口頭で申し出が

あったわけでございます。

○堀委員 これを主として担当した部は、皆さんのほうの事務局ではどの部が担当したのでしよう。

○柿沼政府委員 経済部でございます。

○堀委員 事務局としては、経済部もいろんな仕事があるんだと思うのですが、昨年の四月三十日といいますが、五月から今日までの間に、経済部の仕事の全体のいろいろなものウェイトを「〇〇」といたしまして、この期間は大体どのくらい事前審査に経済部のスタッフが仕事をしたのか、大体の感触でけっこうですからお答えいただきたいと思ひます。

○柿沼政府委員 経済部には幾つか課がございます。その課の中に合併問題を扱っております企業課という課がございます。その企業課の中に本件合併を担当する者を数人専任にいたしまして、その者がもつた当たったという形になっております。ですから、経済部全体の人数から申し上げますと、ごく一部の者が当たったということでございます。

○堀委員 そこで、私先ほどから委員長のお話を承っておりますと、この行政相談は法律の四十条によって行なつた、こういうふうにおっしゃっておるわけですが、四十条は「公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは」「こう書いてあるわけですか。そこで、この公正取引委員会の職務というのは、当然その前に実はいろいろと規定が法律であるわけでございますから、その前の規定を、経済部のところを見ますと、第三十五條の四「経済部においては、左の各号に掲げる事務をつかさどる。」

一 事業活動及び経済実態の調査に関すること。
二 認可、同意、協議及び処分請求に関すること。

三 経済法令等の調整に関すること。」「こういうふうに実は書かれておりますね。それじゃ公正取引委員会のそういう仕事というのはどこに規定をされておるのかといへば、これは総理府設置法第十八条に「前条の規定による外局の組織、所掌事務及び権限に関しては、他の法律に別段の定めのあるものを除く外、それぞれ次の表の下欄の法律の定めるところによる。」こう書いてあります。けさからお話を伺っておりますと、要するに事前相談をする法律的な根拠そのものはないというのが実は梅田委員の御答弁でございます。ですから、そのことは、いま私が総理府設置法第十八条にいう公正取引委員会の所掌事務というもの、は、すべてこの私の独占の法律に掲げてあるものの範囲内であればならないわけですから、法律に根拠が正確に明示をされていないことを行なうということ、は、本来的には「いまの行政相談、たとえば窓口相談のような程度のこと、は、常識の範囲として認められておりますけれども、本来の業務としては、法律的には公正取引委員会に課せられておる業務ではない、こういうふうに私はいまの問題を理解いたしておりますし、特に第四十條の規定は、実はいまおっしゃるようなことをあらわしておるのではなくて、上に肩書きがついておまして、調査のための強制権限ということが実は肩書きになっておるわけでございます。ですから、私はちょっとお伺いをしたいのは、四十條による「その職務」という職務は、私は総理府設置法第十八条にいうところの所掌事務の範囲を越えてはならない、こう考えますが、委員長いかがでございますでしょうか。

置法第十八条に「前条の規定による外局の組織、所掌事務及び権限に関しては、他の法律に別段の定めのあるものを除く外、それぞれ次の表の下欄の法律の定めるところによる。」こう書いてあります。けさからお話を伺っておりますと、要するに事前相談をする法律的な根拠そのものはないというのが実は梅田委員の御答弁でございます。ですから、そのことは、いま私が総理府設置法第十八条にいう公正取引委員会の所掌事務というもの、は、すべてこの私の独占の法律に掲げてあるものの範囲内であればならないわけですから、法律に根拠が正確に明示をされていないことを行なうということ、は、本来的には「いまの行政相談、たとえば窓口相談のような程度のこと、は、常識の範囲として認められておりますけれども、本来の業務としては、法律的には公正取引委員会に課せられておる業務ではない、こういうふうに私はいまの問題を理解いたしておりますし、特に第四十條の規定は、実はいまおっしゃるようなことをあらわしておるのではなくて、上に肩書きがついておまして、調査のための強制権限ということが実は肩書きになっておるわけでございます。ですから、私はちょっとお伺いをしたいのは、四十條による「その職務」という職務は、私は総理府設置法第十八条にいうところの所掌事務の範囲を越えてはならない、こう考えますが、委員長いかがでございますでしょうか。

○山田政府委員 所掌事務の範囲に属すると私どもは考えております。

○堀委員 それではこの法律の根拠をお出しいただきたい。四十條の根拠は、そういう形に書かれていないのです。だから、根拠法を出してもらわなければ困るわけです。要するに設置法は、「所掌事務及び権限に関しては、」下欄の法律の定めるところによる」とあるわけですから、だから法律の条項を出していただかなければ、あなたがかつてにおっしゃつても、それはここでは通りませんね。

○山田政府委員 十五條に触れるおそれのある事実を探知いたしました場合には、私どもは調査をする義務がある、かように考えております。

○堀委員 そういたしますと、皆さんの調査は、今度行なわれた場合については、四十條の調査権を発動して調査をなすつたと理解してよろしいのでございますか。

○山田政府委員 先ほど来申し上げましたごとく、両面から考えることができるのではないかと。四十條により分と行政相談により分と、この両面からいたしたわけでございます。

○堀委員 そうすると、いまのお話を聞いておりました、事前相談ということで私は了解をしておつたのですが、事前相談ではない部分があったというところでございますね。要するに私は、事前相談である限りは四十條の処理ができないと理解をしておるわけでありまして、強制調査権は、審判を行なう等固有の業務を行なつていらっしゃるから強制権はあります。職務に關してですからね。

○山田政府委員 四十條を背景といたしまして任意の調査をいたしたわけでございます。

○堀委員 そうしますと、今度皆さんのほうで八幡、富士に対して資料の提出を要求をなさまして、拒否されたことは一回もございせんか。

○山田政府委員 これは、資料は八幡、富士だけからではございません。関連の競争業者、それからユーザー、各方面から資料の提供を受けております。

○堀委員 伺つておるのは、皆さんがこういう資料を出してくれとおっしゃつて、断わられたことはないかと伺つておるわけです。

○山田政府委員 多少はございます。

○堀委員 そうすると、おかしいですね。拒否された事実があるのに、あなたは四十條によつてこれを行なつたというのなら——ここには明らかに強制的に職務に關しては、あなた職務とおつたのですから、職務なら当然強制権限に基づいて立ち入り検査をするなり、そして強制的に出させられるのに、なぜおとりにならなかつたのですか。そこは、いままでお話しになつておる論理とちよつと食い違いがあると私は思うのです。

だから、この事前審査に対する皆さんの見解は法律的にはきつめてあいまいではないのか。要するにどちらかきちんとしていただかないと、事前相談というのは単なる行政相談であるから、いうなれば固有の業務として行なつておるのではなくて、さつきからお話しのような、たとえば何とか相談所というのをつくつていらつしやる、その相談行為をやや拡大をされたというようにわれわれはいままで理解しておつたわけですか。しかしいまの御答弁からいいますと両面がある、こうおつしやつておる。その四十條の両面の一部分は明らかに強制権限をもたすところの職務とみなしておやりになつたのだ、独禁法に違反をするおそれがあるから、任意調査だ、こういうことになれば、その部分についての資料は、当然これは公取の業務ですから、この強制権限に基づいてやつておるのだと、それを拒否されてそのままで済むというのはいかがいと思ひますが、どうでございますでしょうか。

○山田政府委員 正式の届け出がございしますれば、第四十條に基づきましてはつきりとしたします。

○堀委員 しかしあなたがここで、少なくとも最も公的な場所での法律に関する御答弁の中で、四十條によつてやつたとおっしゃつておるのなら、正式な届け出がなくてもやつていらつしやるなければおかしいのじゃないですか。あなたのほうでは都合のいいところはそういう答弁をするけれども、実態としてはやつていないということでは、これは論理としては首尾一貫しないのじゃないか、こう私は判断をするわけですが、いかがでございますか。

ざいますか。

○山田政府委員 先ほど申し上げましたごとく、四十条を背景として事前相談をいたしておる、こういうことでございます。

○堀委員 委員長、私、こういうことを申し上げたくないのですけれども、法律の適用は背景としてなんというふうなことは行政上としてわれわれは理解できないのですよ。やはり行政官庁は、少なくとも立法者の定めた法律に基づいて行動をしていただくということが行政官庁としての当然の任務であらう。ですから、ここに総理府設置法は、公正取引委員会は独禁法の法律に基づいて所掌事務を行なう、こういうふうな明記をしておるわけでございますから、背景としてという表現は抽象的表現でして、私は法律用語だと思わないのです。法律ならばその法律に基づくということにならなければならぬし、基づく以上はその権限が行使されなければならぬし、こういうのが法律の常識ではないかと私は思うのですが、いまその点がきわめてあいまいな点としておるのでございますが、いかがでございますでしょうか。

○山田政府委員 正式の届け出がございませれば、法律の定めるところに従いましてはつきりと処分をいたすつもりでございます。

○堀委員 私は、いまお話しになったことで、ひとついまの問題はペンディングにしておきたいと思うのです。これは今後における事前相談の性格という点においては非常に大きな問題でございますから、私はいまは関連質問でございまして時間がありませんから、残しておきます。

そうしますと、いまのお話では、正式な届け出がありましたならば、これは税務調査その他でもそうでありませうけれども、ともかく当事者が出してきたものを認めるかどうかというところは、これは相対の問題でありますから、いまさっきお話しになったようなユーザーその他が確実にその価格で買ったかどうかということを税務署は反面調査というのかっこうでいたします。当然今度はそういうことの信憑性の問題については、特に問題にな

る業種については、そういう反面調査的な調査を必要があれば強制権で四十条に基づいて正確におやりになる、こういうことになるわけでございますね。

○山田政府委員 必要と認めればそのような手続をいたします。

○堀委員 そこで、いまのお話の点で、その必要と認めるということが、これはきわめて主観の問題になってくるわけでございますね。ですから私も、もちろん皆さんの合議による判断でけっこうでございますけれども、やはり一般の国民の場合には、こういう場合にはやや疑いの目をもって見ておるというのが一般的な問題だろうと思うのであります。少なくとも、そういう国民が感じていることが払拭できるような証拠をやはりきちんとしていただきたというのを特につけ加えておきたいと思ひます。

それから、せっかく亀岡委員がおいでになっておりますから、ちよつと私お伺いをいたしたいのでありますけれども、亀岡さんは、実は私も長いこと法制局にいらしたときからいろいろ議論させていたいただいておられますから、法律についてたいへんお詳しい方でもあるし、同時に大蔵省の御出身でもありますから、経済問題についても非常に詳しい方だと思ひますのでありまして、私どもちよつと午前中シェアの論争をだいたいいたしました、この合併によつてシェアはたいへんふえるわけですね。私は何も固定的なシェアというものを重要視はいたしません。しかし、そのシェアがどう動いていくかという過程の中で、価格が一体どうなるのかというところは非常に問題があるかと思ひます。私にこの問題についていろいろ議論いたしてみ

まして、そこで公取のほうに資料をお願いいたしました。資料をお願いいたしました、非常に顕著に明らかになった例が一つございます。それは、御承知のように、特にルールについては一〇〇%二社の独占になっておるわけですね。一〇〇%二

社の独占になっておるルールについては、グラフを見ましても、まさに昭和三十三年から四十二年まではほぼ直線的に推移しておるわけでございます。よろしゅうございませうか。あなたはこれを一体どういうふうな御理解になるか。要するに、二社で独占をしておるようなレールの価格というものが、昭和三十三年から四十二年までの間、ここまでは最高が上に二・二%上がって、最低が下に一・八%しか動いていない。まず大数としてはずっと横ばい。私はこれを国鉄に資料要求をして調べてみますと、四十一年度はトン当たり四万四千三百四十四円、四十二年度はトン当たり四万四千三百四十四円、四十三年度はトン当たり四万三千三百円、四十四年度はトン当たり四万三千三百円、価格は硬直——膠着をいたしております。あなたは一体そういう事実についてはどう御判断なさるのか。時間がありませうから、亀岡委員にこれだけお伺いしたいと思ひます。

○亀岡委員 答え申し上げます。これはいままでの経済実態について法律的にどういうふうな判断するかというふうな問題を置かせていただきますと、御承知のように、国鉄用のルールというのは八幡と富士が生産をしておることは、これは公知の事実でございます。価格がそれに対してどういうふうになるかという点、これは確かに仰せのとおり硬直的な価格であらう、これはまた実数でございますのでそうかと思ひます。

ところで、この点を法律的に判断する場合にどういう角度から判断いたすかと申しますと、まず生産者である八幡、富士両会社、それからその生産したルールを買っております国鉄、この対比をいたしまして、そして国鉄が八幡なり富士なりに対するその関係において八幡、富士がどういう関係にあったか、こういう問題になるかと思ひます。したがって、ここで問題を考えます場合に、確かに仰せのように価格が三十年からこういう価格であったというふうなことは、これはもちろん考慮の一つの材料ではございますが、問題は、国鉄が八幡と富士の両社から買います場合にどういう態度でそれを買うか、法律的に評価しま

す場合にはそういう角度で考えるということになるかと思ひます。

これ以上は、具体的にあまり事件の内容に入つてまいりますので、この程度で、ものの考え方について一応答弁させていただきます。

○堀委員 わかりました。法律的にはそういうことでしょうか。

○亀岡委員 経済的に申しますと、たとえばレールを生産している会社が現在八幡と富士しかないのであると、複占と申しますと、経済学上の用語を使いますと、複占と申しますと、そういう形じゃありませんか。そうしますと、経済理論として、私から申し上げるまでもないのですが、いわゆる複占理論、これは何と申しますか、経済用語で言いますと、一つの市場構造をモデルとして考えた場合に、複占という前提でものが考えられておると思ひます。したがって、そういう経済実態について経済理論的にそれをどういうふうな考え方か、こういう問題になるのじゃないかと思ひます。しかし、これはあくまで経済理論としての一つのものの考え方でございます。先ほど申し上げました法律的観点から考える場合にはどうなるかということとは別問題じゃなからうかと思ひます。

○堀委員 私は、次回ここで質問するときは国鉄にも入つてもらつて問題を提起したいのですが、国鉄は、通産大臣御承知のように、たいへんな赤字経営をしておりますから、本来合理化を進めなければならぬ立場にあるわけですね。当然合理化を進めなければならぬ立場にあるものが、年間八十八億六千五百万円から、最近九十四億一千六百万円、約百億円に近いルールを買いながら、他の品種のものは価格が低下しておるにもかかわらず、全然価格の変動のないようなことで国鉄がルールを買つておるといふことは、まず第一に、国鉄の赤字問題などというものはたいへんごまかしだ。国民のためにするための公社なら、まず他の品種の値下がり状態に応じて当然値下げを要求しないで国鉄の合理化などはないと私は思

のです。これはあなたに申し上げていることじやなしに、国鉄に言わなければいかぬ。運輸省の監督が十分であるし、これは重大な問題なんですから、これは私はひとつ明らかにしておきたいと思う。

もう一つ、時間がありませんからあれですけれども、鋼矢板についても、これは独占状態、九六%と非常に高いわけですが、これもちょうどいい資料では、完全に横ばいです。そうして、生産量は昭和三十三年から今日まで十二倍以上に達しておるわけです。鋼矢板については建設省ではこういう話があるわけです。この問題が出たときに、鋼矢板の購入について少しも値段が下がらぬなどというところが今日まで行なわれておるにもかかわらず、一体これが合併されていいのかわるかというところについては、事務当局にはかなり強い意見があったというふうには私は承知をいたしておきます。要するに、いわば国もユザーなんですよ。そういう意味では建設省もユザーなんですよ。国鉄もユザーなんですよ。国もユザーであるもの、国鉄もユザーであるもの、一体こういう安易なかつこうで、国民の税金によりあるいはきく値上げをしてきている運賃によってこのような不当な買い方をすることが認められておるような事実が鉄鋼の中にあるということ、これは私はゆゆしき問題だと思つておるのです。きょうは関連質問でございましてからこれで終わりますけれども、この問題が国民の関心の的にならなければならぬという理由は、ここに私はきわめて明らかだ、こういうふうな感じがいたしますので、自後は次回にまた皆さんに御出席をいただいでやらしていただくことにして、本日はこれにて終わります。

○小宮山委員長代理 岡本君。
○岡本(富)委員 時間がおそくなりましたから、ひとつ明確にお答え願いたいと思います。
最初に、二十六日にわが党の近江委員がこの大型合併について質問をしておりますので、それについて若干関連して申し上げておきますけれども、食かん用ブリキあるいは鉄道用レール、鋳物

用鉄、この三種類が独禁法十五条に抵触するという結論を出しておる、こういうように答えておられますけれども、これに対して、今後この大型合併がもしも認められた場合は、そういう製品に対しては、寡占化するなわち独占しないように公正取引委員会の方でちゃんとそれを処置する方法があるのですかどうですか、これをひとつ委員長から……。

○山田政府委員 三品目につきましては、当初提起されました内容では合併を認めるわけにはまいらない、かように考えております。

○岡本(富)委員 そうしますと、当初提示されたというところは、これが八幡、富士から出てきた、それでは合併を認められない、これが審判でありますね。要するに合併してはいけない、こういう結論なんですか。

○山田政府委員 これはどこまでも内相談でございまして、法第十五条に抵触するおそれがある、かような指摘をしたわけであります。

○岡本(富)委員 先ほども論議的になっておりましたけれども、公取の態度として、この審判をするに付いては、これは違反になる、これは違反になりませんと、徐々にそういう相談をしていくというところにすれば、ちゃんと公取が認められるようなそういう姿にして、それで認める。どつちかといえはそういう誘導をしておるのではないか、こういう姿に見れるわけです。ですから、それについての委員長のはっきりした見解をお願いしたいのですが、どうですか。

○山田政府委員 合併を認めるように誘導するという気持ちは全然持っておりません。どこまでも法に照らして抵触するのかわからないのか、こういう判断をいたすつもりでおります。

○岡本(富)委員 下相談、内相談、そのときは、十五条に違反しますよ。ではこういうようにしたらだいいよぶですか。こうなってくれば、ではもう鉄道用レールはやめます、それから食かん用ブリキもやめます。そうするとちゃんと合併できる

ようになる。こういうことになるじゃないですか。したがって、先ほどからちよつと聞いておりました、この公取の態度というものが非常に明らかでない。あなたはいまそういうことはしませんと言ふけれども、事実いままでの経過を見ましたら、はっきり独禁法違反になる、それをはずしていいばいいいようぶなんだ、こういうことなんじゃないですか、どうですか。

○山田政府委員 この点は十五条に抵触するというものを指摘しておるわけでありまして、それ以上の何もものないわけではございません。

○岡本(富)委員 そうしますと、そう言う、また中のことは知らしてはいけなくて言うかもわからいかもしれません、八幡や富士は、ではこの三品目は製造を中止します、こう言っておるのですか、どうですか。

○山田政府委員 そのような話はまだ一度も聞いたことがございません。

○岡本(富)委員 そうしますと、この三品目を製造する間は合併はできない、こういうことになるわけですか。

○山田政府委員 問題点が残っております限り合併はできないと思つております。

○岡本(富)委員 それだけ聞きまして、きょうの本論はそれじゃありませんので、大臣にひとつお聞きしたいのですが、さいせんからちよつと聞いておきますと、だいい大型合併推進委員のような感じがするわけです、それは私の誤解かわかりませんが。

そこで、報道によりますと、八幡、富士がもしも合併する、こういうことになれば、アメリカのほうではその報復として輸入制限をする、こういう報道をなされておりますけれども、そうすると、八幡、富士は合併して、なるほどよかつたかもしれないませんが、わが国の他産業に及ぼす影響は、非常に大きい。こういうことが考えられるのです、大臣どうでしょうか。

○大平國務大臣 鉄鋼の対米輸出につきましては、日米両業界の間で話がつきまして、自主規制——これは同じ分量においてEECともやっておりますけれども、そういう話し合いがついて、現在そのラインで進められておると承知しております、いま御指摘のそういう方式でなくて、輸入制限措置が新たにとられるということにつきましてはまだ承知いたしておりません。

○岡本(富)委員 こういう報道を聞き、またそういう空気がどういふことを聞きました、大平通産大臣はもと外務大臣もやっておりますからよくおわかりだと思つておられます、先ほどから聞いておると、こういう大型合併にだいい進んでおるような感じもするのです、これは私どもは反対でありますけれども、もしもそうした場合、アメリカからそれを理由にして、その報復としての輸入制限をする、こういうことになったときに、あなたはその輸入制限を撤回させるだけの何らかの手段あるいは方法あるいはそういう外交のあれはあります、どうですか。

○大平國務大臣 アメリカからそういう交渉を受けておられますので、そういうことがもしありましたら、その時点で考えます。

○岡本(富)委員 じゃその時点でその輸入制限を撤回させる何らかの方法はあります、どうですか。

○大平國務大臣 そういうこともあるのかないのかわからぬわけではございまして、万一同様のこととがあらたときには、そういうことを踏まえた上で、その時点で考えるということでございます。

○岡本(富)委員 大体、事が起こってからそれから考えてやる、こんなことでは外交はおそいですよ。したがって、もしも米國からこういう報復として輸入制限がある、こういうことをちよつとでも聞いたなら、あなたは関係の一人として、日本の政府の首脳の一として、その場合こういうふうな手を打つのだ、こういうふうにして切り抜けていくのだ、そうでなければ、わが国の産業界の人たちは安心してものができないじゃないですか、その時点になって考えますでは、課徴金問題みたいに、その時点になったら、皆さん行つてひ

とつやってくれ、あとからついて行きます、こういう考えでかどうですか。

○大平国務大臣 水鳥の音にあわてるような措置はやはり大日本としてとるべきじゃないので、もしこういふときに、あなたがおっしゃる通りに、私がまたあわてふためいたことをやりまうと、かえって国民の信頼を裏切るのではないかと、思います。

○岡本(富)委員 あなたは、大日本と言っているが、アメリカへ行くと小国日本みたいなものです。いずれにしても、あなたは閣僚の一人として、また外務大臣もやったのでありますから、その腹案が何かなければいけない。何か起こしたらそれによつてと行動を起こす、作戦は絶えず組んで、そしてこそ初めてまかしておきなさい、その場合こういふようにやるんだというふうな腹案がないといけないと思ふのです。その時点になつてからまた考えます、これでは国民が不安でしかたがない、また産業界が不安でしかたがない、こう私は思ふのですが、どうですか。

○大平国務大臣 アメリカばかりでなく、海外の経済界の動きについては、私の立場で絶えず緊張した姿勢で注視していなければならぬことは当然でございます。

○岡本(富)委員 実力ある大平通産大臣のことでありますから、その点はよく検討して、そのときになつてからあわてふためくことのないように、ひとつ腹案を考えていただきたい、これを要望しておきます。

次に、今度は国内問題でありますけれども、現在の日本の企業の九九・四％までは中小企業でありまして、この中小企業の消長は非常にわが国の経済に影響を及ぼすものである、このように思ひますけれども、いま中小企業が一番困つてゐる問題、これは大平通産大臣としてどういふことだと思ひでしようか。

○大平国務大臣 まず何と申しまして、労働力、とりわけ若年労働力の不足が第一でございます。

しようし、それから内外の非常に変革期にある経済に対する適応力と申しますか、対応力が十分でない。これは金融力、技術力、経営力、いろいろな点から見まして、たいへん足りないものがあると感じております。

○岡本(富)委員 いま中小企業としては人手不足、これも非常に困難な問題でありますけれども、一番中小企業として悩んでいることは納入代金の支払いの遅延。中小企業は下請企業でありますから、どうしても大企業からどんな値段を下げられてゐるわけですか。そうしますと利幅というものが非常に少なくなつてゐる。金を借りたらいけないかといひますけれども、金利を払わなければいけません。そこで、下請代金、この問題でいま一番苦勞してゐるわけです。一つの例を申し上げますと、大体日本精工、こういうふうな関係では、納入いたしましたから検収まで二ヶ月、それから支払いまでに、支払い手形が大体六ヶ月、したがつて八ヶ月たないといふ金が入らない。二ヶ月目に支払い手形をもらうのも大体総額の三〇％くらいずつもらふ。非常におそいのです。電機関係でございまして、一流電機関係で納入後一ヶ月で検収になつて、三ヶ月くらいの手形になつて、四ヶ月、大体これだつたら一回る。二流の電機会社になると今度はどうかと申しますと、納入後三ヶ月目に手形で六ヶ月から七ヶ月、したがつて約十ヶ月かかる。それから縦横関係ですと、検収後一ヶ月目に、大体百七十日、四ヶ月、こういうふうな実情なんです。ですから一つの資本が一回転するためには一年にべん、十ヶ月あるいは八ヶ月、早いので四ヶ月、こういうふうな状態でありまして、この点について、下請代金支払遅延等防止法というものがあつて、公取のほうで管理しているわけですが、事実上、一にこういう姿をはつきり見てきてゐるわけです。いまの下請代金支払遅延等防止法、これはどうなる法である、こういうふうにいわれておりますけれども、どの点をどういふように改正したら、こういうことがなくて中小企業を守つてやることが出来るか、この

点をひとつお聞きしたいと思ひますが、どうでしょうか。

○山田政府委員 私どもといたしましては、下請代金の支払い遅延防止につきまして、あらゆる努力をいたしております。

幾つか方法がございまして、第一には書面調査、これを十分にやつておるわけでございまして、毎年七千件程度の書面調査をいたしてあります。それからこまかい内容につきましては、協力団体、これを設けまして、その積極的な協力のもとに下請代金の支払いの遅延がないかどうかというところを監視をいたしておるわけでございまして、また手形期限の短縮措置もいたしてございまして、標準手形期間といふものを定めておる業種がすでに幾つかございまして、今後も逐次そのほうを充実してまいりたい、かように考えておるわけでございまして。

○岡本(富)委員 そうしますと、大企業はどれくらいあつて、中小企業はどれくらいあるわけですか。どれくらいを對象でやつてゐるわけですか。

○山田政府委員 親企業の数には必ずしも正確でございせんが、約二万くらいあるかと存じます。そのうち毎年七千件程度を調査報告を求めて調べておるわけでございまして。

○岡本(富)委員 そうすると、あなたの考えでは、約三年たつたら全部いけるというわけですか。

○山田政府委員 そのとおりでございまして。

○岡本(富)委員 事実上、書面調査、要するに大企業に対してあなたのほうがどれくらいの手形の振り出しをしてゐるか、あるいはどれくらいの手形の払いをしてゐるか、書面でもって報告を受けるやつはこれはどうも書けません。それに対する立ち入り検査、こういうことまでやつておりますか、どうですか。

○山田政府委員 必要に応じて現地に赴いて調査をいたしております。

○岡本(富)委員 必要に応じて……。今度はその下請企業のほうから、どうなつてゐるかという調査報告をとる。しかししも、うちの得意先はこういう状態です、このことがはつきりわかつたら、これは今度注文をくれなくなる。だからみんな隠すわけです。そこがどうなる法であるゆゑなんです。その点についてあなたはどういふような調査をやつておるか。

○山田政府委員 お説のような点がございまして、とかく下請業者からの名前をはつきりいたしました申告は、遺憾ながら数が少ないのでございまして。匿名の申告もございまして、それに基づいて十分な調査をいたしてございまして、先ほど申し上げました下請協力者団体、それから下請の協力者、これをそれぞれ定めまして、一般的な問題としてその意見を聴取いたしまして、われわれの調査の手がかりといたしておるわけでございまして。

○岡本(富)委員 そうしますと、公取委員長は、現在の下請代金支払遅延等防止法で完全である、こういうふうな断定してゐるわけですか。どうですか。

○山田政府委員 完全であるとは申しませんが、私どもとして調べましたところでは、最近における下請代金の支払い状況は、昭和四十三年の八月を調査時点として見ました限りにおいては、大体において、幾らかずつではございまして、改善の方向に向かつておる、かように考えておるわけでございまして。

○岡本(富)委員 そうしますと、いま完全であるとは言えない。不完全なところは、どこなんですか。

○山田政府委員 これは定期調査の回数がまだ十分でないとか、そういう点はございまして、ただいまのところ、あらゆる努力を払つておる。なお中小企業庁からも十分緊密な御連絡のもとに御援助を賜はして、万全を期しておるわけでございまして。

○岡本(富)委員 いまあなたのおっしゃいましたように、一生懸命やつてゐるのはよくわかりますが、不完全なところはどこかということを知りたい。

いるのです。

○山田政府委員 調査の回数がもう少し少しひんぱんに行なえるようにしたい、かような点は考えておられます。

○岡本(憲)委員 そうしますと、現在のこの下請代金支払遅延等防止法をあなたが施行しまして完全にいけるか。調査の数が少ないということはお認めになりましたけれども、調査をもう少しふやしていく、あるいはまた完全にいくためには何と何と何が不足しているわけですか。

○山田政府委員 先ほど、年間の調査件数が七千件余りと申し上げましたが、これは最近の数字を申し上げたのでありまして、ここ数年來、飛躍的にその数はふえております。今後その数をさらにさらにふやしていく、こういう努力をいたしたいと存じます。

○岡本(憲)委員 いまあなたのお話では、匿名の調査依頼もあればする、これははっきりしたわけですね。そうしますと、中小企業庁としては下請代金に対してどういう施策をとっているか、これをひとつ明らかにしてもらいたい。

○乙竹政府委員 下請というものは、日本の経済構造で非常に大事な役目をしておりまして、製造業では約六〇％が下請でございまして、これは日本の特色でございまして、ところが、親企業と下請企業との間の勢力バランスが非常に狂っておるといいますか、十分バランスがとれておらぬということがもともと下請問題の原因でございまして、中小企業庁といたしましては、まず下請業者の親企業者に対する立場を強めるということを第一に政策として掲げております。これがために必要な合理化資金の投入でございまして、あるいはまた団体協約の締結の促進でございまして、あるいは中小企業振興事業団を使う方策でございまして、か、こういういわゆる合理化路線、構造改善路線をまず引いております。

第二に、このさしあたりの下請代金支払遅延等防止法の運用でございまして、委員長がお話になりましたように、中小企業庁と公正取引委員会

とは密接に協力をしておりまして、公正取引委員会は年間に八千件お調べになりましたが、私たちのほうは一万件を調べております。したがって、先ほど先生御指摘の二万件の下請業者の中で年間に一万八千件調べられる、こういうことになるわけでございますけれども、従来ばらばらと申しますか、両当局で別々にやっておりましたのを、今度は分野を分けまして、ことしは中小企業庁がやる、来年はその分を公正取引委員会がやる、それからまた調査に着手してから一年間で片をつけよう、こういうことでございまして、両事務局が密接に協力をしておりますので、この下請代金支払遅延等防止法の運用は非常に強化されるというように考えております。

○岡本(憲)委員 いまの長官の話では、二年たったら全部解決する、こういう見通しだと感じます。

それでは、長官は約束があるそうですから行ってください。公取委員長もよろしくございませう。

次に質問したいことは、最近わが国の公害が非常に顕著に出てまいりました、このまま推移しますと、経済はなるほど発展いたしますけれども、国民の健康というものが保持できなくなつて、そしてかえって住みづらい、またいまの間に何とかしめないと、これはわが国は住めなくなつてくる。住めなくなるといふのは相当オーバーな話でありますけれども、私はきょうはちよつと公害問題についてお聞きしたいのですが、群馬県の安中市におきましてカドミウムあるいはまた亜硫酸ガスで非常に困つておる。ここに東邦亜鉛という会社があります、この問題について通産大臣はお聞きになっておりますか。

○大平国務大臣 聞いております。

○岡本(憲)委員 この問題はいつごろから発生し、またどういふふうな処置をとつたのか、これについてひとつお聞きしたいのです。

○橋本政府委員 この安中のカドミウムの問題につきましては、四十一年の終わりがら実は話

が出ておりました。もともとそれより以前に小林教授がそういう問題があるのではないかというふうなことで提案はされたことはございますけれども、正確にこの問題に取り組みになりましたのは、大体四十一年の終わりのころというふうに考えております。それで通産省といたしましては、この安中に対しまして数次にわたる水質の検査、それから鉱煙の検査をいたしまして、そのつど検査の結果思わしくない数値が出ますれば、施設の改善命令を指示いたしました。今日では順次それが改善をされ、大体現在の段階におきましては国際的な水準以下の水質になっておるといふふうに考えております。

○岡本(憲)委員 ちよつと農林省のほうに伺いますが、あなたのほうではこの安中市の東邦亜鉛の付近の蚕の問題、あるいは農産物の被害、これはいつごろからあったのですか。

○田所説明員 安中の鉱害でございまして、これにつきましては、昭和二十五、六年ころから農作物に被害があったというふうな報告は聞いております。

○岡本(憲)委員 あとでその被害状況を聞きますけれども、こうした被害状況を通産省のほうには連絡はしなかつたわけでしょうか、どうですか。

○田所説明員 この問題につきましては、県のほうで処置しておりました、農林省のほうとしては、それほど大きな被害面積でも当時なかつたというので、聞いておらなかつたと思ひます。

○橋本政府委員 それにつけ加えて、お話し申し上げたい点は、本来こういった鉱山並びに製錬所につきましては鉱煙からくる、いわゆるばいじんからくる被害という問題は、かなり以前からあるわけでございます。そういった点につきましては、十分な施設を施しまして、できるだけそういったものが出ないようにつとめて、鉱山保安法に基づきまして施設をやっておりますが、それでもなお出た場合におきましては、農業関係の人とそれから会社側におきまして、従来から補償金というふうな形において処理をしてまいつてお

るわけでございます。ただ、その中にカドミウムがあるのではないかというふうな問題になりましたのは、ごく最近でございます。

○岡本(憲)委員 あなたのほうでは、この会社に対してカドミウムは排出基準何PPMということを示しましたですか。

○橋本政府委員 これは国際的な基準が現在〇・〇一PPMでございまして、これを厳守、これ以下に押えるというふうなことで指示いたしております。

○岡本(憲)委員 それはいつごろですか。いつごろそういう指示をしたのですか。

○橋本政府委員 この〇・〇一PPMといふものは、これは前からある基準でございまして、具体的にこういう指示をし施設改善命令を出しましたのは去年の七月からでございます。

○岡本(憲)委員 去年の七月といふことは、四十三年の七月ですね。私はこの会社へ現実に行ってまいりました。そうしますと、鉱山保安局のほうから指示を受けておるの〇・〇一PPMまではいいのだと、こういうふうに私たちは指示を受けておりました、しかし最近になってそれではいけないのだというふうになりまして、いま施設をやつておるところです、こういうふうな向こうの副所長の話でありました。だから〇・〇一PPMというのはあなたのほうで指示なさつたのですか、どうですか。

○橋本政府委員 〇・一PPMという数字はつまびらかではございませんが、実はこういったカドミウムにつきましては〇・〇一PPMというところまでの分析をいたしますためには、電子分光分析器という分析機械によらなければ困難なのでございまして、こういう機械が開発されたのがつい二、三年前でございまして、その結果、わが国におきましてもカドミウムの分析が非常に微量なところまでできるようになつたわけでございます。したがって、各方面におきましていろいろ問題が起きておりますので、安中につきましても、昨年の七月に水質調査をし、同時に〇・〇

一 PPM にするような指示をしたわけでござい
ます。

○岡本(富)委員 じゃ、その煙と一緒に大気中
に出ていくところのカドミウムの量あるいは亜硫酸
ガスの量、これについてはどういう排出基準を指
示しておりますか。

○橋本政府委員 煙につきましては、亜硫酸ガス
が〇・二 PPM 以下でなければならぬというふ
うなことを指示しております。それから煙の中の
カドミウムでございますが、これは煙の中にカド
ミウムが介在するということが、実は理論的に
は非常にあり得ないのじゃないかというふうなこ
とで、特にカドミウムにつきましては、煙の中の
カドミウムという問題は出していないわけでござ
います。しかし、煙の中には何らかの方法によ
ってそれが含まれるかもしれないというふうな
ことで、昨年の十一月から十二月にかけてま
じ煙を二カ月間調査をして、現在分析しておる最
中でございます。本来ならば煙というものの中
には、亜硫酸ガスはございまして、カドミウムと
いうのは介在しないのが普通でございますが、な
おその調査結果を待ちまして、万一カドミウムが
介在しておる場合には、それを除去するための施
設を設置させなければならぬというふうに考え
ております。

○岡本(富)委員 これは亜鉛工場、ここでカドミ
ウムが製造されているわけですね。ほとんどとて
いるわけですが、それは加熱をしたり、あるいは
また凝結させたり、いろいろとやっているわけ
です。そうすると、そこから亜硫酸ガスあるいは煙
と一緒にどんどん出ていくことは、これはしろう
と考へてもわかる。そこで私は会社へ行きまして
調べますと、落雷、すなわち雷が落ちた場合、あ
るいは電圧がドロップした場合、こういうときに
はどうしても設備が爆発するのです、そのときに
はこれは多量に出る場合があるのです、これは不
可能なんです、こういうような説明を副所長がし
ておりましたけれども、あなたのほうでそのこと
を御存じなんです。

○橋本政府委員 私もその点は承知しております
が、落雷等によりまして停電等がございました場
合には、再開する段階におきまして、煙の排出量
は通常の場合よりもたくさん出るのは事実でござ
います。したがって、それについて予防策は
ないかというふうなことで現在検討しております
が、いまのところそれについての明確な予防方
法というのは出ていないわけでございます。しかし
これは何らかの技術的に説明しなければならぬ
いうことで、さらに検討するように指示をしてお
るわけでございます。

○岡本(富)委員 富山県の神通川のイタイイタイ
病の問題も、私も行きました。そして、被害の認
定を受けるようになりまして、そして、鉦山の人は
非常に喜んでおるわけですが、鉦山保安局
として、もっと力を入れて、あの付近に住んでい
る人たちの被害、こういう面に思いをいたして
、そして、もっとも強力な行政指導を申しませ
うか、あるいはまた研究をして、会社のほうにそれ
をさせていく——会社のほうにもう少しうまくや
れよ、こういうふうなことで、これはとても鉦
山問題は解決しないと思う。被害が起つてから
追いかけていって設備改善させる、あるいはどう
する、こういうことでは何か非常に手ぬるいよう
な感じも受けるわけです。したがって強力な行政
指導だけではなくして、さらに一体となつてこの
鉦山問題に取り組んでいく、この姿勢があなたに
はないのじゃないかと思うのですが、どうです
か。

○橋本政府委員 実はこのカドミウムにつきまし
ても、神通川で非常に大きな問題を起してあり
ます。これは事実でございます。それで実はカドミ
ウムの発生源は、鉦山、鉦山を産出する鉦山におき
ましてはその中に当然要素として含まれるわけで
ございます。そういう鉦山は現在全国で五十五
ございます。そこで昨年来、特にこの点につきま
しては、各監督局におきまして一斉検査をいたし
まして、大体予定といたしましては、この三月末
までに全部その検査の結果の資料が来るわけでござ

います。そのつど分析した結果いわれる。〇
一 PPM 以上のカドミウムが検出された場合に
おきましては、有効な施設改善命令を鉦山保安法
によりましてやつております。現に幾つかの鉦山
につきましてはそういう命令を出し、こういう
た問題の事前に予防されるようにというふうなこ
とで、その予防策には積極的に取り組んでおる次
第でございます。

○岡本(富)委員 それではもう一ぺん戻りますけ
れども、大気中、すなわち煙突あるいはその施設
から出るところのカドミウムに対しては、どこを
許容限度として制限しておるのか、しようとして
おるのか、これをひとつ聞きたい。

○橋本政府委員 その点につきましては、現在の
ところ、昨年の十一月、十二月に安中におきま
して鉦煙をとりまして、それを現在分析しておるわ
けでございます。どの程度の数字がその中に入
ってくるかというふうなことはまだわかりま
せん。

それからもう一つ、カドミウムにつきましての
そういう基準というのは、飲料水についてだけ
の国際的な基準があるわけでございまして、日本
ではたしてその〇・〇一というのが適正である
かどうかという根拠も実はございせん。飲料水
については基準がございすけれども、鉦煙につ
いては基準がないわけでございます。したがって
、本来ならば鉦煙は、これを焼却されまし
て、カドミウムはなくなるはずでございますが、
もし安中の件につきましてそういうものが検出
されれば、これを科学的に、学界的に他とも
相談いたしまして、どの程度の排出基準というも
のを鉦煙の中に設けるべきかというふうなことを
十分検討したいと思っております。

○岡本(富)委員 一九四〇年にフランスでこうい
う鉦煙工場あるいはまたカドミウムなんかを加工
するところにおきまして、大気中からからだに
入って非常に骨折をしておる、こういう文獻はあ
なたは御存じだと思ふのです。そこで厚生省はい
ま現在大気中におけるところのカドミウムの許容

限度、これを何ばに見ていま押えてやつておりま
すか、どうでしょう。

○橋本説明員 大気中のカドミウムの濃度につ
きましては、現在のところはまだ環境基準的なもの
は世界各國ともありません。現在ありますのは労
働衛生の場におきましては先生お話のありまし
た職業的に暴露される人につきましては一立方メ
ートル中〇・一ミリグラムというのがございま
す。しかしながら、いままでの実績をはかつてみ
ますと、アメリカの都市で最もあるものでも〇・
二マイクログラム・パー立方メートルしかない。
日本の都市では〇・〇二マイクログラム・パー
立方メートル以下ということになっております。
大気中の基準を設けてやるといふことは実は非常
にむずかしいことではないかというふうに考へて
おりますが、一日大体二十立方メートルの空気を
吸いますので、その辺から逆算していきましても、
かなり小さくなることは事実でございます。しか
、大気中のカドミウムとしてそのままでのリスク
は現在の段階ではなからうと思っております。

○岡本(富)委員 私、この数値についてはこの前
公害委員会において聞いています。なぜ聞いたかと
いいますと、電圧がドロップしたりいろいろなこ
とが出てくる、これを考へて言うておるのです。通
産省として全然こういうものを考慮に入らずに、
これはどうしようもありません——私は現実に聞
いてきておるのです。そうしますと、全然出ない
ことなのですか。そうしますと、この大気中にお
けるところのカドミウムの数値というものはどの
くらいに押えていけばいいのだから。それから向
こうの検査と合わせて、これは多過ぎるとか少な
過ぎるとか、だいたいようぶだとか、こうなるの
じゃないですか。あなたのほうでは何の基準もな
くて、出てきたやつを検査しましてから、一ぺん
モルモットみたいに人間を試験して、それからき
めるといふのは非常に手ぬるい。要するに、あな
たのほうには保安行政でないのです。ばくはこう思
うのですが、大臣どうでしょう。これはいまま
までの水俣病にしましても、阿賀野川の問題にしま

してもあるいはまたイタイイタイ病にしましても、また現在出ておるところの対馬の敵原、あそここの問題にしましても、鉱山保安局に何としてでも国民の健康を守らなければならぬという態度がほんとうにない。大気中から出るのは、そんなことはあまり考えでませんというが、事実、私あそこに行きましてもたくさん被害を見えました。農林省のほうから、どのくらい被害が出たというのは、あとで聞いてもよろしいですけども、まづ桑にそれがかかって、そしてその桑を蚕に食べさせますと、蚕が小さい間にみな青い汁を出して

死んじやうのです。遠方から桑を持ってくると蚕は育つ。上州のあそこは養蚕地でありまして、昔は非常に盛んだつた。東邦亜鉛が来てから蚕が全部絶滅していく。これはいまから十二、三年も前からかういう状態です。それに對して、通産省として関知しない、また聞いてない、そんなことは私言えないと思うのです。おそらく県やあるいはまた農林省からいろいろな話があつたと思う。なるほど企業は守らなければいけません。しかし、そうした人命を守るところのそれに対して、また四十一年の十二月に一般の學者からわいわい言われてはじめて四十三年の七月に改善命令を出している。こんなことでは後手後手ばかり。カドミウム

の総点検を、前の團田厚生大臣ですが、かういうように申し出たのが去年だつたと思ひますが、私ずつとこれから通産省としてももっと強力に公害防止に力を入れてもらわなかつたらいけないと思うのです。大臣の所信演説にもなかなかなりつぱなことが書かれておる。しかし、これを見ますと、保安局のほうは、働いておる人たちの事故防止、かういう面にはあるいは力を入れていらつしやるかもしれないけれども、外に對する、付近の住民に對するところの公害問題、この取り組み方というもの

が非常にまずいのじゃないか、あるいはやつてないのじゃないか、はつきりいえば、かういうように言われてもしかたがない、かう思うのです

が、大臣。

○大平国務大臣　そうですね、いままで公害問題

というのは、概して、仰せのように企業の発展にとつて阻害しない範囲内においておつき合いをしておけばいいんじゃないかという感じがななくて、経いでもなかったと私は思います。だけれども、経済がだんだん発展を遂げ、重化学工業化してまいって公害問題がこれのように深刻な課題になってきた今日、いま日本の産業界で、私がいま申し上げたような感覚で公害問題を受けとめておる、そういううちょうな産業界はいないと思います。産業存立の要素というか柱というか、その一つになってきたと思います。

それから第二点は、あなたが御指摘のように、公害が起つてからあたふたとその防除につとめるといふことではいけないのでありまして、やつぱり起つてからいかに未然に防止することに力点が置かれなければならないと思います。また、公害政策の重点もそこに置いて、この環境基準は政府のほうで亜硫酸ガスについて、御承知のようにきまりましたけれども、あれとても、いまから鹿島であるとか水島であるとかいう大工業地帯になるであらうというところへ工場を持っていくな前に、そこに据えつけるべき機械から、工場の立地からして、公害防除を頭に置いて、未然に防止するといふかまえていこうじゃないかという思想が歴然と出ておると思うのであります。据えつけたられた機械が毒害を流したらどう始末するかというのではなくて、そこに据えつけるべき機械そのものを初めからもう無害なものにするということではないかというふうになつてきておるのでございまして、私は公害政策が実質的におかげさまでたいへん前進してきておるよう思うのでございます。したがって、ただこのカドミウムでございますとかその他個々の問題につきましては、科学的に十分究明がまだ足りないところもあるようでございますし、原因の究明につきまして、まだ至らないところがいふところあると思います。そういうような点は十分究明を続けてまいらなければなりませんけれども、私どもは、従来予想いたしておりました以上に公害政策

というものはいま官民の間に定着しつつある、したがって、国会におきましても、御鞭撻をいただきたまはして、強力で御推進を賜わりたいと思うのでございます。ただ、国会の論議を聞いておりますと、産業家はあまり公害防除に熱心じゃない、通産省がそのしり馬に乗って非常に産業の利益を守るといふほうに傾きやすいというような先入観がどうも国会の中の論議にときどき出てくるので、私は非常に残念に思っておりますのでございますけれども、いまの日本の産業家というものは、そういううちような考えじゃなく、非常に真剣に公害に取り組んでおるのであるということでございまして、この上ともおしかりと同時に御鞭撻を賜わりたいと思います。

○岡本(三)委員 大臣、そんな答弁では私納得しないです。いいですか。なぜ私こういうような一つの例を取り上げたかといいますと、まだたくさんあるのですが、こういうように大氣中に含まれておるところのカドミウムに対してはどうするか、事実文獻なんかさがすとあるわけですから。そのことも保安局のほうでは何も考えていないわけですよ。ただ水の〇・〇一PPM、それだけ話しておるだけでですよ。したがって、いままで公害の被害にかかってほんとに困っておる人たち、こういう人たちをほんとに見守っていただく。いま大臣おっしゃったように、通産省は住民のことは考えない、ただ産業だけを守っておるんだ、私はそうは思わない、そういうこともあったかもしれないけれども、これはあなただけのおしやっておるのですけれども、私はそうじゃなくて、もっと前向きに公害問題について、大平さんが大臣になったときからほんとに視点が変わってくるのだ、こういうような答弁をひとつほしいのですよ。いままですっと手おくれ手おくれ。一つの例を見たってそれでしょう。大平大臣になってからこういうようにひとつ公害問題にがっちり取り組んで、そして国民の健康を守っていくのだ、こういう決意を述べてもらいたい。

○大平國務大臣 いままで岡本先生御期待のよう

な、究明が足らないところがなかったと私は言いわけをするわけじゃ決してごさいませんで、鉾山保安局におきましての仕事が間然するところがなかったと強弁いたしておるわけじゃ決してごさいませんけれども、公害について非常に熱心になって、あなたのおっしゃるように非常に前向きになって、それから予防マインドになってきておる。今度御質問いただくときにはたいへんおほめをいただくようなぐあいになるのじゃないかと思えます。

○岡本(三)委員　ではそういうように決意をされたと了解いたしました、大臣はひとつ……。

○小宮山委員長代理　岡本先生、大臣のほかに重工業局長、企業局長よろしゅうございますか、御質問なければ。

○岡本(三)委員　ちょっと残ってください。

重工業局長、企業局長、これはいま大臣に話をしましたけれども、今後許可条件あるいはまたいろいろなかうした企業の監視にあたつては、ただ保安局にまかしてあるんだ、こういうのじゃなくして、ひとつ十分配慮をして、そして日本の国から公害をなくしていく、ひとつあなた方もこういう頭になつてもらわなければならぬ。だから残つてもらつたのです。

次に厚生省に、今度の調査団を編成して、私の報告をもらっておるのですけれども、聞くとところによると水と土、これだけの検査だけしかやらないようになっていいる。こういうふうに思うのですから、大気中のカドミウムあるいはまたついでに亜硫酸ガス、これもやるのですか。

○橋本説明員 いまの御質問の点でございますが、今回の調査図では、工場の排水のほうと、それから河川の水質と、それから民家の井戸水を調査しております。それから土壌につきましても調査をいたしております。また米につきましても調査をいたしております。それから大気中のものにつきましては、私どももある非常に短い期間でございますが、大気のサンプルをとりまして分析をいたしておりますが、これにつきましては、

なお四十四年度以降においてがっかりした継続調査をしたいように考えております。

人体影響につきましても、厚生省が十分めんどうを見ることができませんでしたが、県独自の立場で調査をいたしておりますが、十分相談に乗りながら調査を進めたいというように思っております。

○岡本(富)委員 そうすると、大体大気中の検査が抜けている。聞くところによると、小林教授がこの状態ではぐあいが悪いというので大気の中の検査もしたいということをお伺いしたわけでありまして、このデータはやっぱりひとつ出してもらいたいと思うのです。

そこで鉱山保安局の局長さん、あなたはかわつてきてまだ間がないところで、あまり責めてもいけませんけれども、あなたが答弁のあれですから。前の西家さんのときには、私もほんとうに真剣にやりまして、あの人は真剣に戦った。ですから、この被害状況をまず農林省から発表してもらいます。まず農地局は現在土地あるいはかんがい用水、そういうところの試験をしたかどうか。それから農政局は、どれくらいの被害が出ているか。それから畜産関係のほうも、ひとつどれくらいの被害が出ているのか。これをひとつそれぞれから発表してもらいます。

○上田説明員 四十年四月一日現在における実態調査によりまして、水田の被害面積は安中市で四十四ヘクタール、高崎市で二百六十五ヘクタール、合計三百九十九ヘクタールでございます。

○田所説明員 いま農地局の方から被害を受けた面積の発表をやったのでございますが、農政局関係の作物につきましては、大体水稲と麦が被害を受けているのでございます。それで、この被害面積につきましては、関係面積が約三百ヘクタール程度あるところでございまして、実際の被害面積は県のほうでも十分把握しておりませんので、はっきりわからないわけでございます。

いまのは大体関係水田面積でございまして、あとと煙害と申しますか、亜硫酸ガスで被害を受けて

おるのが大体水稲二十ヘクタール、それから麦で三十五ヘクタールという程度の被害を受けておるといふように報告がまいっております。

○千野説明員 畜産関係の被害状況を申し上げますと、安中市のうち特に公害発生のおどい野殿、岩井、中宿、この三部落につきましては県の推定で桑がおよそ五十五ヘクタール、それから自家用の野菜でありますネギが五ヘクタールほど被害を受けておる、こういうことであります。被害金額につきましては、工場と被害農家の間で自主的に協議が成立しておりますので、第三者の介入が許されておらないということで、県としてもちよつとまじらかにいたしております。

○岡本(富)委員 農政局はオカボのほうはどうですか。

○田所説明員 オカボの被害につきましては、まだ報告は聞いておらないのでありますが、いかに農林省はあまいかということですが、これは十

四、五年です。こういうような現地の人たちの話を聞きますと、まだいまだに、大体夜の十時ごろ、朝の大体八時ごろの道を通ると、ものすごい煙がきて、鼻をもうこうして通らなければならぬ。あるいは夏なんかだったら寝られないくらい、すごい煙が入る。こういう状態であると同時に、今度はこうした農産物の被害がすごい。もうみんな、こんなところに住めぬからというわけで、どんどん出ていくわけです。この前の富山県の神通川の時にもそうでありましたが、どのくらいの被害が出ておられますかといつても、県からあんまり報告が出ておりませんので、なかなか農政局では出さなかつた。農林省はこういうのは全部県まかせ。農林省のほうから直接行つてあるいはまた直接聞いて被害を調査して、通産省のほうに報告してまたは連絡して、何としてもこういうような被害のないようにしていこうというようなことはしてはいけないうのですか、どうですか。ぼくはそういうように感じますよ。

○田所説明員 国がしてはいけないうことは

ないと思いますが、大体こういう被害、特に局地的な被害につきましては、県のほうにそれぞれの機関がございまして、そこで大体調査した結果の報告をとつておるわけでございます。

なお水稲等におきまして、いままでも県のほうで特別にこれにつきましては調査なり対策について協力依頼があれば、国としてもこれについて協力をするというところで参つております。

○岡本(富)委員 私のほうからひとつどんなぐら

いの被害が出ておるのだということを聞いてから、県のほうに連絡してどんなことか。この被害状況をばくはもつと調べてきておられますけれども、あなた方はどつちかという答弁用の被害調査をとつた。そうした行政のあり方といふことが、農

林大臣はこの出身ですから聞かなければいけないと思うのです。何か公害問題は局地的だ、こういう話がありますよ。あなたいまおっしゃつたように、局地的には違ひないけれども、こうしていま私たちは米や農林関係をやってるだけではないんだといふけれども、日本の国の現在の世論として、各所でこうした被害が起つておるといふことはテレビやあるいは新聞報道でいふ聞いているはずで、それに対してもつと熱心に、どういふふうになつておるんだ、どうなんだ――

現地の人たちの意見を聞きますと、なるほどそこに過去十年間から公害対策というふうな審議会みたいなものをつくつておる。しかしそのボスというものが全然話にならないような人であるのです。会社から金をもらつてきて、ほとんど交際費に使つたとかんとかいって、結局一般の人は泣き寝入り。そこへ皆さんが手をかけてはいけないうことは私はないと思うのです。公平な農林行政をつかさどるあなたの方であれば、一体どうなつておるんだ――今度の問題が初めてと違ふのです。

あの富山県の問題を私は前にいふん公害委員会において皆さんに来てもらつて話したはずで、

やっぱりこれも同じことです。そんなこととしてはいけないうように私は思ふしかな。もう少しあたたかい、住民の立場に立つて、おそろく皆

さん方がここで園芸をやつたりあるいはまた米をつくつておつたら黙つておらぬと思うのですよ。そこまでせぬでもないといへばおしまひですけれども、県のほうはなぜできないか、県のほうはなぜ園芸とするか。それは会社から相当な固定資産税とかあるいはまた事業税が出ますから、どうしても企業に押えられてしまふわけです。公害審議会をつくつたつて向こうの所長がその審議会の一員に入つておる、こんなことをやっていたらいつまでもたつても日本の公害というものはなくならぬ。そして国民の健康を守ることはできないと私は思うのです。あなたの方に言つてもしかたがないけれども、これはひとつ大臣に強力に言つておいてください。いいですか。あとで聞きますからね。

○上田説明員 先生から米についての被害という御指摘がありましたので、これに關してのみ申し上げますと、御指摘のように二十三年ごろから水田作物についての被害が激増しておつたわけでありまして、それで三十五年から三十八年にかけては、耕地復旧事業、水質変更事業、延長放水路工事を行ないまして、その被害の軽減をはかつたといふ事実がございまして、その結果、四十年四月一日現在の調査によつては、先ほど申し上げましたような被害の状況になつたといふことでございまして、しかしその時点の被害の状況は、いま申し上げました三つの工事をを行ないました以前の被害から見ますと、だいぶ軽減されているように見受けられます。

○岡本(富)委員 もう一点、農地局でこの土地の問題もやっていると申すのですが、その畑あるいはたんぼの土なんかをとつて、カドミウムの含有量あるいはまたいろいろな調査をして、通産省のほうに強力に申し入れたことがありますが、どうですか。

○上田説明員 ただいま申し上げました三つの事業を行ないました時点において考えておりましたのは、亜鉛の被害だといふふうに感じておつたのであります。カドミウムのことにつきましては

